

奈良市公報

第 3 2 8 号

(平成28年 4 月分)

平成28年 9 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

規 則

○奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条
例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…… 2

告 示

○奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立
入検査に関する要綱…… 2
○奈良市スポーツ賞要綱の一部を改正する告示…… 11
○予防接種の実施…… 11
○一般競争入札の実施…… 12
○奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定
等に関する要綱の一部を改正する告示…… 13
○市道路線の廃止…… 13
○市道路線の認定…… 14
○道路の区域決定…… 16
○道路の供用開始…… 18
○道路の区域変更…… 20
○道路の供用開始…… 29
○歩行者専用道路の指定…… 38
○奈良市予防接種に係る事故災害の補償に関する要綱…… 38
○一般競争入札の実施…… 39
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
指定…… 39
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…… 39
○徴収事務の委託…… 39
○国土調査の実施…… 40
○固定資産課税台帳に登録すべき平成28年度の固定資産
の価格等の登録…… 40
○徴収事務の委託…… 40
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の指定（2件）…… 40
○障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事
業者の廃止…… 41
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…… 41
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定…… 41
○平成25年奈良市告示第178号の一部改正…… 42
○放置自転車等の保管…… 42
○一般競争入札の実施（2件）…… 43
○平成28年奈良市告示第144号の一部改正…… 43
○都市計画事業認可に係る図書の写しの縦覧…… 44
○担保権設定等財産差押通知書の公示送達…… 44
○配当計算書の公示送達…… 44

○町の区域の変更案に対する変更の請求…… 44
○奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の
一部を改正する告示…… 44
○奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱
の一部を改正する告示…… 46
○奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を
改正する告示…… 51
○地縁による団体の認可…… 54
○生活保護法の規定による施術者の指定…… 55
○放置自転車等の保管…… 55
○差押調書等の公示送達…… 55
○公有財産の売払い…… 55
○一般競争入札の実施…… 55
○徴収及び収納の事務の委託…… 56
○住居番号の設定…… 57
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…… 57
○都市景観形成建築物等の指定…… 57
○開発行為に関する工事の完了…… 58
○差押調書等の公示送達…… 58
○差押調書の公示送達…… 58
○放置自転車等の保管…… 58
○生活保護法の規定による医療機関の指定…… 58
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出…… 59
○生活保護法の規定による施術者から事業の廃止の届出
…… 59
○生活保護法の規定による施術者の指定…… 59
○放置自転車等の保管…… 59
○平成28年度奈良市一般廃棄物処理基本計画…… 59
○平成28年度奈良市一般廃棄物処理実施計画…… 76
○予防接種の実施の一部改正…… 89
○一般競争入札の実施…… 89
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件）…… 89
○督促状の公示送達…… 90
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
止の届出…… 91
○生活保護法の規定による医療機関の指定…… 91
○生活保護法の規定による施術者の指定…… 91
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）…… 91
○徴収事務の委託…… 92
○放置自転車等の保管（2件）…… 92
○開発行為に関する工事の完了…… 92
○放置自転車等の保管…… 92
○公募型プロポーザルの実施…… 93

○放置自転車等の保管……………	93
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	93
○一般競争入札の実施……………	93
○放置自転車等の保管……………	93
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	94
○一般競争入札の実施……………	94
○開発行為に関する工事の完了……………	94
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	94

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………	95
---------------------------	----

公 営 企 業

○宿日直窓口収納業務の委託……………	95
○収納事務の委託……………	95
○水道メーター計量業務の委託……………	96
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	96
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………	96
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………	97

消 防

○奈良市警防活動規程……………	97
○奈良市救急活動規程……………	110
○奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令……………	123

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………	123
------------------	-----

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	123
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………	123

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………	124
---------------	-----

規 則

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年4月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第49号

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市立診療所設置条例及び奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第46号）の施行期日は、平成28年6月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年4月20日揭示済）

告 示

奈良市告示第212号

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第24条第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第9項に基づくサービス付き高齢者向け住宅（高齢者住まい法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）に係る報告及び立入検査に関し必要な事項を定める。

（入居開始報告）

第2条 高齢者住まい法第9条第1項に規定する登録事業者（以下「登録事業者」という。）又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「管理等受託者」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅としての入居開始までに、サービス付き高齢者向け住宅入居開始報告書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 サービス付き高齢者向け住宅として登録された時点で既に居住の用に供している場合は、登録事業者又は管理等受託者は、速やかにサービス付き高齢者向け住宅入居開始報告書を市長に提出しなければならない。

（定期報告）

第3条 登録事業者又は管理等受託者は、毎年7月1日時点の事業の状況を、サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（別記第2号様式）に市長が別に定める書類を添えて、同月末日までに市長に報告するものとする。

（立入検査）

第4条 立入検査は、原則として入居開始の日の翌日から起算して1年以内に実施する。ただし、必要に応じ、随時実施することができる。

2 市長は、立入検査を実施するときは、登録事業者又は管理等受託者に対して事前通知書（別記第3号様式）によりあらかじめ通知するものとする。ただし、緊急に立入検査の必要が生じた場合は、この限りでない。

3 立入検査を行おうとする職員は、サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証（別記第4号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（結果通知）

第5条 立入検査の結果は、改善すべき事項がない場合にあってはサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書（別記第5号様式）により、改善すべき事項がある場

合にあってはサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果
通知書（別記第 6 号様式）により登録事業者に通知する
ものとする。

（改善報告）

第 6 条 立入検査の結果、改善すべき事項があった場合は、
登録事業者は速やかに必要な措置をとるとともに、サー
ビス付き高齢者向け住宅改善報告書（別記第 7 号様式）
により市長に報告するものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項につい
ては市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日において、既にサービス付き高齢
者向け住宅としての居住の用に供している登録住宅につ
いては、第 2 条及び第 4 条第 1 項本文の規定は、適用し
ない。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

（提出者）住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

サービス付き高齢者向け住宅入居開始報告書

年 月 日付けで登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業について、下記のとおり入居を開始しますので報告します。

記

1 登録住宅等の概要

- （1）住 宅 の 名 称 ：
- （2）住 宅 の 所 在 地 ：
- （3）登 録 番 号 ：
- （4）登 録 日 ： 年 月 日
- （5）竣 工 年 月 日 ： 年 月 日
- （6）入 居 開 始 日 ： 年 月 日

2 問合せ先

- 担 当 者 ：
- 電 話 番 号 ：
- F A X 番 号 ：
- メールアドレス ：

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

（提出者）住所

氏名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づき、登録住宅の状況について下記のとおり報告します。

記

1 登録住宅等の概要

（1）住 宅 の 名 称 ：

（2）住 宅 の 所 在 地 ：

（3）登 録 番 号 ：

（4）登 録 日 ： 年 月 日

（5）入 居 開 始 日 ： 年 月 日

2 報告内容 別紙「サービス付き高齢者向け住宅事業詳細報告書」のとおり

3 問合せ先

担 当 者 ：

電 話 番 号 ：

F A X 番 号 ：

メールアドレス ：

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長



サービス付き高齢者向け住宅立入検査事前通知書

標記の件につきまして、〔高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項、老人福祉法第29条第9項〕の規定により、下記のとおり立入検査を実施しますので、関係書類の準備等ご協力をお願いします。

記

1 住宅の名称

2 住宅の所在地

3 実施日時

年 月 日（ ） 時 分から

4 主な検査項目

- ・登録住宅の申請図面による現地確認
- ・高齢者生活支援サービスの運営状況
- ・入居者の状況
- ・職員配置の状況
- ・運営に関する状況
- ・帳簿の保存状況
- ・その他

5 調査書類

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請に係る書類及び事業の運営内容を確認できる書類

6 事前提出書類

第 4 号様式（第 4 条関係）

		第	号
サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
		(写 真)	
上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第 1 項及び老人福祉法第29条第 9 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行 (年 月 日まで有効)			
奈良市長			印

（注）裏面に高齢者の居住の安定確保に関する法律及び老人福祉法の抜粋を記載する。

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長



サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書

年 月 日に実施したサービス付き高齢者向け住宅立入検査について、下記のとおり通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 立入検査結果

第6号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長



サービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書

年 月 日に実施したサービス付き高齢者向け住宅立入検査について、下記のとおり改善の必要な事項が認められましたので、年 月 日までにサービス付き高齢者向け住宅改善報告書に確認できる資料を添えて報告してください。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 改善の必要な事項

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

(提出者) 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

サービス付き高齢者向け住宅改善報告書

年 月 日付けサービス付き高齢者向け住宅立入検査結果通知書において改善が必要
とされた事項について、下記のとおり措置を講じましたので報告します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 指摘事項の内容
- 4 改善内容
- 5 別添資料

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第213号

奈良市スポーツ賞要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市スポーツ賞要綱の一部を改正する告示

奈良市スポーツ賞要綱（平成20年奈良市告示第626号）の一部を次のように改正する。

第1条中「者」を「個人及び団体」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（顕彰の対象）

第2条の2 顕彰の対象は、市内に住所を有する個人及び市内に活動の拠点を置く団体とする。

第3条の見出しを「（顕彰の基準）」に改め、同条第1項中「する者」を「するもの」に改め、同項第1号中「選手として」を「として」に、「者」を「個人又は団体」に改め、同項第2号中「選手」を削り、「者」を「個人又は団体」に改め、同項第3号中「選手として」を削り、「者」

を「個人又は団体」に改め、同条第2項中「する者」を「するもの」に改め、同項第1号中「入賞した者」を「入賞した個人又は団体」に改め、同項第2号中「優勝した者」を「優勝した個人又は団体」に改め、同条第3項中「する者」を「するもの」に改め、同項各号中「者」を「個人又は団体」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定にかかわらず、招待又は自由参加により大会に出場したものは、顕彰の対象としない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第214号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風 （4種混合） ジフテリア・百日せき・破傷風 （三種混合） ジフテリア・破傷風 （二種混合）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成28年4月10日から平成29年3月31日まで	別紙1のとおり
結 核 （BCG）	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
麻しん・風しん（MR） 麻しん又は風しん	1. 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成28年4月10日から平成29年3月31日まで	
日本脳炎	1. 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2. 9歳以上13歳未満の者 ＜特例＞ ・平成7年4月2日以降に生まれた7歳6か月以上20歳未満の者 ・平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で平成22年3月31までに第1期の予防接種が終了していない者で9歳以上13歳未満にある者	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
ジフテリア・破傷風 （二種混合）	11歳以上13歳未満の者	平成28年4月10日から平成29年3月31日まで	
急性灰白髄炎（ポリオ）	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成28年4月10日から平成29年3月31日まで	

ヒブ感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
小児肺炎球菌感染症	生後3月から生後60月に至るまでの間にある者	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生～高校1年生	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者 60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	別紙2のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 成人用23価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000円

1 入札に付する事項

(2) それ以外の予防接種については、無料

(3) 接種当日に、奈良市に住民登録のない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養児

長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種を受けることができなくなったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年、成人用肺炎球菌感染症については1年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第1条の2第3項関係）

6 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示215号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

項目	概要
業務名	奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務
業務内容	- 給食物資納入業者から配送される給食物資を衛生面や品質面を保持したうえで安全に保管する。 - 給食実施日に上記の保管した給食物資を都祁学校給食センター、月ヶ瀬学校給食センター、田原小学校、興東小学校、柳生小学校、興東館柳生中学校の給食室へ配送する。
委託期間	平成28年5月1日から平成29年3月31日まで
業者選定方法	一般競争入札
契約形式	委託契約

以下省略

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第216号

奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

別記第 1 号様式中

フリガナ	
氏 名	

を

フリガナ	
氏 名	
個人番号	

に、

勤務先、学校名と学年、 その他の状況	市民税等 課税状況
	有・非
	有・非
	有・非
	有・非
	有・非
	有・非
	有・非

を

勤務先、学校名と学年、 その他の状況	個人番号

に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する要綱別記第 1 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

廃止

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	石打東向谷線	月ヶ瀬石打 1508番2地先 から	月ヶ瀬石打 1515番地先 まで	L= 422.4 W= 3.8～5.6
2	都祁針インター線	都祁白石町 1240番8地先 から	針町 298番1地先 まで	L= 1003.5 W= 5.3～1.9
3	北部第 271 号線	大森町 58番3地先 から	大森町 115番1地先 まで	L= 185.9 W= 6.2～6.4
4	北部第 272 号線	大森町 117番地先 から	大森町 68番2地先 まで	L= 29.7 W= 0.9
5	中部第 254 号線	二条大路南四丁目 100番12地先 から	二条大路南三丁目 209番2地先 まで	L= 269.7 W= 4.1～8.0
6	西部第 231 号線	西登美ヶ丘四丁目 1944番1地先 から	西登美ヶ丘四丁目 1950番319地先 まで	L= 152.4 W= 4.9～6.4
7	西部第 987 号線	中町 4484番地先 から	丸山二丁目 4498番163地先 まで	L= 264.8 W= 6.2

(平成28年4月1日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

認定

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	石打東向谷線	月ヶ瀬石打 1508番2地先 から	月ヶ瀬石打 1462番55地先 まで	L= 283.5 W= 4.0～5.6
2	都祁針インター線	都祁白石町 1240番8地先 から	針町 167番1地先 まで	L= 1,258.8 W= 9.6～14.8
3	東部第 391 号線	日笠町 395番1地先 から	日笠町 286番1地先 まで	L= 135.7 W= 7.5～10.5
4	東部第 392 号線	杣ノ川町 453番1地先 から	日笠町 370番3地先 まで	L= 3,647.7 W= 7.5～10.5
5	南部第 712 号線	東九条町 563番地先 から	東九条町 555番14地先 まで	L= 98.4 W= 6.0～8.0
6	南部第 713 号線	柏木町 395番1地先 から	柏木町 397番10地先 まで	L= 114.2 W= 6.0～8.0
7	南部第 714 号線	柏木町 397番12地先 から	柏木町 397番30地先 まで	L= 46.2 W= 6.0～13.0
8	南部第 715 号線	柏木町 397番14地先 から	柏木町 400番10地先 まで	L= 48.2 W= 6.0～10.0
9	北部第 271 号線	大森町 57番12地先 から	大森町 57番9地先 まで	L= 105.0 W= 6.2～6.4
10	北部第 272 号線	大森町 57番17地先 から	大森町 122番3地先 まで	L= 54.5 W= 6.2～8.5
11	北部第 783 号線	大森町 125番5地先 から	大森町 78番1地先 まで	L= 275.0 W= 6.0
12	北部第 784 号線	大森町 125番1地先 から	大森町 77番地先 まで	L= 354.2 W= 6.0
13	北部第 785 号線	大森町 139番1地先 から	大森町 123番1地先 まで	L= 132.4 W= 6.0
14	北部第 786 号線	大森町 138番1地先 から	大森町 123番1地先 まで	L= 146.7 W= 6.0
15	北部第 787 号線	大森町 129番1地先 から	大森町 135番2地先 まで	L= 50.0 W= 6.0
16	北部第 788 号線	北風呂町 4番1地先 から	東城戸町 21番1地先 まで	L= 38.4 W= 6.0～8.0
17	北部第 789 号線	肘塚町 149番1地先 から	肘塚町 149番11地先 まで	L= 25.6 W= 6.0～8.0
18	北部第 790 号線	肘塚町 149番50地先 から	肘塚町 149番48地先 まで	L= 208.8 W= 6.0～8.0
19	北部第 791 号線	奈良阪町 2314番8地先 から	奈良阪町 2290番3地先 まで	L= 75.4 W= 4.0
20	中部第 1639 号線	あやめ池南八丁目 1114番2地先 から	疋田町 522番3地先 まで	L= 350.0 W= 6.0～8.0
21	中部第 1640 号線	芝辻町三丁目 112番11地先 から	芝辻町三丁目 112番2地先 まで	L= 71.6 W= 6.0～8.0
22	中部第 1641 号線	押熊町 705番2地先 から	押熊町 679番48地先 まで	L= 221.0 W= 6.0
23	中部第 1642 号線	押熊町 707番1地先 から	押熊町 679番66地先 まで	L= 112.0 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
24	中部第 1643 号線	押熊町 679番73地先 から	押熊町 708番4地先 まで	L= 29.0 W= 6.0
25	中部第 1644 号線	押熊町 1573番1地先 から	押熊町 1587番2地先 まで	L= 153.0 W= 6.0～11.4
26	中部第 1645 号線	押熊町 1409番61地先 から	押熊町 1409番57地先 まで	L= 108.4 W= 6.0
27	中部第 1646 号線	押熊町 1409番60地先 から	押熊町 1409番47地先 まで	L= 101.4 W= 6.0
28	中部第 1647 号線	押熊町 211番20地先 から	押熊町 211番7地先 まで	L= 221.1 W= 6.0
29	中部第 1648 号線	中山町 1177番10地先 から	中山町 1177番11地先 まで	L= 10.2 W= 6.0
30	中部第 1649 号線	三条大路三丁目 448番3地先 から	三条大路三丁目 449番1地先 まで	L= 28.5 W= 6.2～8.2
31	中部第 1650 号線	芝辻町一丁目 77番10地先 から	芝辻町一丁目 77番43地先 まで	L= 138.4 W= 4.8
32	中部第 1651 号線	芝辻町一丁目 77番87地先 から	芝辻町一丁目 77番54地先 まで	L= 71.4 W= 4.8
33	中部第 1652 号線	西大寺新田町 511番1地先 から	西大寺新田町 525番4地先 まで	L= 120.8 W= 6.0～13.0
34	中部第 1653 号線	西大寺新田町 500番15地先 から	西大寺新田町 500番6地先 まで	L= 59.5 W= 6.0～8.0
35	中部第 1654 号線	西大寺新田町 500番3地先 から	西大寺新田町 500番2地先 まで	L= 18.4 W= 6.0～8.0
36	中部第 1655 号線	西大寺栄町 2316番3地先 から	西大寺栄町 2325番1地先 まで	L= 103.0 W= 6.0～8.0
37	中部第 1656 号線	西大寺新池町 1599番11地先 から	西大寺新池町 1599番12地先 まで	L= 27.5 W= 6.0～8.0
38	中部第 1657 号線	西大寺国見町二丁目 296番85地先 から	西大寺国見町二丁目 339番5地先 まで	L= 58.8 W= 6.0～8.0
39	西部第 231 号線	西登美ヶ丘四丁目 1944番1地先 から	西登美ヶ丘四丁目 1950番451地先 まで	L= 183.0 W= 4.9～6.4
40	西部第 987 号線	中町 4464番1地先 から	丸山二丁目 4498番163地先 まで	L= 396.8 W= 6.2～16.0
41	西部第 1435 号線	藤ノ木台三丁目 454番19地先 から	藤ノ木台三丁目 453番2地先 まで	L= 38.4 W= 6.0～15.0
42	西部第 1436 号線	百楽園五丁目 2818番126地先 から	百楽園五丁目 2818番131地先 まで	L= 35.0 W= 6.0～8.0
43	西部第 1437 号線	百楽園五丁目 2818番126地先 から	百楽園五丁目 2818番140地先 まで	L= 83.0 W= 6.0～8.0
44	西部第 1438 号線	百楽園五丁目 2818番143地先 から	百楽園五丁目 2818番149地先 まで	L= 42.0 W= 6.0～8.0
45	西部第 1439 号線	学園大和町六丁目 712番1地先 から	学園大和町六丁目 695番地先 まで	L= 90.0 W= 6.5～12.0
46	西部第 1440 号線	三松二丁目 220番1地先 から	三松二丁目 221番30地先 まで	L= 114.2 W= 4.0～4.6
47	西部第 1441 号線	三松二丁目 221番35地先 から	三松二丁目 213番13地先 まで	L= 27.4 W= 4.0～4.6

(平成28年4月1日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

区域決定

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	石打東向谷線	月ヶ瀬石打 1508番2地先 から	月ヶ瀬石打 1462番55地先 まで	L= 283.5 W= 4.0～5.6
2	都祁針インター線	都祁白石町 1240番8地先 から	針町 167番1地先 まで	L= 1,258.8 W= 9.6～14.8
3	南部第 712 号線	東九条町 563番地先 から	東九条町 555番14地先 まで	L= 98.4 W= 6.0～8.0
4	南部第 713 号線	柏木町 395番1地先 から	柏木町 397番10地先 まで	L= 114.2 W= 6.0～8.0
5	南部第 714 号線	柏木町 397番12地先 から	柏木町 397番30地先 まで	L= 46.2 W= 6.0～13.0
6	南部第 715 号線	柏木町 397番14地先 から	柏木町 400番10地先 まで	L= 48.2 W= 6.0～10.0
7	北部第 271 号線	大森町 57番12地先 から	大森町 57番9地先 まで	L= 105.0 W= 6.2～6.4
8	北部第 272 号線	大森町 57番17地先 から	大森町 122番3地先 まで	L= 54.5 W= 6.2～8.5
9	北部第 783 号線	大森町 125番5地先 から	大森町 78番1地先 まで	L= 275.0 W= 6.0
10	北部第 784 号線	大森町 125番1地先 から	大森町 77番地先 まで	L= 354.2 W= 6.0
11	北部第 785 号線	大森町 139番1地先 から	大森町 123番1地先 まで	L= 132.4 W= 6.0
12	北部第 786 号線	大森町 138番1地先 から	大森町 123番1地先 まで	L= 146.7 W= 6.0
13	北部第 787 号線	大森町 129番1地先 から	大森町 135番2地先 まで	L= 50.0 W= 6.0
14	北部第 788 号線	北風呂町 4番1地先 から	東城戸町 21番1地先 まで	L= 38.4 W= 6.0～8.0
15	北部第 789 号線	肘塚町 149番1地先 から	肘塚町 149番11地先 まで	L= 25.6 W= 6.0～8.0
16	北部第 790 号線	肘塚町 149番50地先 から	肘塚町 149番48地先 まで	L= 208.8 W= 6.0～8.0
17	北部第 791 号線	奈良阪町 2314番8地先 から	奈良阪町 2290番3地先 まで	L= 75.4 W= 4.0
18	中部第 1640 号線	芝辻町三丁目 112番11地先 から	芝辻町三丁目 112番2地先 まで	L= 71.6 W= 6.0～8.0
19	中部第 1641 号線	押熊町 705番2地先 から	押熊町 679番48地先 まで	L= 221.0 W= 6.0
20	中部第 1642 号線	押熊町 707番1地先 から	押熊町 679番66地先 まで	L= 112.0 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1643 号線	押熊町 679番73地先 から	押熊町 708番4地先 まで	L= 29.0 W= 6.0
22	中部第 1644 号線	押熊町 1573番1地先 から	押熊町 1587番2地先 まで	L= 153.0 W= 6.0～11.4
23	中部第 1645 号線	押熊町 1409番61地先 から	押熊町 1409番57地先 まで	L= 108.4 W= 6.0
24	中部第 1646 号線	押熊町 1409番60地先 から	押熊町 1409番47地先 まで	L= 101.4 W= 6.0
25	中部第 1647 号線	押熊町 211番20地先 から	押熊町 211番7地先 まで	L= 221.1 W= 6.0
26	中部第 1648 号線	中山町 1177番10地先 から	中山町 1177番11地先 まで	L= 10.2 W= 6.0
27	中部第 1649 号線	三条大路三丁目 448番3地先 から	三条大路三丁目 449番1地先 まで	L= 28.5 W= 6.2～8.2
28	中部第 1650 号線	芝辻町一丁目 77番10地先 から	芝辻町一丁目 77番43地先 まで	L= 138.4 W= 4.8
29	中部第 1651 号線	芝辻町一丁目 77番87地先 から	芝辻町一丁目 77番54地先 まで	L= 71.4 W= 4.8
30	中部第 1652 号線	西大寺新田町 511番1地先 から	西大寺新田町 525番4地先 まで	L= 120.8 W= 6.0～13.0
31	中部第 1653 号線	西大寺新田町 500番15地先 から	西大寺新田町 500番6地先 まで	L= 59.5 W= 6.0～8.0
32	中部第 1654 号線	西大寺新田町 500番3地先 から	西大寺新田町 500番2地先 まで	L= 18.4 W= 6.0～8.0
33	中部第 1656 号線	西大寺新池町 1599番11地先 から	西大寺新池町 1599番12地先 まで	L= 27.5 W= 6.0～8.0
34	中部第 1657 号線	西大寺国見町二丁目 296番85地先 から	西大寺国見町二丁目 339番5地先 まで	L= 58.8 W= 6.0～8.0
35	西部第 231 号線	西登美ヶ丘四丁目 1944番1地先 から	西登美ヶ丘四丁目 1950番451地先 まで	L= 183.0 W= 4.9～6.4
36	西部第 987 号線	中町 4464番1地先 から	丸山二丁目 4498番163地先 まで	L= 396.8 W= 6.2～16.0
37	西部第 1435 号線	藤ノ木台三丁目 454番19地先 から	藤ノ木台三丁目 453番2地先 まで	L= 38.4 W= 6.0～15.0
38	西部第 1436 号線	百楽園五丁目 2818番126地先 から	百楽園五丁目 2818番131地先 まで	L= 35.0 W= 6.0～8.0
39	西部第 1437 号線	百楽園五丁目 2818番126地先 から	百楽園五丁目 2818番140地先 まで	L= 83.0 W= 6.0～8.0
40	西部第 1438 号線	百楽園五丁目 2818番143地先 から	百楽園五丁目 2818番149地先 まで	L= 42.0 W= 6.0～8.0
41	西部第 1439 号線	学園大和町六丁目 712番1地先 から	学園大和町六丁目 695番地先 まで	L= 90.0 W= 6.5～12.0
42	西部第 1440 号線	三松二丁目 220番1地先 から	三松二丁目 221番30地先 まで	L= 114.2 W= 4.0～4.6
43	西部第 1441 号線	三松二丁目 221番35地先 から	三松二丁目 213番13地先 まで	L= 27.4 W= 4.0～4.6

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成28年4月1日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

供用開始

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	石打東向谷線	月ヶ瀬石打 1508番2地先 から	月ヶ瀬石打 1462番55地先 まで	L= 283.5 W= 4.0～5.6
2	都祁針インター線	都祁白石町 1240番8地先 から	針町 167番1地先 まで	L= 1,258.8 W= 9.6～14.8
3	南部第 712 号線	東九条町 563番地先 から	東九条町 555番14地先 まで	L= 98.4 W= 6.0～8.0
4	南部第 713 号線	柏木町 395番1地先 から	柏木町 397番10地先 まで	L= 114.2 W= 6.0～8.0
5	南部第 714 号線	柏木町 397番12地先 から	柏木町 397番30地先 まで	L= 46.2 W= 6.0～13.0
6	南部第 715 号線	柏木町 397番14地先 から	柏木町 400番10地先 まで	L= 48.2 W= 6.0～10.0
7	北部第 271 号線	大森町 57番12地先 から	大森町 57番9地先 まで	L= 105.0 W= 6.2～6.4
8	北部第 272 号線	大森町 57番17地先 から	大森町 122番3地先 まで	L= 54.5 W= 6.2～8.5
9	北部第 783 号線	大森町 125番5地先 から	大森町 78番1地先 まで	L= 275.0 W= 6.0
10	北部第 784 号線	大森町 125番1地先 から	大森町 77番地先 まで	L= 354.2 W= 6.0
11	北部第 785 号線	大森町 139番1地先 から	大森町 123番1地先 まで	L= 132.4 W= 6.0
12	北部第 786 号線	大森町 138番1地先 から	大森町 123番1地先 まで	L= 146.7 W= 6.0
13	北部第 787 号線	大森町 129番1地先 から	大森町 135番2地先 まで	L= 50.0 W= 6.0
14	北部第 788 号線	北風呂町 4番1地先 から	東城戸町 21番1地先 まで	L= 38.4 W= 6.0～8.0
15	北部第 789 号線	肘塚町 149番1地先 から	肘塚町 149番11地先 まで	L= 25.6 W= 6.0～8.0
16	北部第 790 号線	肘塚町 149番50地先 から	肘塚町 149番48地先 まで	L= 208.8 W= 6.0～8.0
17	北部第 791 号線	奈良阪町 2314番8地先 から	奈良阪町 2290番3地先 まで	L= 75.4 W= 4.0
18	中部第 1640 号線	芝辻町三丁目 112番11地先 から	芝辻町三丁目 112番2地先 まで	L= 71.6 W= 6.0～8.0
19	中部第 1641 号線	押熊町 705番2地先 から	押熊町 679番48地先 まで	L= 221.0 W= 6.0
20	中部第 1642 号線	押熊町 707番1地先 から	押熊町 679番66地先 まで	L= 112.0 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1643 号線	押熊町 679番73地先 から	押熊町 708番4地先 まで	L= 29.0 W= 6.0
22	中部第 1644 号線	押熊町 1573番1地先 から	押熊町 1587番2地先 まで	L= 153.0 W= 6.0～11.4
23	中部第 1645 号線	押熊町 1409番61地先 から	押熊町 1409番57地先 まで	L= 108.4 W= 6.0
24	中部第 1646 号線	押熊町 1409番60地先 から	押熊町 1409番47地先 まで	L= 101.4 W= 6.0
25	中部第 1647 号線	押熊町 211番20地先 から	押熊町 211番7地先 まで	L= 221.1 W= 6.0
26	中部第 1648 号線	中山町 1177番10地先 から	中山町 1177番11地先 まで	L= 10.2 W= 6.0
27	中部第 1649 号線	三条大路三丁目 448番3地先 から	三条大路三丁目 449番1地先 まで	L= 28.5 W= 6.2～8.2
28	中部第 1650 号線	芝辻町一丁目 77番10地先 から	芝辻町一丁目 77番43地先 まで	L= 138.4 W= 4.8
29	中部第 1651 号線	芝辻町一丁目 77番87地先 から	芝辻町一丁目 77番54地先 まで	L= 71.4 W= 4.8
30	中部第 1652 号線	西大寺新田町 511番1地先 から	西大寺新田町 525番4地先 まで	L= 120.8 W= 6.0～13.0
31	中部第 1653 号線	西大寺新田町 500番15地先 から	西大寺新田町 500番6地先 まで	L= 59.5 W= 6.0～8.0
32	中部第 1654 号線	西大寺新田町 500番3地先 から	西大寺新田町 500番2地先 まで	L= 18.4 W= 6.0～8.0
33	中部第 1656 号線	西大寺新池町 1599番11地先 から	西大寺新池町 1599番12地先 まで	L= 27.5 W= 6.0～8.0
34	中部第 1657 号線	西大寺国見町二丁目 296番85地先 から	西大寺国見町二丁目 339番5地先 まで	L= 58.8 W= 6.0～8.0
35	西部第 231 号線	西登美ヶ丘四丁目 1944番1地先 から	西登美ヶ丘四丁目 1950番451地先 まで	L= 183.0 W= 4.9～6.4
36	西部第 987 号線	中町 4464番1地先 から	丸山二丁目 4498番163地先 まで	L= 396.8 W= 6.2～16.0
37	西部第 1435 号線	藤ノ木台三丁目 454番19地先 から	藤ノ木台三丁目 453番2地先 まで	L= 38.4 W= 6.0～15.0
38	西部第 1436 号線	百楽園五丁目 2818番126地先 から	百楽園五丁目 2818番131地先 まで	L= 35.0 W= 6.0～8.0
39	西部第 1437 号線	百楽園五丁目 2818番126地先 から	百楽園五丁目 2818番140地先 まで	L= 83.0 W= 6.0～8.0
40	西部第 1438 号線	百楽園五丁目 2818番143地先 から	百楽園五丁目 2818番149地先 まで	L= 42.0 W= 6.0～8.0
41	西部第 1439 号線	学園大和町六丁目 712番1地先 から	学園大和町六丁目 695番地先 まで	L= 90.0 W= 6.5～12.0
42	西部第 1440 号線	三松二丁目 220番1地先 から	三松二丁目 221番30地先 まで	L= 114.2 W= 4.0～4.6
43	西部第 1441 号線	三松二丁目 221番35地先 から	三松二丁目 213番13地先 まで	L= 27.4 W= 4.0～4.6

(平成28年4月1日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	大倭町17番9地先から	前	15.4 ～ 11.7	49.6	
		藤ノ木台三丁目1番838地先まで	後	15.4 ～ 11.8	49.6	
2	二条谷田線	学園南三丁目914番29地先から	前	13.3 ～ 13.3	17.2	
		学園南三丁目914番3地先まで	後	13.7 ～ 13.7	17.2	
3	三条線	油阪地方町10番1地先から	前	16.3 ～ 8.9	314.2	
		下三条町13番1地先まで	後	19.0 ～ 11.8	308.5	
4	大森高畑線	紀寺町759番3地先から	前	20.2 ～ 16.1	36.0	
		東紀寺町一丁目701番1地先まで	後	20.2 ～ 16.2	36.0	
5	二名線	二名三丁目1053番1地先から	前	9.3 ～ 5.8	52.2	
		二名四丁目1339番2地先まで	後	10.8 ～ 7.0	52.2	
6	二名学園前線	百楽園五丁目2818番6地先から	前	8.3 ～ 5.9	136.1	
		学園緑ヶ丘二丁目2831番1地先まで	後	8.2 ～ 5.9	136.1	
7	六条石木線	六条西三丁目1490番7地先から	前	10.6 ～ 6.4	97.7	
		六条三丁目1069番4地先まで	後	10.6 ～ 6.4	97.7	
8	誓多林大平尾線	誓多林町1757番地先から	前	7.5 ～ 5.0	15.8	
		誓多林町996番1地先まで	後	7.5 ～ 5.0	15.8	
9	東部第40号線	須川町3046番1地先から	前	5.0 ～ 4.7	32.3	
		須川町3075番地先まで	後	5.1 ～ 5.0	32.3	
10	東部第43号線	須川町2694番1地先から	前	2.3 ～ 2.2	65.6	
		須川町2833番地先まで	後	3.2 ～ 2.2	65.6	
11	東部第109号線	下狭川町980番地先から	前	8.8 ～ 2.2	152.4	
		下狭川町3111番1地先まで	後	9.3 ～ 3.3	152.4	
12	東部第140号線	大柳生町2841番2地先から	前	3.7 ～ 2.8	10.4	
		大柳生町679番地先まで	後	3.7 ～ 2.8	10.4	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
13	東部第148号線	大慈仙町548番地先から	前	6.2 ～ 2.0	58.9	
		大慈仙町539番地先まで	後	2.8 ～ 2.8	58.9	
14	東部第202号線	大保町378番地先から	前	2.8 ～ 2.0	13.7	
		大保町377番地先まで	後	3.8 ～ 2.0	13.7	
15	東部第211号線	柳生下町490番地先から	前	3.3 ～ 2.9	20.7	
		柳生下町475番2地先まで	後	7.0 ～ 2.9	20.7	
16	東部第235号線	水間町2483番地先から	前	8.0 ～ 3.4	49.1	
		水間町2528番1地先まで	後	7.6 ～ 3.0	49.1	
17	東部第241号線	水間町3299番地先から	前	5.2 ～ 2.5	62.6	
		水間町2762番1地先まで	後	7.0 ～ 5.0	62.6	
18	東部第244号線	別所町505番地先から	前	5.7 ～ 2.3	44.3	
		別所町501番地先まで	後	6.0 ～ 2.3	44.3	
19	東部第264号線	長谷町1266番1地先から	前	7.2 ～ 3.8	33.9	
		長谷町1741番地先まで	後	5.9 ～ 5.3	33.9	
20	東部第294号線	和田町87番地先から	前	3.7 ～ 3.2	36.7	
		和田町1003番地先まで	後	3.4 ～ 3.1	36.7	
21	東部第311号線	菩提山町257番47地先から	前	3.6 ～ 3.0	15.5	
		北椿尾町1534番地先まで	後	4.9 ～ 3.0	15.5	
22	東部第311号線	菩提山町257番47地先から	前	2.5 ～ 2.5	94.6	
		北椿尾町1535番地先まで	後	5.0 ～ 2.5	94.6	
23	東部第311号線	菩提山町257番47地先から	前	2.8 ～ 2.4	104.7	
		田原春日野町15番地先まで	後	4.4 ～ 2.4	104.7	
24	東部第337号線	興隆寺町496番地先から	前	6.0 ～ 3.8	59.9	
		興隆寺町519番1地先まで	後	8.5 ～ 3.8	59.9	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
25	東部第345号線	高樋町1216番1地先から	前	5.5 ～ 1.5	40.2	
		高樋町1215番1地先まで	後	7.0 ～ 1.4	40.2	
26	東部第351号線	虚空蔵町24番1地先から	前	6.0 ～ 3.5	13.9	
		虚空蔵町32番地先まで	後	6.0 ～ 3.5	13.9	
27	南部第32号線	恋の窪一丁目275番1地先から	前	5.8 ～ 5.3	62.4	
		恋の窪一丁目598番4地先まで	後	6.4 ～ 5.3	62.4	
28	南部第119号線	東九条町1115番10地先から	前	3.1 ～ 2.5	46.7	
		東九条町1112番1地先まで	後	3.2 ～ 2.6	46.7	
29	南部第152号線	西九条町三丁目5番10地先から	前	14.3 ～ 11.9	122.4	
		西九条町四丁目2番2地先まで	後	16.6 ～ 10.8	122.4	
30	南部第155号線	杏町443番1地先から	前	2.2 ～ 1.8	190.0	
		杏町486番地先まで	後	4.7 ～ 4.1	190.0	
31	南部第209号線	横井五丁目369番地先から	前	6.6 ～ 5.8	115.4	
		南永井町275番3地先まで	後	6.2 ～ 5.5	115.4	
32	南部第301号線	古市町351番1地先から	前	3.1 ～ 1.9	70.6	
		古市町323番地先まで	後	3.5 ～ 1.9	70.6	
33	南部第326号線	古市町1886番1地先から	前	16.3 ～ 6.6	124.6	
		鹿野園町824番2地先まで	後	16.3 ～ 6.8	124.6	
34	南部第392号線	藤原町69番3地先から	前	3.0 ～ 2.3	45.3	
		藤原町66番1地先まで	後	3.5 ～ 2.7	45.3	
35	北部第107号線	川上町21番6地先から	前	3.2 ～ 2.2	51.6	
		雑司町195番2地先まで	後	3.3 ～ 2.3	51.6	
36	北部第129号線	般若寺町247番地先から	前	3.3 ～ 2.1	29.1	
		般若寺町250番地先まで	後	3.6 ～ 3.1	29.1	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
37	北部第738号線	奈保町2666番5地先から	前	4.9 ～ 4.8	38.0	
		奈保町2666番10地先まで	後	4.9 ～ 4.8	38.0	
38	北部第199号線	高畑町181番2地先から	前	8.1 ～ 7.0	109.9	
		高畑町234番1地先まで	後	8.2 ～ 7.0	109.9	
39	北部第206号線	白毫寺町75番39地先から	前	4.9 ～ 2.2	125.3	
		白毫寺町93番地先まで	後	4.9 ～ 4.0	125.4	
40	北部第242号線	高畑町71番1地先から	前	8.4 ～ 4.0	94.5	
		高畑町44番1地先まで	後	8.2 ～ 4.5	94.5	
41	北部第270号線	大安寺六丁目779番地先から	前	6.7 ～ 6.0	27.4	
		大森町86番1地先まで	後	6.7 ～ 5.0	27.4	
42	北部第343号線	南京終町四丁目230番1地先から	前	1.9 ～ 1.9	50.3	
		南京終町四丁目369番1地先まで	後	1.9 ～ 1.9	47.6	
43	北部第402号線	法蓮町619番1地先から	前	5.4 ～ 5.3	46.8	
		法蓮町649番1地先まで	後	6.1 ～ 5.3	46.8	
44	北部第446号線	北魚屋東町9番地先から	前	8.5 ～ 8.0	21.0	
		北魚屋西町29番1地先まで	後	6.1 ～ 5.9	21.0	
45	北部第473号線	西新在家所町1番4地先から	前	5.1 ～ 4.9	94.8	
		西新在家町10番地先まで	後	5.4 ～ 4.9	94.8	
46	北部第496号線	法華寺町200番3地先から	前	5.7 ～ 5.3	52.3	
		法華寺町329番7地先まで	後	6.3 ～ 5.4	52.3	
47	北部第509号線	法華寺町629番地先から	前	3.9 ～ 2.6	51.7	
		法華寺町627番2地先まで	後	4.3 ～ 2.6	51.7	
48	北部第529号線	法華寺町1805番1地先から	前	3.6 ～ 3.4	8.8	
		佐紀町1196番9地先まで	後	3.8 ～ 3.4	8.8	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
49	北部第575号線	法蓮町1405番9地先から	前	7.7 ～ 6.4	51.6	
		法蓮町1398番地先まで	後	8.1 ～ 6.4	51.6	
50	中部第3号線	青野町156番1地先から	前	4.7 ～ 4.4	51.4	
		青野町141番3地先まで	後	5.2 ～ 4.3	51.4	
51	中部第6号線	西大寺新町二丁目105番17地先から	前	4.7 ～ 4.5	139.3	
		西大寺東町一丁目28番52地先まで	後	5.9 ～ 4.5	139.3	
52	中部第41号線	押熊町880番3地先から	前	4.8 ～ 3.1	86.0	
		押熊町599番6地先まで	後	5.5 ～ 4.1	86.0	
53	中部第76号線	山陵町391番1地先から	前	6.5 ～ 4.4	141.6	
		山陵町374番1地先まで	後	6.5 ～ 4.8	141.6	
54	中部第103号線	秋篠町1047番2地先から	前	6.4 ～ 4.8	128.2	
		敷島町一丁目1277番1地先まで	後	8.0 ～ 5.1	128.2	
55	中部第1469号線	押熊町1587番64地先から	前	6.0 ～ 6.0	34.7	
		押熊町1587番55地先まで	後	8.0 ～ 8.0	34.7	
56	中部第248号線	二条大路南一丁目50番1地先から	前	6.5 ～ 5.7	16.2	
		二条大路南一丁目103番1地先まで	後	9.0 ～ 5.7	16.2	
57	中部第255号線	二条大路南四丁目516番1地先から	前	4.6 ～ 4.0	58.3	
		二条大路南四丁目192番6地先まで	後	5.3 ～ 4.2	58.3	
58	中部第302号線	柏木町43番1地先から	前	4.4 ～ 4.3	42.2	
		柏木町63番1地先まで	後	4.3 ～ 4.2	42.2	
59	中部第317号線	六条町95番1地先から	前	6.2 ～ 2.2	41.3	
		六条町86番、93番合併地先まで	後	7.4 ～ 3.0	41.3	
60	中部第352号線	七条一丁目543番8地先から	前	8.7 ～ 6.5	72.7	
		七条一丁目680番地先まで	後	8.7 ～ 6.7	72.7	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
61	中部第371号線	六条二丁目1473番3地先から	前	0.0 ～ 0.0	0.0	
		六条二丁目1472番1地先まで	後	4.2 ～ 4.2	19.4	
62	中部第513号線	尼辻西町163番地先から	前	7.5 ～ 4.2	53.3	
		尼辻西町159番1地先まで	後	7.5 ～ 4.8	53.3	
63	中部第534号線	尼辻北町3290番9地先から	前	7.6 ～ 2.7	42.8	
		尼辻北町3303番7地先まで	後	6.4 ～ 2.9	42.8	
64	中部第615号線	下三条町34番1地先から	前	4.5 ～ 4.1	15.2	
		今辻子町45番1地先まで	後	4.5 ～ 4.1	13.2	
65	中部第616号線	三条町486番1地先から	前	5.6 ～ 5.4	9.9	
		三条町484番1ー1地先まで	後	5.6 ～ 5.4	8.4	
66	中部第618号線	下三条町15番1地先から	前	2.5 ～ 2.1	20.1	
		下三条町24番1地先まで	後	2.5 ～ 2.1	16.5	
67	中部第619号線	三条町474番1地先から	前	4.4 ～ 4.3	75.7	
		三条町546番地先まで	後	4.4 ～ 4.3	71.5	
68	中部第621号線	三条町480番4地先から	前	3.3 ～ 3.1	32.9	
		三条町489番1地先まで	後	3.3 ～ 3.1	29.8	
69	中部第622号線	三条町522番1地先から	前	4.3 ～ 3.9	49.9	
		三条町515番地先まで	後	4.3 ～ 3.9	46.1	
70	中部第626号線	三条本町12番2地先から	前	9.5 ～ 6.5	161.2	
		三条本町1082番3地先まで	後	9.0 ～ 6.0	161.2	
71	中部第628号線	三条本町268番3地先から	前	8.0 ～ 5.0	178.8	
		三条本町296番2ー3地先まで	後	8.1 ～ 5.2	183.6	
72	中部第647号線	大宮町一丁目502番地先から	前	16.2 ～ 15.7	134.6	
		大宮町一丁目12番5地先まで	後	16.2 ～ 15.7	134.6	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
73	中部第666号線	恋の窪一丁目596番3地先から	前	12.2 ～ 10.1	77.3	
		恋の窪一丁目594番地先まで	後	13.4 ～ 10.1	77.3	
74	中部第706号線	西大寺南町9番17地先から	前	11.3 ～ 3.0	169.3	
		西大寺国見町二丁目2132番8地先まで	後	11.3 ～ 3.0	169.3	
75	中部第707号線	西大寺芝町二丁目2080番5地先から	前	4.1 ～ 2.4	84.4	
		西大寺芝町二丁目2071番2地先まで	後	6.4 ～ 2.5	84.4	
76	中部第752号線	菅原町8番地先から	前	3.9 ～ 2.1	29.1	
		宝来二丁目846番12地先まで	後	3.7 ～ 2.1	29.1	
77	中部第757号線	平松五丁目678番1地先から	前	5.8 ～ 3.7	42.8	
		平松三丁目663番3地先まで	後	7.1 ～ 3.6	42.8	
78	中部第818号線	五条三丁目942番10地先から	前	8.5 ～ 4.6	82.7	
		五条西一丁目1001番6地先まで	後	8.5 ～ 6.4	82.7	
79	中部第830号線	宝来四丁目511番1地先から	前	7.0 ～ 4.5	62.6	
		宝来五丁目513番7地先まで	後	7.0 ～ 4.5	62.6	
80	中部第861号線	疋田町四丁目127番2地先から	前	4.1 ～ 2.4	61.5	
		菅原町694番地先まで	後	8.0 ～ 5.5	61.5	
81	中部第907号線	あやめ池南四丁目1215番45地先から	前	3.9 ～ 3.3	38.5	
		あやめ池南四丁目1215番44地先まで	後	4.3 ～ 4.0	38.5	
82	西部第134号線	南登美ヶ丘3336番31地先から	前	6.5 ～ 6.5	51.8	
		南登美ヶ丘3336番49地先まで	後	6.7 ～ 6.6	51.8	
83	西部第138号線	南登美ヶ丘3336番31地先から	前	5.5 ～ 5.5	93.3	
		南登美ヶ丘3336番3地先まで	後	6.3 ～ 5.5	93.3	
84	西部第323号線	学園北二丁目1017番154地先から	前	6.1 ～ 6.0	74.8	
		学園北二丁目1090番81地先まで	後	6.3 ～ 5.8	74.8	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
85	西部第324号線	学園北二丁目1017番92地先から	前	4.4 ~ 4.2	49.3	
		学園南一丁目1016番2地先まで	後	4.8 ~ 4.2	49.3	
86	西部第326号線	学園北二丁目1090番89地先から	前	9.4 ~ 9.2	42.8	
		学園北二丁目1017番154地先まで	後	9.2 ~ 9.1	42.8	
87	西部第366号線	学園大和町五丁目769番1地先から	前	26.5 ~ 15.2	78.6	
		三碓三丁目783番1地先まで	後	26.5 ~ 15.2	78.6	
88	西部第447号線	学園北一丁目931番106地先から	前	7.0 ~ 6.9	39.2	
		学園北一丁目931番279地先まで	後	6.8 ~ 6.8	39.2	
89	西部第533号線	二名一丁目2374番1地先から	前	0.0 ~ 0.0	0.0	
		二名平野町二丁目2198番1地先まで	後	4.0 ~ 4.0	71.0	
90	西部第535号線	二名一丁目2366番1地先から	前	5.5 ~ 3.6	42.6	
		二名一丁目2419番2地先まで	後	6.9 ~ 3.6	42.6	
91	西部第554号線	百楽園五丁目2818番22地先から	前	7.4 ~ 5.7	106.6	
		学園緑ヶ丘二丁目2830番7地先まで	後	7.0 ~ 5.8	106.6	
92	西部第631号線	千代ヶ丘三丁目6番2地先から	前	8.8 ~ 4.0	77.5	
		千代ヶ丘三丁目7番31地先まで	後	8.8 ~ 4.8	77.5	
93	西部第677号線	藤ノ木台四丁目5016番29地先から	前	6.6 ~ 6.4	38.6	
		藤ノ木台四丁目5016番27地先まで	後	6.6 ~ 6.4	38.6	
94	西部第688号線	石木町58番地先から	前	3.8 ~ 1.7	221.1	
		石木町113番25地先まで	後	4.7 ~ 1.8	221.1	
95	西部第707号線	石木町648番26地先から	前	3.2 ~ 2.5	40.4	
		石木町634番1地先まで	後	4.2 ~ 2.5	40.4	
96	西部第893号線	三松一丁目747番10地先から	前	7.0 ~ 2.7	85.9	
		三松一丁目176番5地先まで	後	4.8 ~ 4.1	73.0	

整理番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
97	西部第893号線	富雄元町三丁目2057番1地先(右)から	前	6.1 ~ 3.0	87.9	
		富雄元町三丁目1948番2地先まで	後	6.5 ~ 3.1	87.9	
98	西部第894号線	富雄川西一丁目29番1地先から	前	5.9 ~ 3.1	147.2	
		富雄川西二丁目117番1地先まで	後	7.6 ~ 5.4	147.2	
99	西部第910号線	鳥見町三丁目29番1地先から	前	6.1 ~ 6.0	49.8	
		鳥見町三丁目27番1地先まで	後	6.1 ~ 6.0	49.8	
100	西部第934号線	三松一丁目745番1地先から	前	6.8 ~ 4.7	123.5	
		三松一丁目747番4地先まで	後	16.7 ~ 4.9	125.2	
101	西部第1155号線	中町4848番1地先から	前	14.4 ~ 8.5	53.7	
		中町4868番1地先まで	後	14.4 ~ 8.5	53.7	
102	尾山西浦線	尾山2248番2地先から	前	3.3 ~ 2.8	105.6	
		尾山194番1地先まで	後	7.0 ~ 4.2	105.6	
103	桃香野アヤマ線	桃香野3688番1地先から	前	4.7 ~ 3.7	40.5	
		桃香野3692番4地先まで	後	9.0 ~ 3.7	40.5	
104	桃香野ダム線	桃香野3542番2地先から	前	6.0 ~ 2.9	35.2	
		桃香野3552番6地先(左)まで	後	10.0 ~ 4.8	35.2	
105	杣の川線	荻町1638番1地先から	前	14.2 ~ 6.6	67.9	
		荻町1641番1地先まで	後	14.2 ~ 6.6	67.9	
106	のぼりを線	針ヶ別所町389番1地先から	前	23.4 ~ 4.4	219.7	
		針ヶ別所町389番3地先まで	後	40.5 ~ 4.4	216.2	
107	下深川一本松線	下深川町79番地先から	前	9.6 ~ 5.8	34.4	
		下深川町66番1地先まで	後	9.0 ~ 5.8	34.4	
108	都祁針インター線	針町284番2地先から	前	0.0 ~ 0.0	0.0	
		針414番2地先まで	後	35.4 ~ 12.4	249.0	

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	大倭町17番9地先から	15.40 ～ 11.80	49.6	
		藤ノ木台三丁目1番838地先まで			
2	二条谷田線	学園南三丁目914番29地先から	13.70 ～ 13.70	17.2	
		学園南三丁目914番3地先まで			
3	三条線	油阪地方町10番1地先から	19.00 ～ 11.80	308.5	
		下三条町13番1地先まで			
4	大森高畑線	紀寺町759番3地先から	20.20 ～ 16.20	36.0	
		東紀寺町一丁目701番1地先まで			
5	二名線	二名三丁目1053番1地先から	10.80 ～ 7.00	52.2	
		二名四丁目1339番2地先まで			
6	二名学園前線	百楽園五丁目2818番6地先から	8.20 ～ 5.90	136.1	
		学園緑ヶ丘二丁目2831番1地先まで			
7	六条石木線	六条西三丁目1490番7地先から	10.60 ～ 6.40	97.7	
		六条三丁目1069番4地先まで			
8	誓多林大平尾線	誓多林町1757番地先から	7.50 ～ 5.00	15.8	
		誓多林町996番1地先まで			
9	東部第40号線	須川町3046番1地先から	5.10 ～ 5.00	32.3	
		須川町3075番地先まで			
10	東部第43号線	須川町2694番1地先から	3.20 ～ 2.20	65.6	
		須川町2833番地先まで			
11	東部第109号線	下狭川町980番地先から	9.30 ～ 3.30	152.4	
		下狭川町3111番1地先まで			
12	東部第140号線	大柳生町2841番2地先から	3.70 ～ 2.80	10.4	
		大柳生町679番地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
13	東部第148号線	大慈仙町548番地先から	2.80 ～ 2.80	58.9	
		大慈仙町539番地先まで			
14	東部第202号線	大保町378番地先から	3.80 ～ 2.00	13.7	
		大保町377番地先まで			
15	東部第211号線	柳生下町490番地先から	7.00 ～ 2.90	20.7	
		柳生下町475番2地先まで			
16	東部第235号線	水間町2483番地先から	7.60 ～ 3.00	49.1	
		水間町2528番1地先まで			
17	東部第241号線	水間町3299番地先から	7.00 ～ 5.00	62.6	
		水間町2762番1地先まで			
18	東部第244号線	別所町505番地先から	6.00 ～ 2.30	44.3	
		別所町501番地先まで			
19	東部第264号線	長谷町1266番1地先から	5.90 ～ 5.30	33.9	
		長谷町1741番地先まで			
20	東部第294号線	和田町87番地先から	3.40 ～ 3.10	36.7	
		和田町1003番地先まで			
21	東部第311号線	菩提山町257番47地先から	4.90 ～ 3.00	15.5	
		北椿尾町1534番地先まで			
22	東部第311号線	菩提山町257番47地先から	5.00 ～ 2.50	94.6	
		北椿尾町1535番地先まで			
23	東部第311号線	菩提山町257番47地先から	4.40 ～ 2.40	104.7	
		田原春日野町15番地先まで			
24	東部第337号線	興隆寺町496番地先から	8.50 ～ 3.80	59.9	
		興隆寺町519番1地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
25	東部第345号線	高樋町1216番1地先から	7.00 ～ 1.40	40.2	
		高樋町1215番1地先まで			
26	東部第351号線	虚空蔵町24番1地先から	6.00 ～ 3.50	13.9	
		虚空蔵町32番地先まで			
27	南部第32号線	恋の窪一丁目275番1地先から	6.40 ～ 5.30	62.4	
		恋の窪一丁目598番4地先まで			
28	南部第119号線	東九条町1115番10地先から	3.20 ～ 2.60	46.7	
		東九条町1112番1地先まで			
29	南部第152号線	西九条町三丁目5番10地先から	16.60 ～ 10.80	122.4	
		西九条町四丁目2番2地先まで			
30	南部第155号線	杏町443番1地先から	4.70 ～ 4.10	190.0	
		杏町486番地先まで			
31	南部第209号線	横井五丁目369番地先から	6.20 ～ 5.50	115.4	
		南永井町275番3地先まで			
32	南部第301号線	古市町351番1地先から	3.50 ～ 1.90	70.6	
		古市町323番地先まで			
33	南部第326号線	古市町1886番1地先から	16.30 ～ 6.80	124.6	
		鹿野園町824番2地先まで			
34	南部第392号線	藤原町69番3地先から	3.50 ～ 2.70	45.3	
		藤原町66番1地先まで			
35	北部第107号線	川上町21番6地先から	3.30 ～ 2.30	51.6	
		雑司町195番2地先まで			
36	北部第129号線	般若寺町247番地先から	3.60 ～ 3.10	29.1	
		般若寺町250番地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
37	北部第738号線	奈保町2666番5地先から	4.90 ～ 4.80	38.0	
		奈保町2666番10地先まで			
38	北部第199号線	高畑町181番2地先から	8.20 ～ 7.00	109.9	
		高畑町234番1地先まで			
39	北部第206号線	白毫寺町75番39地先から	4.90 ～ 4.00	125.4	
		白毫寺町93番地先まで			
40	北部第242号線	高畑町71番1地先から	8.20 ～ 4.50	94.5	
		高畑町44番1地先まで			
41	北部第270号線	大安寺六丁目779番地先から	6.70 ～ 5.00	27.4	
		大森町86番1地先まで			
42	北部第343号線	南京終町四丁目230番1地先から	1.90 ～ 1.90	47.6	
		南京終町四丁目369番1地先まで			
43	北部第402号線	法蓮町619番1地先から	6.10 ～ 5.30	46.8	
		法蓮町649番1地先まで			
44	北部第446号線	北魚屋東町9番地先から	6.10 ～ 5.90	21.0	
		北魚屋西町29番1地先まで			
45	北部第473号線	西新在家号所町1番4地先から	5.40 ～ 4.90	94.8	
		西新在家町10番地先まで			
46	北部第496号線	法華寺町200番3地先から	6.30 ～ 5.40	52.3	
		法華寺町329番7地先まで			
47	北部第509号線	法華寺町629番地先から	4.30 ～ 2.60	51.7	
		法華寺町627番2地先まで			
48	北部第529号線	法華寺町1805番1地先から	3.80 ～ 3.40	8.8	
		佐紀町1196番9地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
49	北部第575号線	法蓮町1405番9地先から	8.10 ～ 6.40	51.6	
		法蓮町1398番地先まで			
50	中部第3号線	青野町156番1地先から	5.20 ～ 4.30	51.4	
		青野町141番3地先まで			
51	中部第6号線	西大寺新町二丁目105番17地先から	5.90 ～ 4.50	139.3	
		西大寺東町一丁目28番52地先まで			
52	中部第41号線	押熊町880番3地先から	5.50 ～ 4.10	86.0	
		押熊町599番6地先まで			
53	中部第76号線	山陵町391番1地先から	6.50 ～ 4.80	141.6	
		山陵町374番1地先まで			
54	中部第103号線	秋篠町1047番2地先から	8.00 ～ 5.10	128.2	
		敷島町一丁目1277番1地先まで			
55	中部第1469号線	押熊町1587番64地先から	8.00 ～ 8.00	34.7	
		押熊町1587番55地先まで			
56	中部第248号線	二条大路南一丁目50番1地先から	9.00 ～ 5.70	16.2	
		二条大路南一丁目103番1地先まで			
57	中部第255号線	二条大路南四丁目516番1地先から	5.30 ～ 4.20	58.3	
		二条大路南四丁目192番6地先まで			
58	中部第302号線	柏木町43番1地先から	4.30 ～ 4.20	42.2	
		柏木町63番1地先まで			
59	中部第317号線	六条町95番1地先から	7.40 ～ 3.00	41.3	
		六条町86番、93番合併地先まで			
60	中部第352号線	七条一丁目543番8地先から	8.70 ～ 6.70	72.7	
		七条一丁目680番地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
61	中部第371号線	六条二丁目1473番3地先から	4.20 ～ 4.20	19.4	
		六条二丁目1472番1地先まで			
62	中部第513号線	尼辻西町163番地先から	7.50 ～ 4.80	53.3	
		尼辻西町159番1地先まで			
63	中部第534号線	尼辻北町3290番9地先から	6.40 ～ 2.90	42.8	
		尼辻北町3303番7地先まで			
64	中部第615号線	下三条町34番1地先から	4.50 ～ 4.10	13.2	
		今辻子町45番1地先まで			
65	中部第616号線	三条町486番1地先から	5.60 ～ 5.40	8.4	
		三条町484番1ー1地先まで			
66	中部第618号線	下三条町15番1地先から	2.50 ～ 2.10	16.5	
		下三条町24番1地先まで			
67	中部第619号線	三条町474番1地先から	4.40 ～ 4.30	71.5	
		三条町546番地先まで			
68	中部第621号線	三条町480番4地先から	3.30 ～ 3.10	29.8	
		三条町489番1地先まで			
69	中部第622号線	三条町522番1地先から	4.30 ～ 3.90	46.1	
		三条町515番地先まで			
70	中部第626号線	三条本町12番2地先から	9.00 ～ 6.00	161.2	
		三条本町1082番3地先まで			
71	中部第628号線	三条本町268番3地先から	8.10 ～ 5.20	183.6	
		三条本町296番2ー3地先まで			
72	中部第647号線	大宮町一丁目502番地先から	16.20 ～ 15.70	134.6	
		大宮町一丁目12番5地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
73	中部第666号線	恋の窪一丁目596番3地先から	13.40 ～ 10.10	77.3	
		恋の窪一丁目594番地先まで			
74	中部第706号線	西大寺南町9番17地先から	11.30 ～ 3.00	169.3	
		西大寺国見町二丁目2132番8地先まで			
75	中部第707号線	西大寺芝町二丁目2080番5地先から	6.40 ～ 2.50	84.4	
		西大寺芝町二丁目2071番2地先まで			
76	中部第752号線	菅原町8番地先から	3.70 ～ 2.10	29.1	
		宝来二丁目846番12地先まで			
77	中部第757号線	平松五丁目678番1地先から	7.10 ～ 3.60	42.8	
		平松三丁目663番3地先まで			
78	中部第818号線	五条三丁目942番10地先から	8.50 ～ 6.40	82.7	
		五条西一丁目1001番6地先まで			
79	中部第830号線	宝来四丁目511番1地先から	7.00 ～ 4.50	62.6	
		宝来五丁目513番7地先まで			
80	中部第861号線	疋田町四丁目127番2地先から	8.00 ～ 5.50	61.5	
		菅原町694番地先まで			
81	中部第907号線	あやめ池南四丁目1215番45地先から	4.30 ～ 4.00	38.5	
		あやめ池南四丁目1215番44地先まで			
82	西部第134号線	南登美ヶ丘3336番31地先から	6.70 ～ 6.60	51.8	
		南登美ヶ丘3336番49地先まで			
83	西部第138号線	南登美ヶ丘3336番31地先から	6.30 ～ 5.50	93.3	
		南登美ヶ丘3336番3地先まで			
84	西部第323号線	学園北二丁目1017番154地先から	6.30 ～ 5.80	74.8	
		学園北二丁目1090番81地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
85	西部第324号線	学園北二丁目1017番92地先から	4.80 ～ 4.20	49.3	
		学園南一丁目1016番2地先まで			
86	西部第326号線	学園北二丁目1090番89地先から	9.20 ～ 9.10	42.8	
		学園北二丁目1017番154地先まで			
87	西部第366号線	学園大和町五丁目769番1地先から	26.50 ～ 15.20	78.6	
		三碓三丁目783番1地先まで			
88	西部第447号線	学園北一丁目931番106地先から	6.80 ～ 6.80	39.2	
		学園北一丁目931番279地先まで			
89	西部第533号線	二名一丁目2374番1地先から	4.00 ～ 4.00	71.0	
		二名平野町二丁目2198番1地先まで			
90	西部第535号線	二名一丁目2366番1地先から	6.90 ～ 3.60	42.6	
		二名一丁目2419番2地先まで			
91	西部第554号線	百楽園五丁目2818番22地先から	7.00 ～ 5.80	106.6	
		学園緑ヶ丘二丁目2830番7地先まで			
92	西部第631号線	千代ヶ丘三丁目6番2地先から	8.80 ～ 4.80	77.5	
		千代ヶ丘三丁目7番31地先まで			
93	西部第677号線	藤ノ木台四丁目5016番29地先から	6.60 ～ 6.40	38.6	
		藤ノ木台四丁目5016番27地先まで			
94	西部第688号線	石木町58番地先から	4.70 ～ 1.80	221.1	
		石木町113番25地先まで			
95	西部第707号線	石木町648番26地先から	4.20 ～ 2.50	40.4	
		石木町634番1地先まで			
96	西部第893号線	三松一丁目747番10地先から	4.80 ～ 4.10	73.0	
		三松一丁目176番5地先まで			

整理番号	路線名	区 間	幅員(m)	延長(m)	備考
97	西部第893号線	富雄元町三丁目2057番1地先(右)から	6.50 ～ 3.10	87.9	
		富雄元町三丁目1948番2地先まで			
98	西部第894号線	富雄川西一丁目29番1地先から	7.60 ～ 5.40	147.2	
		富雄川西二丁目117番1地先まで			
99	西部第910号線	鳥見町三丁目29番1地先から	6.10 ～ 6.00	49.8	
		鳥見町三丁目27番1地先まで			
100	西部第934号線	三松一丁目745番1地先から	16.70 ～ 4.90	125.2	
		三松一丁目747番4地先まで			
101	西部第1155号線	中町4848番1地先から	14.40 ～ 8.50	53.7	
		中町4868番1地先まで			
102	尾山西浦線	尾山2248番2地先から	7.00 ～ 4.20	105.6	
		尾山194番1地先まで			
103	桃香野アヤメ線	桃香野3688番1地先から	9.00 ～ 3.70	40.5	
		桃香野3692番4地先まで			
104	桃香野ダム線	桃香野3542番2地先から	10.00 ～ 4.80	35.2	
		桃香野3552番6地先(左)まで			
105	杣の川線	荻町1638番1地先から	14.20 ～ 6.60	67.9	
		荻町1641番1地先まで			
106	のぼりを線	針ヶ別所町389番1地先から	40.50 ～ 4.40	216.2	
		針ヶ別所町389番3地先まで			
107	下深川一本松線	下深川町79番地先から	9.00 ～ 5.80	34.4	
		下深川町66番1地先まで			
108	都祁針インター線	針町284番2地先から	35.40 ～ 12.40	249.0	
		針414番2地先まで			

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成28年4月1日から歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

歩行者専用道路

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	北部第 787 号線	大森町 129番1地先 から	大森町 135番2地先 まで	L= 50.0 W= 6.0
2	中部第 1648 号線	中山町 1177番10地先 から	中山町 1177番11地先 まで	L= 10.2 W= 6.0

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第224号

奈良市予防接種に係る事故災害の補償に関する要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市予防接種に係る事故災害の補償に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種以外の予防接種（以下「法定外の予防接種」という。）で市長が実施するものに係る事故の災害補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象とする予防接種)

第2条 補償の対象となる予防接種（以下「対象予防接種」という。）は、昭和52年4月1日以後に実施した法定外の予防接種で市が行政措置として自ら行う全てのもの（ツベルクリンを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市が委託契約に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、対象予防接種とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市が他の市町村からの委託契約に基づき行う予防接種は、対象予防接種としない。
(補償対象者)

第3条 この要綱による補償の対象者（以下「補償対象者」という。）は、対象予防接種を受けた全ての者で、次条に規定する健康被害を受けた者とする。

2 市は、次条に規定する健康被害により補償対象者が死亡したときは、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行うものとする。

(補償の方法)

第4条 市は、対象予防接種を行うことにより健康被害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）別表第2に定める障害（以下「身体障害」という。）又は死亡に限る。以下同じ。）が発生した場合（障害がこの告示の施行の日以後に発見された場合に限る。）において、補償対象者又は前条第2項の法定相続人に対し、次条に定め

る基準に基づき補償を行う。

(補償の基準及び額)

第5条 補償の基準及び額は、次のとおりとする。

(1) 補償基準 補償は、次のいずれかの場合に限り行う。

ア 補償対象者が身体障害を被った場合

イ 補償対象者の身体障害が明らかになった日から180日以内に死亡した場合

(2) 補償額 次に定める額とする。イの場合において、補償対象者の身体障害が明らかになった日から180日以内に障害の程度が確定しないときは、身体障害が明らかになった日の翌日から起算して179日目にあたる日の医師の診断に基づき、その障害程度を決定するものとする。

ア 死亡の場合 予防接種法施行令第17条第4項第2号に定める額を基準として次条第2項の全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める額

イ 障害の場合 予防接種法施行令別表第2に掲げる等級に応じ、次条第2項の全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める額

2 前項の規定は、補償対象者又は第3条第2項の法定相続人が他の方法により算定した額の損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

3 前2項の定めるところにより損害賠償の額を定める場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の議決を経るものとする。ただし、当該損害賠償の訴えに係る判決によってその額が決定されたときは、この限りでない。

(損害補償の免責)

第6条 市は、全国市長会（地方自治法第263条の3第1項の規定により届出されたものをいう。次項において同じ。）が実施する予防接種事故賠償補償保険制度により補償が行われた場合は、同一の事由によるものについては、その補償の範囲において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責を免れる。

2 前項の補償については、全国市長会の予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保

険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防
接種事故賠償補償保険特約に定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、予防接種の事故の
補償に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第225号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令(昭和22年政令第16号)第167条の6 第1 項及び奈良
市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2 条の規定に
より公告します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 物 件 名 奈良市公用自動車賃貸借

(2) 詳 細 別紙仕様書のとおり

(3) 納入場所 奈良市役所本庁舎

奈良市二条大路南一丁目1 番1 号

(4) 納入期限 平成28年 6 月 1 日

(5) 担 当 課 奈良市総務部管財課

電話 0742-34-4857

以下省略

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第226号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第41条第1 項、第
46条第1 項及び第53条第1 項の規定により、指定居宅サー
ビス事業者、指定介護予防サービス事業者及び居宅介護支
援事業者を指定しましたので、同法第78条第1 号、第85条
第1 号及び第115条の10第1 号の規定により公示します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190698	奈良市杉ヶ町32番地 4 プレスト一番館201号室	訪問看護ステーショ ンみのり奈良	大阪府門真市末広町36番10 号 アドラブル古川橋ウ エスト	トキノ株式会社	平成28年 4 月 1 日
2970107229	奈良市大宮町五丁目 3 -14 不動ビル201号室	エルケア株式会社 エルケア新大宮ケア センター	大阪市北区中崎西二丁目 4 番12号 梅田センタービル 25階	エルケア株式会 社	平成28年 4 月 1 日
2960190664	奈良市大安寺二丁目 3 番13号	なら訪問看護リハビ リステーション	奈良市大安寺二丁目 3 番13 号	株式会社OBI	平成28年 4 月 1 日
2970107161	奈良市大宮町三丁目 5 番35号 アクティブ宝 泉ビル5 階	ぐっど・たいむ	奈良市菅原町48番地	社会福祉法人寧 楽ゆいの会	平成28年 4 月 1 日
2990100378	奈良市法蓮町40- 7	茶話本舗デイサービ ス奈良法蓮亭	奈良市白毫寺町835番地 1	株式会社YOUR NAME	平成28年 4 月 1 日
2990100386	奈良市六条二丁目 4 - 8	茶話本舗デイサービ ス奈良六条亭	奈良市白毫寺町835番地 1	株式会社YOUR NAME	平成28年 4 月 1 日
2970107237	奈良市窪之庄町721番	介護付有料老人ホー ムやまと	奈良県天理市中之庄町532 番 1	社会福祉法人大 和清寿会	平成28年 4 月 1 日

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第227号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2 第11項
の規定により別所町自治会から告示した事項の変更の届出
がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告
示します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	谷 辰夫 奈良市別所町 497番地	今西 清 奈良市別所町 552番地

2 変更の年月日

平成27年 4 月 1 日

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第228号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1
項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、

同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 津 山 恭 之	放置自転車等移動 手数料 放置自転車等保管 手数料

2 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第229号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業計画が決定された年月日

平成28年4月1日 担農第23号

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市都祁相河町及び都祁吐山町の各一部の地域

4 調査期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第230号

固定資産課税台帳に登録すべき平成28年度の固定資産の

価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市高畑町1116-6 農業振興会館内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 久保 益一	狂犬病予防注射済票 交付手数料

2 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年4月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業者 名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービ ス 種類	指定更 新年月 日	指定有 効期限
2910101217	社会福祉 法人大地	630-8442	奈良県奈良市 北永井町543 - 1	花咲き苑	630-8442	奈良県奈良市 北永井町543 - 1	就労継続 支援（A 型）	平成28 年3月 1日	平成34 年3月 1日
2910101258	株式会社 すみれサ ポート	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目27 番1号2階	株式会社すみれサポ ート	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目27 番1号2階	居宅介護	平成28 年4月 1日	平成34 年3月 31日
2910101258	株式会社 すみれサ ポート	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目27 番1号2階	株式会社すみれサポ ート	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目27 番1号2階	重度訪問 介護	平成28 年4月 1日	平成34 年3月 31日
2910101258	株式会社 すみれサ ポート	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目27 番1号2階	株式会社すみれサポ ート	631-0846	奈良県奈良市 平松一丁目27 番1号2階	行動援護	平成28 年4月 1日	平成34 年3月 31日
2910101241	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良県奈良市 奈良阪町2532 - 3	生活介護事 業ウィズ・ ユー	630-8104	奈良県奈良市 奈良阪町2292 - 2	生活介護	平成28 年4月 1日	平成34 年3月 31日
2910101266	社会福祉 法人寧楽 ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市 菅原町48	寧楽ゆいの 会	630-8115	奈良県奈良市 大宮町3-5 - 35 アクテ ィブ宝泉ビル 4階	生活介護	平成28 年4月 1日	平成34 年3月 31日

2910101225	特定非営 利活動法 人ふあー ちえ	631-0016	奈良県奈良市 学園朝日町 2 - 6 ハイマ - ト学園前 203	たむたむ荘	631-0016	奈良県奈良市 学園朝日町 2 - 6 ハイマ - ト学園前 203	就労継続 支援（B 型）	平成28 年 4 月 1 日	平成34 年 3 月 31 日
------------	----------------------------	----------	---	-------	----------	---	--------------------	----------------------	-----------------------

(平成28年 4 月 4 日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第
51条第 1 号の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する

1 指定年月日 平成28年 4 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102447	有限会社 I S D	630-8012	奈良県奈良市二条 大路南二丁目 2 番 22- 1 号	有限会社 I S D	630-8012	奈良県奈良市二条 大路南二丁目 2 番 22- 1 号	同行援護 行動援護
2910101910	一般社団法人みやこい ち福祉会	630-8114	奈良県奈良市芝辻 町一丁目 7 番18号	ジョイアス スクールつ なぎ	630-8141	奈良県奈良市南京 終町七丁目540- 5 2 階	就労移行支援
2910102462	エルケア株 式会社	530-0015	大阪市北区中崎西 二丁目 4 番12号 梅田センタービル 25F	エルケア株 式会社 エ ルケア新大 宮ケアセン ター	630-8115	奈良県奈良市大宮 町五丁目 3 -14 不動ビル201号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2910102454	社会福祉法 人寧楽ゆい の会	631-0842	奈良県奈良市菅原 町48番地	ぐっど・た いむ	630-8115	奈良県奈良市大宮 町三丁目 5 番35号 アクティブ宝泉ビ ル 5 階	居宅介護 重度訪問介護 行動援護

(平成28年 4 月 4 日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第
51条第 2 号の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第234号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項に規定する

1 廃止年月日 平成28年 3 月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100136	社会福祉法 人寧楽ゆい の会	631-0842	奈良県奈良市菅原 町48番地	ぐっど・た いむ	630-8115	奈良県奈良市大宮 町三丁目 5 番35号 アクティブ宝泉ビ ル 5 階	居宅介護 重度訪問介護 行動援護

(平成28年 4 月 4 日揭示済)

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	漆畑 訓明 奈良市六条緑町 三丁目 6 番 5 - 4 号	前林 匡 奈良市六条緑町 三丁目 4 番24号

2 変更の年月日

平成28年 4 月 1 日

(平成28年 4 月 4 日揭示済)

奈良市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項
の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変
更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次の
とおり告示します。

平成28年 4 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第236号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）			第3条の規定により告示します。 平成28年4月4日 奈良市長 仲川元庸	
指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年3月11日	岸 純一郎	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	糖尿病内科・内科 (肢体不自由)
平成28年3月25日	岸 純一郎	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	糖尿病内科・内科 (心臓機能障害)
平成28年3月16日	岸 純一郎	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	糖尿病内科・内科 (じん臓機能障害)
平成28年3月11日	掛樋 善明	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	神経内科 (肢体不自由)
平成28年3月28日	児山 紀子	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	呼吸器内科 (呼吸器機能障害)
(平成28年4月4日揭示済)			28年4月1日から適用します。 平成28年4月4日 奈良市長 仲川元庸	
奈良市告示第237号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準（平成25年奈良市告示第178号）の一部を次のように改正し、平成			日常生活用具給付事業の部分の表中 「蓄便袋」を「ストーマ装具（消化器系）」に、 「蓄尿袋」を「ストーマ装具（尿路系）」に、	
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品）	3歳以上のぼうこう・直腸機能障害者で、ストーマ用装具を装着できないもの（蓄便袋または蓄尿袋の給付を受けていない者に限る。）又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者		次に掲げるストーマ用装具に代えて障がい者が用意に使用し得るもの (1) 紙おむつ (2) 脱脂綿、さらし、ガーゼ (3) 洗腸用具	
紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品）	3歳以上のぼうこう・直腸機能障害者で、ストーマ装具を装着できないもの（消化器系及び尿路系のストーマ装具の給付を受けていない者に限る。）又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害（乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によるもの）により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、次のいずれにも該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者 (1) 自力でトイレに行けないこと (2) 自力で便座（排便補助用具の使用を含む。）に座ることができないこと (3) 介助による定時排泄をすることができないこと		次に掲げるストーマ装具に代えて障がい者が用意に使用し得るもの (1) 紙おむつ (2) 脱脂綿、さらし、ガーゼ (3) 洗腸用具	
改める。 (平成28年4月4日揭示済)			自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	
奈良市告示第238号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成28年4月5日 奈良市長 仲川元庸			2 移動年月日 平成28年4月4日 3 移動対象区域 JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域 4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設 5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条	
1 移動理由				

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

（平成28年4月5日揭示済）

奈良市告示第239号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年4月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車（積載量10トン以下）により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成28年5月1日から平成29年3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所第2工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥（脱水ケーキ）
約0.1トン／日

以下省略

（平成28年4月5日揭示済）

奈良市告示第240号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年4月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生する濃縮塩をローリー車（積載量10トン以下）又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成28年5月1日から平成29年3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所第2工区処理施設内

(5) 排出日量 濃縮塩（液状）
約3.0トン／日（対水比重1.1）

以下省略

（平成28年4月5日揭示済）

奈良市告示第241号

平成28年奈良市告示第144号（介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定）の一部を次のように改正し、平成28年3月1日から適用します。

平成28年4月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190525	奈良市石木町800	エリシオン看護ステーション	奈良市石木町800	医療法人良成会エリシオンクリニック	平成28年 3月1日
2960190228	奈良市北之庄西町二丁目8番14	PAL訪問看護ステーション	大阪市北区万歳町3番39-1209号	株式会社PAL GLAD	平成28年 3月1日

を
」

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190524	奈良市石木町800	エリシオン看護ステーション	奈良市石木町800	医療法人良成会エリシオンクリニック	平成28年 3月1日
2960190466	奈良市北之庄西町二丁目8番14	PAL訪問看護ステーション	大阪市北区万歳町3番39-1209号	株式会社PAL GLAD	平成28年 3月1日

に
」

改める。

(平成28年4月5日揭示済)

奈良市告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定に準用する同法第62条第1項の規定により次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成28年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・4・4号 奈良橿原線
- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課

(平成28年4月6日揭示済)

奈良市告示第243号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第55条の規定に基づく担保権設定等財産の差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
担保権設定等財産の差押通知書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年4月6日揭示済)

奈良市告示第244号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月6日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
配当計算書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年4月6日揭示済)

奈良市告示第245号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第2項に基づき、平成28年奈良市告示第147号について公示の日から30日以内に、その50人以上の連署をもって、理由を付して、下記のとおり変更請求があったことを、同法第5条の2第4項の規定により公表します。

平成28年4月6日

奈良市長 仲川元庸
記

• 変更請求日 平成28年3月30日

• 変更請求理由

- 平成27年4月1日付で菅原東町自治会の役員4名が、奈良市長に対して同町の住民351世帯の署名を添えて提出した住居表示実施についての要望書とは内容が大きく異なっている。（2分割が3分割、及び丁目の区域）
- 近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業区域の一部住民の要望を重視し、高い減歩率で協力した水利組合員の意見を全く聞いていない。
- 菅原町は、歴史的にも由緒有る一体の町であり、住居表示についても平成17年の当初から町全体を同時に実施する事を目指して協議を重ねてきたところですが結論を得ず、やっと昨年から話し合いを再開してきたところであります。この案で菅原東町が先に住居表示を実施すれば、菅原町は分断され、町の将来に禍根を残すこととなります。よって、別図のとおり変更すべきであります。

• 添付書類

- 変更を請求する住民109名の署名（101名有効）
- 菅原東町一丁目～三丁目の区域の変更図

別図省略

(平成28年4月6日揭示済)

奈良市告示第246号

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成16年奈良市告示第335号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「20パーセント」を「60パーセント」に、「100,000円」を「200,000円」に、「4,000円」を「12,000円」に改める。

第6条第2項に次の1号を加える。

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る個人番号提供書（別記第1号様式の2）

別記第1号様式中「20%」を「60%」に、「4千円」を「1万2千円」に、「10万円」を「20万円」に改め、同様

式の次に次の 1 様式を加える。

第 1 号様式の 2 (第 6 条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る個人番号提供書

(宛先) 奈良市長

母子家庭等自立支援教育訓練給付金の交付申請を行うに当たり、次のとおり、個人番号を提供いたします。

年 月 日

記入者氏名



フリガナ		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日
住 所	(〒)	
個 人 番 号		

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類	身元確認に使用した書類
☐ 個人番号カード (裏面)	☐ 個人番号カード (表面)
☐ 通知カード	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 (パスポート)
☐ 住民票 (個人番号記載のもの)	☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳
☐ その他 ()	☐ 療育手帳 ☐ 在留カード
	☐ 特別永住者証明書
	☐ その他写真付き身分証 ()
	☐ 身分証 (写真のないもの。2 つ以上要) () ()
確認者：	確認年月日： 年 月 日

備考

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) 第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・個人番号には、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。

別記第2号様式中「20%」を「60%」に、「4千円」を「1万2千円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月6日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱第4条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に修了した教育訓練に係る訓練給付金について適用し、同日前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。

(平成28年4月6日揭示済)

奈良市告示第247号

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成16年奈良市告示第336号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「2年」を「1年」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第2条第2項第3号中「2年」を「1年」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条第1号中「看護師」の次に「(准看護師)」を加え、同条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 調理師

(7) 製菓衛生師

第5条第1号ア中「免除された者」の次に「、寡婦（寡夫）控除の適用を受けたものとみなした場合に市町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父（以下「みなし寡婦（夫）」という。）」を、「なる者」の次に「(みなし寡婦（夫）を含む。)」を加え、同条第2号ア中「課されない者」の次に「(みなし寡婦（夫）を含む。)」を加える。

第7条第1項に次の2号を加える。

(5) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金に係る個人番号提供書（別記第1号様式の2）

(6) みなし寡婦（夫）であることが分かる書類

第7条第2項に次の2号を加える。

(6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金に係る個人番号提供書（前項の規定による提出があったときは、提出

を要しない。)

(7) みなし寡婦（夫）であることが分かる書類

第8条第1項中「要件」の次に「(以下「交付要件」という。)」を加え、同条第2項中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

第10条中「訓練促進給付金受給者」を「訓練促進給付金対象者」に改める。

第11条中「第2条に規定する要件」を「交付要件」に、「訓練促進給付金受給者」を「訓練促進給付金対象者」に、「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・課税状況変更届」を「母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・変更等届」に改める。

第11条の次に次の2号を加える。

(交付の取消等)

第11条の2 市長は、訓練促進給付金対象者が交付要件に該当しないと認めたときは、訓練促進給付金の交付を取り消すものとし、その旨を当該対象者に母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付取消・停止等通知書（別記第5号様式の2）により通知するものとする。

2 市長は、訓練促進給付金等の交付に影響する事情が発生したと認めたときは、訓練促進給付金の交付を停止するものとし、母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付取消・停止等通知書により通知するものとする。

(交付の再開)

第11条の3 前条第2項の規定により訓練促進給付金等の交付を停止された者で、交付停止となった月以後に交付要件に該当しており、かつ、訓練促進給付金の交付を受けようとするものは、母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・変更等届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、当該受給者が交付要件に該当すると認めたときは、訓練促進給付金等の交付を再開することとし、その旨を当該受給者に母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付取消・停止等通知書により通知するものとする。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第7条関係）

母子家庭等高等職業訓練促進給付金に係る個人番号提供書

（宛先）奈良市長

母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付申請を行うに当たり、次のとおり、個人番号を提供いたします。

年 月 日

記入者氏名



フリガナ		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日
住 所	(〒 —)	
個 人 番 号		

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類	身元確認に使用した書類
☐ 個人番号カード（裏面）	☐ 個人番号カード（表面）
☐ 通知カード	☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート）
☐ 住民票（個人番号記載のもの）	☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳
☐ その他 ()	☐ 療育手帳 ☐ 在留カード
	☐ 特別永住者証明書
	☐ その他写真付き身分証 ()
	☐ 身分証（写真のないもの。2つ以上要） () ()
確認者：	確認年月日： 年 月 日

（備考）

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。

申請者と同一世帯に属する者の個人番号

フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年 月 日
個人番号			
確認者：	確認年月日： 年 月 日		

別記第5号様式中「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失・課税状況変更届」を「母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・変更等届」に、「世帯の課税状況」を「受給資格の状況」に改め、

②受給資格がなくなった理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったため イ 奈良市内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関での修業をとりやめたため エ その他 ()
③理由が発生した日	
④課税状況の変動	ア 対象者の市町村民税の課税状況が変わったため。 イ 対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税状況が変わったため。

を

②届出の種類	受給資格の喪失・受給資格の変更・交付停止・交付停止の解除
③受給資格の喪失・変更・交付停止になった理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父ではなくなったため イ 奈良市内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関での修業をとりやめたため エ 対象者の市町村民税の課税状況が変わったため オ 対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税状況が変わったため カ その他 ()
④交付停止を解除する理由	ア 養成機関での修業を再開したため イ 対象者の市町村民税の課税状況が変わったため ウ 対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税状況が変わったため エ その他 ()
⑤理由が発生した日	年 月 日

に

改める。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第11条の2関係）

母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付取消・停止等通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



先にあなたから提出のありました母子家庭等高等職業訓練促進給付金資格喪失・変更等届に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

① 養成機関名		
② 交付に係る資格		
③ 通知内容	高等職業訓練促進給付金の交付を (取消 ・ 変更 ・ 停止 ・ 停止を解除) します。	
	理由	
④ 交付停止期間 (停止・停止解除の場合)	年 月 日～ 年 月 日	

(注)

- 1 交付停止理由が消滅した場合は、速やかに届け出てください。
- 2 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき、本市から転出したとき、養成機関での修業をとりやめたときその他受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年 4 月 6 日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成28年 4 月 6 日揭示済)

奈良市告示第248号

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 4 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成18年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

第 1 条中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。
第 3 条中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる（所定内労働時間の就業を除く。）など定期的に生活援助又は保育サービスが必要な家庭

第 4 条第 2 項中「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について（平成15年 6 月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）」を「ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について（平成26年 9 月30日雇児福発第0930013号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）」に改める。

第 5 条第 2 号ウ中「母子生活支援施設等の」の次に「ひとり親家庭等が」を加える。

第 6 条第 1 号中「訪問介護員」を「旧訪問介護員」に改め、「者」の次に「又はこれと同等の研修を修了した者」を加える。

第 7 条第 1 項中「母子家庭等日常生活支援事業利用登録申請書」を「ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請書」に改め、「という。）」の次に「及びひとり親家庭等日常生活支援事業に係る個人番号提供書（別記第 1 号様式の 2）」を加え、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、省略することができる。

第 7 条第 2 項第 1 号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「母子家庭

等が」を「ひとり親家庭等が」に、「当該母子家庭等」を「当該世帯」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 寡婦（寡夫）控除の適用を受けたものとみなした場合に非課税世帯又は児童扶養手当支給水準世帯となる婚姻歴のない母又は父（以下「みなし寡婦（夫）」という。）の場合 みなし寡婦（夫）であることが分かる書類

第 7 条第 3 項から第 6 項までの規定中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

別表中「母子家庭等日常生活支援事業費用負担基準」を「ひとり親家庭等日常生活支援事業費用負担基準」に改め、「生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯」を「生活保護世帯」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

- 3 みなし寡婦（夫）については、寡婦（寡夫）控除が適用されたものとみなして利用世帯を区分する。

別記第 1 号様式中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式の2（第7条関係）

ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る個人番号提供書

(宛先) 奈良市長

ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用登録申請を行うに当たり、次のとおり、個人番号を提供いたします。

年 月 日

記入者氏名



フリガナ		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日
住 所	(〒 -)	
個 人 番 号		

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類 ☐ 個人番号カード（裏面） ☐ 通知カード ☐ 住民票（個人番号記載のもの） ☐ その他 ()	身元確認に使用した書類 ☐ 個人番号カード（表面） ☐ 運転免許証 ☐ 旅券（パスポート） ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ その他写真付き身分証 () ☐ 身分証（写真のないもの。2つ以上要） () ()
確認者：	確認年月日： 年 月 日

備考

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。

申請者と同一世帯に属する者の個人番号

フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
フリガナ		続柄	生年月日
氏名			年月日
個人番号			
確認者：	確認年月日： 年 月 日		

別記第2号様式（表面）中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同様式（裏面）中「母子家庭等日常生活支援事業」を「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、

「2 社会通念上必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、出張、学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合」を

「2 社会通念上必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、出張、学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合」に、

3 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる（所定内労働時間の就業を除く。）など定期的に生活援助、保育サービスが必要な場合」

「母子家庭等の」を「ひとり親家庭等の」に改める。

別記第3号様式中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

別記第4号様式中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、

派遣等日時			備考
月 日	:	～ :	
月 日	:	～ :	
月 日	:	～ :	
月 日	:	～ :	
月 日	:	～ :	
月 日	:	～ :	

を

派遣等日時			備考	報酬予定額
月 日	:	～ :		
月 日	:	～ :		
月 日	:	～ :		
月 日	:	～ :		
月 日	:	～ :		
月 日	:	～ :		
合 計				円

に改める。

別記第5号様式から第7号様式までの規定中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月6日から施行し、この告示による改正後の奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成28年4月6日揭示済）

奈良市告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

西大寺新町一丁目自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1) 会員相互の親睦と福祉増進

2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力

4) 美化・清掃等区域内の環境の整備

5) 集会施設の維持管理

3 区域

本会の区域は奈良市西大寺新町一丁目の全区域とする。但し独自の自治会や管理組合を持つ大型集合住宅（西大寺サンハイツ・ピアッツァコート西大寺）は含まない。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市秋篠早月町1番27号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 永 篤 健次郎

奈良市西大寺新町一丁目7番5号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8

規約に定めた解散の事由

(1)

本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

(2)

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9

認可年月日

平成28年4月5日

指定施術者の氏名

施術所の名称

施術所の所在地

福井 考真

真園鍼灸整骨院

奈良県奈良市大宮町二丁目5-2-1F-B

（平成28年4月7日揭示済）

奈良市告示第251号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1

移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2

移動年月日

平成28年4月7日

3

移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前寺駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成28年4月7日揭示済）

奈良市告示第252号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、（自動車 2件）

物件番号

物件名

初年度登録

排気量（L）

予定価格（円）

入札保証金（円）

車-1

ダイハツ ハイゼット（ダンプ）

平成7年

0.65

200,000

20,000

車-2

ダイハツ アトレーワゴン

平成14年2月

0.65

30,000

3,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

（平成28年4月7日揭示済）

奈良市告示第254号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次の

（平成28年4月6日揭示済）

奈良市告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月7日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1

送達をすべき文書

差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）

2

送達を受けるべき者

省略

（平成28年4月7日揭示済）

奈良市告示第253号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年4月7日

奈良市長 仲川元庸

1

入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

とおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年4月7日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件 名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- 2 貸付期間 平成28年6月1日から平成33年5月31日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑰	中央体育館	1階ロビー	2.01㎡	1	4,761,000円
	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー (スタンド軒下半屋外)	1.79㎡	1	
	中央第二体育館	玄関ホール内	1.33㎡	1	
	青山コート	玄関横(屋外)	1.15㎡	1	
	中央第二武道場	南側壁面出入り口横	1.33㎡	1	
	都祁生涯スポーツセンター	ホール内	1.33㎡	1	
	西部公民館	6階ベンダールーム	1.33㎡	1	
	奈良市生涯学習センター	1階エントランスロビー	1.24㎡	1	
	三笠公民館	1階エントランスホール	1.26㎡	1	
⑱	中央体育館	1階ロビー	1.57㎡	1	941,905円
	中央体育館	1階ロビー	1.57㎡	1	
	鴻ノ池陸上競技場	自動販売機コーナー (スタンド軒下半屋外)	1.79㎡	1	
	鴻ノ池球場	歩道橋出口横	1.79㎡	1	
	伏見公民館あやめ池分館	湯沸室前	1.15㎡	1	
	西部公民館	6階ベンダールーム	1.33㎡	1	
	富雄公民館	2階ホール	1.24㎡	1	
	とみの里地域ふれあい会館	湯沸・自販機コーナー	1.24㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、5年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

(平成28年4月7日揭示済)

奈良市告示第255号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、同令第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第4項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項の規定により、次の

とおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項(同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の2第1項、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第8条第1項の規定により告示します。

平成28年4月8日

奈良市長 仲川元庸

徴収及び 収納事務	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料		
受託者	東京都文京区本郷3丁目33－5 三菱UFJニコス株式会社	代表取締役社長	井上 治夫
提携コンビニ	東京都千代田区二番町8番地8号 株式会社セブン－イレブン・ジャパン	代表取締役会長	鈴木 敏文
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン	代表取締役社長	玉塚 元一
	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	代表取締役会長	上田 準二
	愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス	代表取締役社長	竹内 修一
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 山崎製パン株式会社	代表取締役社長	飯島 延浩
	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5－1 ミニストップ株式会社	代表取締役社長	宮下 直行
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ボプラ	代表取締役社長	目黒 真司
	神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	代表取締役社長	中居 勝利
	群馬県前橋市亀里町900番地 株式会社セーブオン	代表取締役	平田 実
	東京都中央区日本橋1丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社	代表取締役	横山 敏貴
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート	代表取締役社長	丸谷 智保
	東京都港区港南一丁目8番27号日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス	代表取締役社長	馬場 英一
委託期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで		

(平成28年4月8日揭示済)

奈良市告示第256号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年4月8日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成28年4月8日揭示済)

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	上平 敬二 奈良市東登美ヶ丘 四丁目15番18号	清水 武夫 奈良市東登美ヶ丘 四丁目18番23号

2 変更の年月日

平成28年4月1日

(平成28年4月8日揭示済)

奈良市告示第258号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月11日

奈良市長 仲川元庸

名 称	高畑の家
所 在 地	奈良市高畑町743番1、743番2
概 要	つし二階形式（桁行5.653m 梁間11.681m）

(平成28年4月11日揭示済)

奈良市告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成22年11月4日 奈良市指令都整開 第10A-19号
平成23年3月8日 奈良市指令都整開 第10A-19-1号
平成23年4月15日 奈良市指令都整開 第10A-19-2号
平成27年11月9日 奈良市指令都整開 第10A-19-3号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年4月11日 第1520号
公共施設 平成28年4月11日 第718号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺赤田町一丁目430番91、455番、457番16、556番1、556番3、556番13、556番14、556番15、556番16、556番17、556番18、556番19、556番20、556番21、556番22、556番23、556番24、556番25、556番26、556番27、556番28、556番31の一部、556番32、556番33、556番34、556番40及び960番2並びに奈良市秋篠三和町二丁目462番2の一部及び463番11の一部（第二工区分）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号
社会医療法人 平和会 理事長 永松 孝志
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西大寺赤田町一丁目556番1の一部、556番3の一部、556番17の一部、556番18の一部、556番31の一部、556番32、556番33及び556番34（第二工区分）
(2) 防火水槽
奈良市西大寺赤田町一丁目556番1の一部（第二工区分）

(平成28年4月11日揭示済)

奈良市告示第260号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）、同法第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（

昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年4月11日揭示済)

奈良市告示第261号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年4月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成28年4月11日揭示済)

奈良市告示第262号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年4月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年4月12日
- 移動対象区域
J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年4月12日揭示済)

奈良市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 4 月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エリシオン看護ステーション	奈良県奈良市石木町800	平成28年 3 月 1 日
P A L 訪問看護ステーション	奈良県奈良市北之庄西町二丁目 8 番14	平成28年 3 月 1 日

(平成28年 4 月13日掲示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により告示します。

平成28年 4 月13日

奈良市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第50条の 2 の規定により指定

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	エリシオン介護ステーション奈良	奈良県奈良市鶴舞西町 2 - 50 エス・バイエルマンション学園前107号室	医療法人良成会 エリシオンクリニック	平成28年 3 月 1 日
新	エリシオン介護ステーション奈良	奈良県奈良市石木町800	医療法人良成会 エリシオンクリニック	

(平成28年 4 月13日掲示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年 4 月13日

奈良市告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小野 真裕子		はり・きゅう	平成28年 2 月29日
さとうはりきゅう整骨院	奈良県奈良市大宮町七丁目 2 番12号		

(平成28年 4 月13日掲示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。

平成28年 4 月13日

奈良市告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐藤 勝彦		はり・きゅう	平成28年 3 月 1 日
さとうはりきゅう整骨院	奈良県奈良市大宮町七丁目 2 番12号		

(平成28年 4 月13日掲示済)

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年 4 月14日掲示済)

奈良市告示第267号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 4 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年 4 月14日
- 移動対象区域

奈良市告示第268号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 6 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理基本計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年 4 月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般廃棄物処理基本計画

奈良市

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置付け	1
第3節 計画の目標年度	2
第2章 基本理念・基本方向	
第1節 基本理念	3
第2節 基本方向	4
第3章 ごみ処理の数値目標	
第1節 ごみ及びび再生資源搬入量の推移	6
第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状	12
第3節 ごみ処理の数値目標	15
第4章 基本方向別の基本施策	
基本方向1 まずごみを減らす	
～ 奈良らしい環境にやさしい暮らしの定着 ～	18
基本方向2 それでも出たごみは資源としてリサイクル	
～ 家庭や事業所におけるリサイクルの取り組みの浸透 ～	20
基本方向3 リサイクルできないごみは適正処理	
～ 環境負荷低減と安全・安心な適正処理の推進 ～	23
基本方向4 市民・事業者・市の協働	
～ みんなで循環型社会の構築 ～	27
第5章 計画推進のために	29

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、わが国で最初の廃棄物に関する法律である「汚物掃除法」が制定された明治33年に清掃業務を始め、昭和4年には焼却処理を実施しています。

また、平成4年に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき最初の一般廃棄物処理基本計画（以下、基本計画）を策定し、平成11年、平成14年に改定を行ってきました。その後、平成24年には、国の目指す低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の構築とともに、本市の第4次総合計画や環境基本計画との整合性を図り、本市のごみ減量化や資源化、適正処理に関する施策の総合的・計画的な推進の基本となるものとして、見直した基本計画を策定しました。

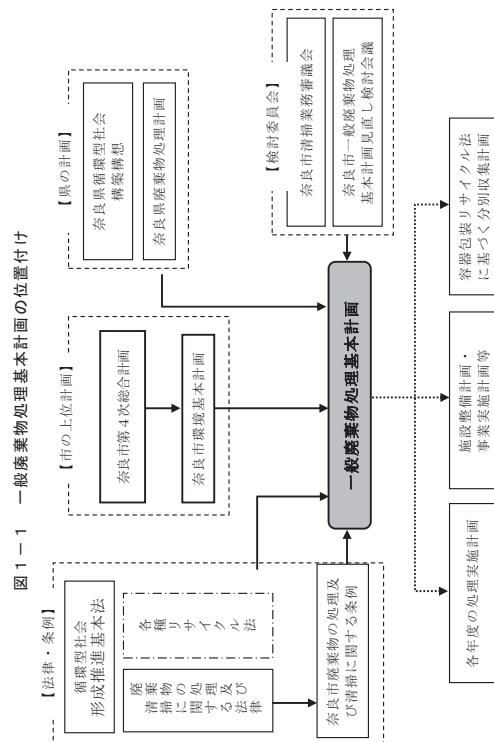
平成24年の基本計画策定後も、循環型社会の形成に向けて、各種のごみ減量・資源化施策を進めてきました。新たな取り組みとして、もったいない陶器市の開催、奈良市ごみ分別アプリの配信、事業系廃棄物の搬入管理の強化等を実施しています。ごみ搬入量としては、家庭系ごみの搬入量はほぼ横ばい推移していますが、事業系ごみの搬入量については、事業者への指導等の取り組みにより、直近年度では、平成24年に定めた目標値を上回る減量を達成しています。

一方再生資源については、空き缶、ペットボトル等の従前から実施している分別収集や拠点回収に加え、新たな取り組みとして平成25年に制定された小型家電リサイクル法に基づき使用済小型家電の回収を行っています。しかしながら、再生資源の近年の搬入量は横ばいであることから、再生利用率についての目標を達成することはできていません。

このような本市のごみ搬入量の動向や高齢化や人口減少等の社会情勢の変化に対応しつつ、今後の更なるごみの減量及び適正処理を達成するため、ごみ処理施策の総合的・計画的な推進の基本となるべく、現行の一般廃棄物処理基本計画を改定するものです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定めるもので、上位計画である「奈良市第4次総合計画」や「奈良市環境基本計画」で掲げられるごみ処理分野における計画事項を具体化させるための施策方針について示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、本計画の位置付けについて体系的に示したものを図1-1に示します。

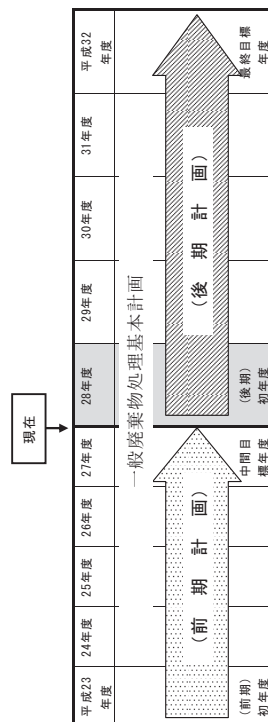


第3節 計画の目標年度

本計画は、一般廃棄物処理基本計画（前期計画）を引き継ぎ後期計画と位置づけ、平成28年度を初年度とし、平成32年度を最終目標年度とする5年の計画とします。

本計画は、施策の進捗状況や社会情勢、本計画策定の前提条件となっている人口やごみ排出量等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに減量目標や各種施策を見直していきます。

図1-2 計画の目標年度

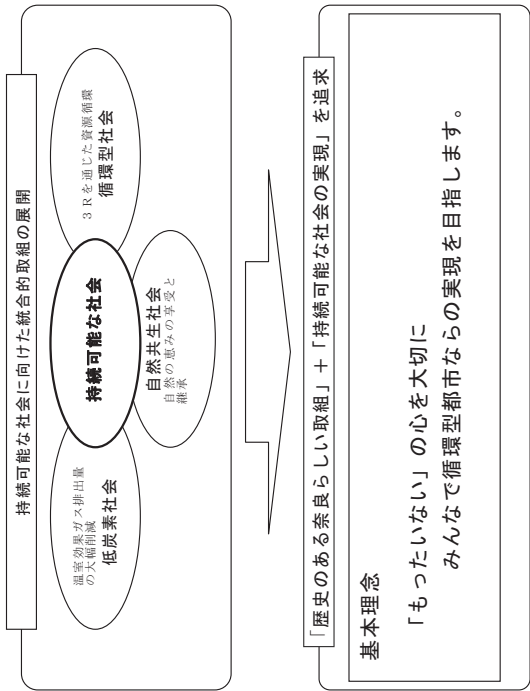


第2章 基本理念・基本方向

第1節 基本理念

本計画の基本理念は、自然共生社会、循環型社会に資する持続可能な歴史のある奈良らしい統合的取り組みを展開し、「もったいない」の心を大切にみんなで循環型都市ならの実現を目指します。

図2-1 基本理念のイメージ



第2節 基本方向

基本方向1 まずごみを減らす
～ 奈良らしい環境にやさしい暮らしの定着 ～

循環型社会の形成を目指し、2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用））に力点をおいた施策を展開し、奈良らしい環境にやさしい暮らしを定着させ、まずごみの量を減らします。

基本方向2 それでも出たごみは資源としてリサイクル
～ 家庭や事業所におけるリサイクルの取り組みの浸透 ～

家庭や事業所における2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用））の取り組みによって減らしても、やむを得ず排出されたごみについては、3つ目のR（リサイクル（再生利用））により資源の循環的利用を進めます。

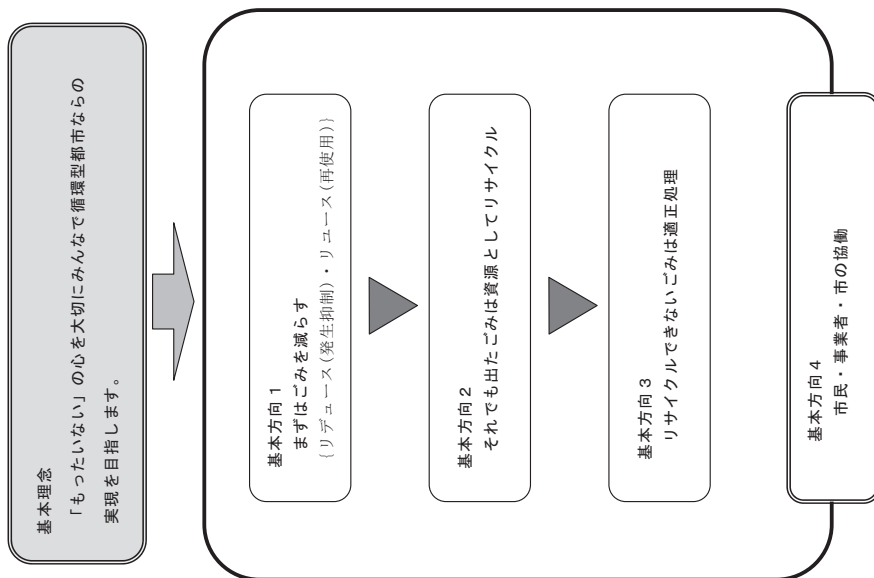
基本方向3 リサイクルできないごみは適正処理
～ 環境負荷低減と安全・安心な適正処理の推進 ～

3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用））によっても、なお排出されるごみについては安全・安心に適正処理を行います。また地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの削減に配慮し、低炭素社会の実現に寄与します。

基本方向4 市民・事業者・市の協働
～ みんなで循環型社会の構築 ～

3Rの推進は、市民・事業者・市が、それぞれの役割分担のもとに連携して行動し、はじめて実現するものです。そのため、三者の協働による取り組みを進めます。

図 2-2 基本理念と基本方向



第 3 章 ごみ処理の数値目標

第 1 節 ごみ及び再生資源搬入量の推移

(1) ごみ量及び再生資源搬入量

ごみ及び再生資源搬入量は、家庭系ごみでは平成11年3月に導入した9種分別収集の全市域での開始とともに減り続けているものの、近年では横ばいを示しています。事業系ごみでは近年横ばいでしたが、搬入管理の強化等により平成26年度は約3千トンの減量を達成しました。再生資源については依然横ばいが続いています。

図 3-1 ごみ及び再生資源搬入量の推移

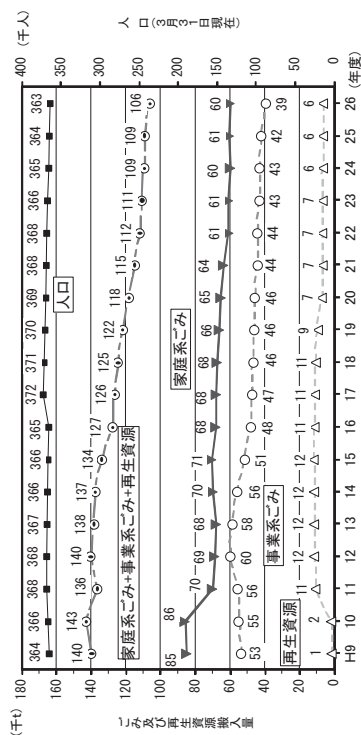
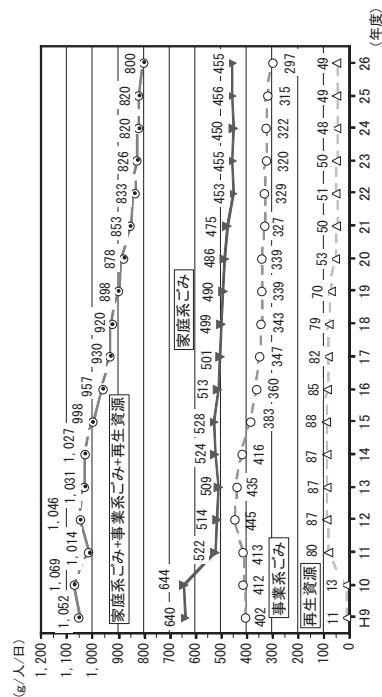


図 3-2 市民 1 人 1 日当たりのごみ及び再生資源搬入量の推移

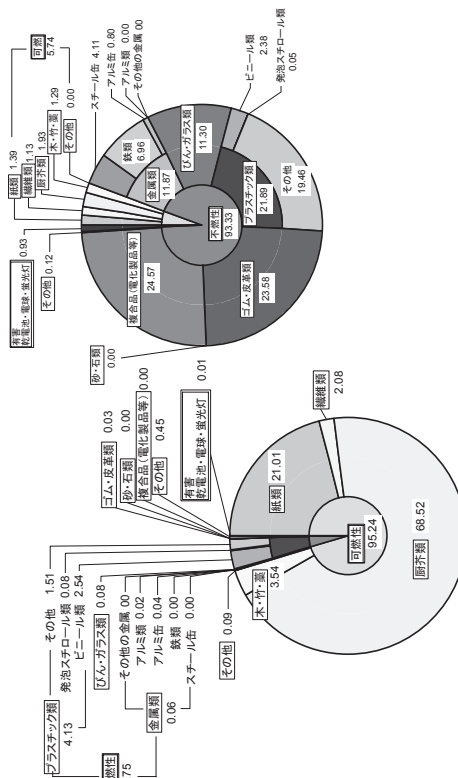


(2) ごみの組成

- ・本市が平成26年度に実施した燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析結果と平成25年度に実施した燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成分析結果を、図3-3及び図3-4に示しました。
- ・燃やせるごみについては、ごみ袋やレジ袋（ごみ袋として代用したものと想定）等を除けば不燃性のものは4%未満であり、市民の分別に対する意識の高さがうかがえる結果となりました。一方で、堆肥化等による資源化が可能な厨芥類が重量比で7割近くを占めており、ごみ減量の伸びしろがあると想定できます。
- ・燃やせないごみについても、93%以上を不燃性のごみが占めており、こちらも市民の分別意識の高さを示す結果となりました。

図3-3 燃やせるごみの組成(%・H26)

図3-4 燃やせないごみの組成(%・H25)



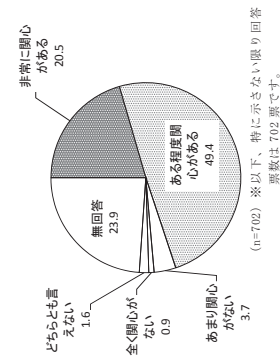
(3) 市民のごみの減量や資源化に関するアンケート結果

平成27年11月に家庭ごみに関する市民アンケートを市内の1,500世帯を対象に実施し、日頃のごみ減量の取り組みへの実施状況、ごみの減量に関する意識や意見等について調査しました。なお、有効回収票は702票で、有効回収率は47%でした。

① ごみ問題への関心

ごみ問題への関心がある人（「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」の合計）は、70%と高い割合でした。ごみ問題に対する市民の高い意識が見取れます。

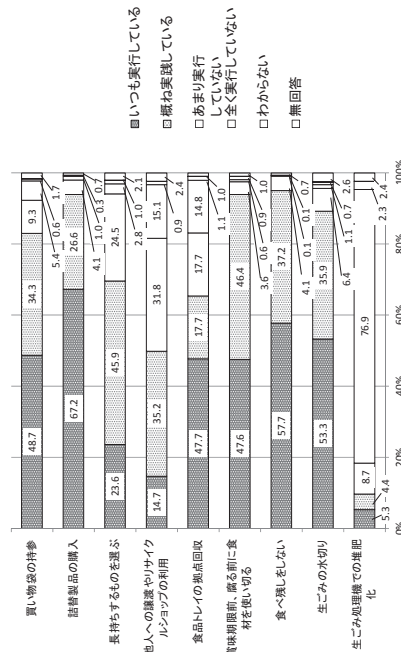
図3-5 ごみ問題への関心 (%)



② ごみ減量に関する行動の取組状況

ごみ減量に関する日頃の行動については、比較的簡単にできる「買い物袋の持参」、「詰替製品の購入」といった買い物の行動、「食べ残しをしない」、「生ごみの水切り」などの食事に関係する行動は、比較的よく実践されていました。一方、「生ごみ処理機での堆肥化」については、圧倒的に実践されている比率が低く、普及啓発の必要性を示す結果でした。

図3-6 ごみ減量行動の実践状況 (%)



③ 古紙類、雑がみ、布類（以降、古紙類等）の資源化の取組状況

古紙類等の処理方法については、半数以上が地域の集団資源回収を利用しており、その他の排出方法を含めると、大半の方がこれらを再生可能な資源として認識していたという結果でした。「ごみとして市の収集に出している」を選択したのはいずれも1割未満で、その理由を図3-8に示しています。

図3-7 古紙類の主な排出先（複数回答可・％）

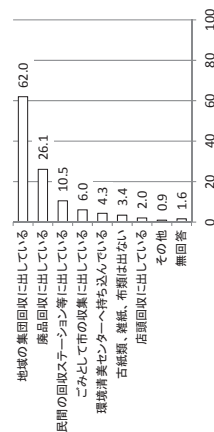
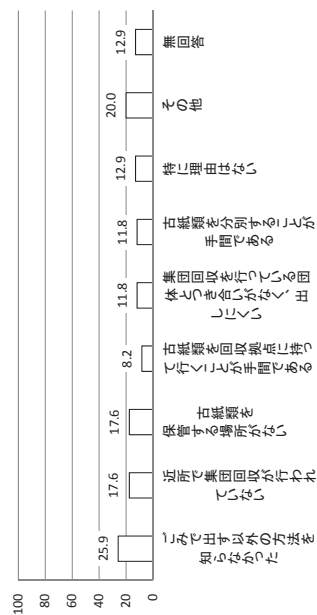


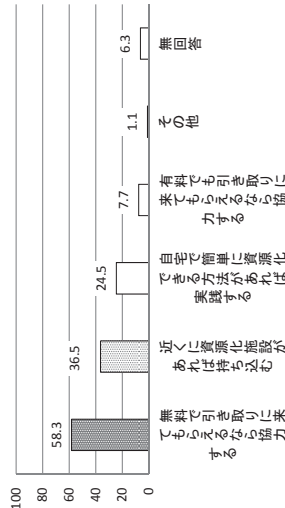
図3-8 古紙類等を市の収集に出している理由（％）



④ 草、葉、剪定枝等の資源化に協力するための条件

庭や家庭菜園から出る草、葉、剪定枝などの資源化に協力する条件としては、「無料で引き取りに来てもらえるなら協力する」が最も多く、次いで、「近くに資源化施設があれば持ち込む」であり、市民が協力しやすい条件の整備により、剪定枝等の資源化の増量を図ることが可能です。

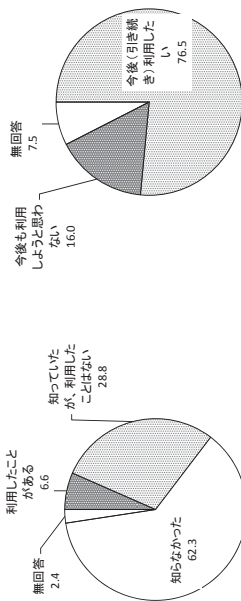
図3-9 草、葉、剪定枝の資源化に協力するための条件（％）



⑤ 小型家電のリサイクルの実施状況

平成26年7月から開始した使用済小型家電回収ボックスを「利用したことがある」と回答した割合は7%と少なく、半数以上は「知らなかった」と回答でした。一方で、回収ボックスを「利用したい」という意見は多く、回収ボックス設置等について、さらなる周知・啓蒙により、回収量の増加が見込まれます。

図3-10 使用済小型家電回収ボックスの利用について（％）



第 2 節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状
(1) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組み
現在、本市で実施しているごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組みを表 3－2 に示します。

表 3－2 市が実施している啓発事業

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。特に環境清美工場については、リアルタイムでごみの搬入状況等の情報をインターネットで発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に転入者に対し、配布する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館にて実施する。
		ごみ減量に関する最先端の知識を持った講師を迎え、ごみの 3 R から地球環境問題までを視野に入れたごみ減量を促進するための講座を 1 回につき 100 名の市民参加を見込み、年に 3 回実施する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校 4 年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスタの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の基礎を知らせることでごみ減量を促進する。
	家庭ごみの出し方・分別等説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場で職員が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVD の貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVD を見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
ごみ減量、資源循環を進める社会システムづくり	小・中学校空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
	家庭ごみ有料化実施の検討ごみ処理手数料の見直し	他都市情報等の収集を行う。また、基礎資料となるごみ処理原価を算出する。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない!」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。
		ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした調剤器のりユ-

(4) 前期計画の目標達成状況
奈良市一般廃棄物処理基本計画の前期計画（平成23年度～平成27年度）の平成26年度における各目標値の達成状況を表 3－1 に整理しています。
ごみ搬入量は、家庭系ごみでは計画量の目標を達成していませんが、事業系ごみでは達成しました。合計のごみ搬入量では、計画目標には達しなかったものの、目標値の達成に向けてかなり進展することができています。また、焼却処理量、資源化率は、計画量の目標は未達成でしたが、最終処分量は計画量を下回り、目標を達成しました。

表 3－1 前期計画の減量等の目標達成状況（平成26年度）

	直近年度 (H26) (実績)	前期計画 (H26) (目標値)		達成状況
		人口	ごみ搬入量	
ごみ搬入量 (平成10年度＝100%)	363,051人	357,451人	—	△
	99,568 t (71%)	98,619 t (70%)		
	60,259 t (70%)	57,726 t (67%)		
	39,309 t (71%)	40,893 t (74%)		
	93,600 t (73%)	91,087 t (71%)		
焼却処理量 (平成10年度＝100%)	17,180 t (55%)	18,505 t (59%)		○
最終処分量 (平成10年度＝100%)	1 7 %	2 0 %		×

※ 1：ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。
※ 2：再生利用率は、「(市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量) / (市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量＋集団資源回収量)」としました。

区分 (続き)	取組	具体的な内容
地域での資源 循環の推進	ース・リサイクル事業	ス・リサイクル事業を実施する。
	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、入権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再利用	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再利用する。
	破砕スクラップ回収	破砕された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
事業所での資源 循環の推進	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E－changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	町内清掃草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。
	汚泥発酵肥料(畑薬)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑薬)を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMほかし専用容器)及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
循環型社会に対応した収集作業の推進	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基盤及	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹

区分 (続き)	取組	具体的な内容
不適正排出の 防止	び許可指針の適用	底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の照像検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に對し、指導等を行う。
	事業系ごみの透明・半透明袋の使用の徹底	事業系ごみについて、袋を使用する場合は、自身が確認できるよう透明・半透明袋で排出するよう、周知徹底する。
	野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運搬管理の継続と運搬データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運搬管理を継続し、運搬データ等を公表する。
	循環型社会に対応した施設の整備	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
	最終処分場の確保	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
	災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応する。
	ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キヤラバン等を実施する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	ごみ懇談会との協働	地域におけるごみ減量の中心的作用を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究する。
	ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ減量・資源循環型社会形成を推進する地域組織の整備
	環境フェスティバルならクリーンフェスタの開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3R推進月間である10月にならクリーンフェスタを開催する。

【1人1日当たりに換算した目標値】

	基準年度	直近年度	最終目標年度
	平成10年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成32年度 (目標値)
ごみ搬入量	1,055g	751g	685g
家庭系ごみ	644g	454g	416g
事業系ごみ	411g	297g	268g
焼却処理量	956g	706g	640g
最終処分量	236g	130g	120g

※1：ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。
※2：再生利用率は、「(市)による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量」／
(市へのごみ搬入量(発生抑制後)及び再生資源搬入量+集団資源回収量)」としました。

(2) 数値目標設定の考え方

以下の基本的施策が推進されるものとして最終目標年度の数値目標を設定しました。

【家庭系ごみ】

- ①もったいない運動の展開による発生抑制の推進
→市民1人1日当たり7gの削減
・中サイズのレジ袋1枚分の削減
(具体的な行動)
・買う前に本当に必要かよく考える
・生ごみの水切り・徹底
・マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸の持参
・無駄のない食生活による食べ残しの削減
・皿売り・量り売りの利用
・簡易包装の衣類
・中身詰め替え商品やリターナブルびんの商品を選択
・フリーマーケットやリユースショップの活用
など
- ②古紙を中心とした集団資源回収の推進
→市民1人1日当たり新たに24gの資源化
・新たに封筒A4サイズ2枚分の資源化
- ③剪定枝のチップ化推進
→家庭から発生する剪定枝のチップ化：新たに1,000t/年
・市内1世帯1日当たり新たにおよそ20gの剪定枝の資源化

第3節 ごみ処理の数値目標

前期計画の計画初年度から平成26年度にかけて、全体的にはごみの減量は進んでおり、特に事業系ごみの搬入量、最終処分量については、計画目標を達成しました。そこで、後期計画では、前期計画での成果を踏まえ、新たな数値目標を定めて、さらなるごみ減量を推進。

(1) 数値目標

ごみ搬入量のピーク時(平成10年度)に比べて
平成32年度までに

- ◆ごみ搬入量を約1/3減らします
- ◆焼却処理量を約1/3減らします
- ◆最終処分量を約1/2減らします
- ◆再生利用率を22%にします

(参考) 平成26年度に比べて平成32年度までに
◆ごみ搬入量を約12% (1人1日当たり67g) 減らします
◆焼却処理量を約13% (1人1日当たり67g) 減らします
◆最終処分量を約11% (1人1日当たり10g) 減らします

表3-3 数値目標

	基準年度	直近年度	最終目標年度
	平成10年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成32年度 (目標値)
ごみ搬入量	140,996t	99,568t	87,467t
(平成10年度=100%)	(100%)	(71%)	(62%)
家庭系ごみ	86,012t	60,259t	53,177t
(平成10年度=100%)	(100%)	(70%)	(62%)
事業系ごみ	54,984t	39,309t	34,290t
(平成10年度=100%)	(100%)	(71%)	(62%)
焼却処理量	127,682t	93,600t	81,711t
(平成10年度=100%)	(100%)	(73%)	(64%)
最終処分量	31,475t	17,180t	15,275t
(平成10年度=100%)	(100%)	(55%)	(49%)
再生利用率	16%	17%	22%

第 4 章 基本方向別の基本施策

基本方向 1 まずごみを減らす
～ 奈良らしい環境にやさしい暮らしの定着 ～

(1) 循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進

【基本的考え方】

市民・事業者は、それぞれの暮らしや事業活動を通じて、ごみ減量・資源循環に役立つ知識や実践力を習得し、それを家族や友人、近所の人、さらに、市内の人々や事業者に広げます。

市は、循環型社会の形成のための社会・経済・技術・技術についての情報を広く収集するとともに、知識や実践力を獲得した市民・事業者からも情報を得て、より多くの市民・事業者が情報や学習機会を提供します。また、小中学校における環境学習機能を強化します。

《市が実施する施策》

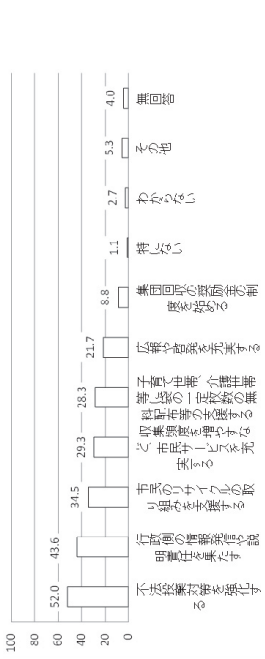
- ①ごみに関わる情報の把握・提供の充実
 - ・ごみ排出量や再生利用量の動向、地域におけるごみ減量活動の状況、県内や全国のごみ排出量の動向などのごみに関わる情報を体系的に収集・整理し、広報紙やホームページ等で市民・事業者が情報を発信します。
 - ・スマートフォン、タブレット端末などを使って、ごみ分別方法をいつでも確認できるアプリを運営し、市民に提供します。
- ②情報技術を利用した双方向の情報交流の実施
 - ・市からの一方的な情報提供だけでなく、インターネット、携帯電話等を活用して、市民や事業者から地域のごみ減量の取り組み状況などの情報収集を行います。
- ③ごみ減量・資源循環についての体系的な学習の実施
 - ・市民向けに、ごみ減量や資源循環に関する出前講座や各種講習会等の開催するなどに、効果的・体系的な学習機会を提供します。
- ④事業所向け講習会の実施
 - ・事業活動から発生するごみの減量を促進するため、事業所を対象とした講習会を開催します。
- ⑤小中学校におけるごみに関する環境学習の充実
 - ・充実した環境学習教材を作成・提供するとともに、ごみ減量・リサイクル推進啓発ポスターの募集などを積極的に取り組むことにより、子ども達のごみに対する意識を高めます。

【事業系ごみ】

- 事業所の自主的減量の取り組みへの指導強化・情報提供
 - ・大規模事業所への減量計画書に基づく指導強化
 - 古紙類の分別による再資源化：新たに600 t /年
 - 食品廃棄物の堆肥化による再資源化：新たに1,000 t /年
 - ・小規模事業所への1日段ボール箱2枚（容量300程度 500 g /枚）の資源化運動の浸透
 - 古紙類の分別による再資源化：新たに2,000 t /年

(備考) 大規模事業所とは、延べ床面積 3 千㎡以上の事業所（特定建築物）や大規模小売店舗等の減量計画書の提出対象事業所とします。小規模事業所は、対象外事業所です。

図 4-1 ごみの有料化をする場合に行政が配慮すべきこと



- ⑤ ごみ処理手数料の見直し
- ・ごみ処理原価との整合性を図りながら、事業者にごみ減量を促し、ごみ処理手数料を必要に応じて見直します。
- ⑥ 環境教育の充実
- ・教育委員会等関係機関と連携し、また、市内の事業所や環境NPOの協力を得て、環境教育を充実させ、「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成します。
- ⑦ 資源循環型ビジネスに関する情報提供
- ・リユースショップ等、3Rに関連する産業の市民への情報提供を進めます。

基本方向 2

それでも出たごみは資源としてリサイクル
～家庭や事業所におけるリサイクルの取り組みの浸透～

(1) 地域での資源循環の推進

【基本的考え方】

市民は、市の再生資源収集や拠点回収、地域の集団資源回収、販売店等での店頭回収などにより、家庭で発生した不用品を可能な限り資源として循環させます。また、地域での集団資源回収の運営やよりよい仕組みづくりに積極的に参加します。

販売店は、家庭で不用になった容器包装や商品の回収を拡大します。

一方、市は、資源を循環させることの重要性や循環の方法について、市民・事業者に情報提供するとともに、再生資源等の分別収集・拠点回収の拡大と排出ルールの徹底に努めます。

(2) ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり

【基本的考え方】

市民・事業者は、排出者責任を果たすとともに、ごみの排出量を削減するために、使い捨て型の商品や容器包装を利用しない、流行を追従しない、ものを長く使うようにするなど、暮らしや事業活動を環境に配慮したものと見直します。市は、そのための情報提供や啓発に努めます。

《市が実施する施策》

- ① ごみの発生抑制を目指す運動の展開
- ・ごみの発生抑制の推進を目指し、市民全体の意識を高めるために、「もったいない運動」や食べきり運動等の食品ロス削減運動、マイカップ、マイボトル、マイ箸等の持参運動の推進などを展開します。
- ② 簡易包装を実践する店舗の拡大
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、簡易包装を浸透させます。
- ③ 不用品を必要とする人に譲る機会や情報の提供
- ・フリーマーケット、バザーの開催情報やリユースショップの情報を広報紙やホームページで提供し、不用品交換を促進します。
- ④ 家庭ごみ有料化実施の検討
- ・奈良市清掃業務審議会からの「奈良市の家庭ごみ有料化について答申（平成21年3月）」に基づき、発生抑制やリサイクルへの誘導の促進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化、ごみに対する意識の向上等を図るため、家庭ごみの有料化の実施を検討します。今後のごみ排出量の状況、ごみ減量目標の達成状況、市民の意見、他市の状況及び経済状況等を踏まえて、実施時期を決定します。アンケート結果（図4-1）によりすると、「不法投棄対策の強化」、「行政側の情報発信や説明責任」、「子育て世帯、介護世帯への支援」などの課題が挙がっており、実施の際には「不法投棄防止対策」、「広報活動及び住民説明会の開催」、「紙おむつ使用世帯等への負担軽減措置」などを慎重に検討した上で実施します。

《市が実施する施策》

- ①自治会等による集団資源回収の促進
- ・地域での集団資源回収の実施状況等に関する情報提供を進めます。その際は、ごみ分別アプリの活用など、より多くの人に情報を提供できる仕組みの構築に努めます。
 - ・集団資源回収の意義や役割を市民に伝え、自治会等による集団資源回収への参加を促すとともに、集団資源回収を実施していない地域については資源回収業者や地域における集団資源回収の取り組み方法等の情報提供を行い、集団資源回収の実施を促進します。
 - ・集団資源回収で雑がみを取り扱うよう、自治会等の集団資源回収実施団体や資源回収業者に対する啓発活動を進めます。また、排出者の市民に対しては、雑がみの排出についての情報提供を進めます。
- ②小売店等における店頭回収の推進
- ・市内店舗に店頭回収の実施を要請していくとともに、市民に対して実施店舗や回収品目に関する情報を提供します。
 - ・現在、公共施設や民間事業所での拠点回収で資源化を進めている小型家電について、民間事業所等に協力を要請し、回収拠点の拡大に努めます。
- ③分別収集や施設での資源化の促進
- ・市民からの要請、国の法整備及びごみ減量と適正処理の観点から、必要に応じて分別収集の拡大を検討します。
 - ・現在、拠点回収で資源化を実施している小型家電については、アンケート結果によると、（図3-10、図3-11参照）拠点回収を「知らなかった」が62%と過半数を占めた一方で、「今後（引き続き）利用したい」がこれを大きく超える76%を占めたことから、今後周知啓発に努めることで、回収量の増加が見込まれます。また、市民持込の不燃ごみの中の小型家電について、コンテナによる回収を検討します。
- ④再生资源等の分別排出の徹底
- ・自治会等の協力のもと、地域と連携して、再生资源等の分別排出を徹底します。
- ⑤環境清美センターや公共施設における資源回収の推進
- ・環境清美センターや市役所、公民館等の公共施設における資源回収を推進します。また、回収時間、場所、品目等の情報を市民に周知します。

（２）事業所での資源循環の推進

【基本的考え方】

事業所は、事業活動に伴うごみの排出者責任を自覚し、自らが不用となった物は可能な限り資源化に努めます。

市は、事業所に対し、積極的にごみ減量に取り組むように、啓発や情報提供を行います。また、市役所などの公共施設自身が市内の事業所の模範として、ごみの排出削減と資源循環に取り組みます。

《市が実施する施策》

- ①事業所から排出される古紙の資源化の推進
- ・環境清美センターへの古紙搬入が多い事業者に対して、資源化指導を強化するとともに、古紙の資源化方法や古紙回収業者等の情報を提供することにより、搬入を抑制します。
- ②大規模事業所に対する減量計画書によるごみ減量の指導
- ・廃棄物管理責任者を通じて、減量計画書に基づき自主的に事業系ごみの減量を促進されるように指導します。また、ごみ減量の手引きを作成するとともに、研修会の開催等を行います。
- ③小規模事業所に対するごみ減量の取り組みへの誘導
- ・商工会議所等と連携し、経営者のごみ処理責任の自覚と分別排出の徹底を促します。また、中小事業者を対象とした古紙等の共同回収事業の事例を調査研究し、その導入について検討します。
- ④市役所等の公共施設でのごみ減量と分別排出の徹底
- ・民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でのごみ減量と分別排出の徹底に努めます。

（３）有機性廃棄物の資源循環の推進

【基本的考え方】

資源として有用でありながら回収体制や施設及び需要先の確保などの問題のために未利用であった有機性廃棄物について、チップ化、堆肥化等による資源循環の取り組みを推進します。

《市が実施する施策》

- ①剪定枝木・草類の処理事業の推進
 - ・町内清掃により発生する剪定草木類のチップ化事業について、家庭や市内事業所で発生する剪定草木類への拡大を検討します。
 - ・生産されたチップをイベント等で提供するなど、その有効な活用を図ります。
- ②食品リサイクルについての啓発の推進
 - ・食品リサイクルに関する情報を収集し、食品関連事業者に対して情報提供や啓発活動の充実を図ります。また、大規模事業所に対して食品リサイクルに関する指導を強化します。
 - ・食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者に対する食品廃棄物等の再生利用等の取り組みを促します。
- ③学校給食の生ごみ堆肥化の推進
 - ・衛生浄化センターにおいて、し尿処理余剰能力を活用して実施されている、学校給食施設で排出される生ごみの堆肥化を進めます。
- ④家庭で発生する有機性廃棄物の有効利用の推進
 - ・生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器的購入に対する助成を継続するとともに、家庭で手帳に始められる堆肥化の手法を調査・研究し、これを推進します。

基本方向3 リサイクルできないごみは適正処理 ～ 環境負荷低減と安全・安心な適正処理の推進 ～

(1) 循環型社会に対応した収集作業の推進

【基本的考え方】

循環型社会に対応した収集を実施するため、効率的、効果的な収集体制を整備します。また、収集車両の運行に伴う環境負荷を減らすように努めます。

《市が実施する施策》

- ①循環型社会に対応した効率的、効果的な収集体制の整備
 - ・効率的、効果的な分別収集を推進するため、市民ニーズの把握や現場職員からの提案などにより、必要に応じて収集体制を見直します。
- ②収集車両の運行に伴う環境負荷低減の推進
 - ・収集作業による環境負荷を低減するため、収集車両に低公害車の導入を推進します。また、エコドライブ講習会を開催するなどによる、収集車両のエコドライブを浸透させます。

③ごみの収集区分・分別区分の見直し

- ・市民の要請や法改正等を踏まえ、必要に応じてごみの収集区分や分別区分を見直します。
- ④一般廃棄物処理業者に対する許可基準に基づく指導の徹底
 - ・一般廃棄物処理業者の許可及び処分について、厳正に許可基準及び処分基準等を適用します。
 - ・現在、収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は、市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を継続して実施するために、当面、新規の許可を見合わせます。
- ⑤高齢化社会等に対応した収集体制の整備
 - ・高齢化社会等の進展を踏まえ、高齢者世帯や障がい者世帯などを対象としたふれあい収集について、拡大を検討します。

(2) 不適正排出の防止

【基本的考え方】

家庭系ごみでは、地域との連携により分別排出のルール of の徹底を図ります。また、事業系ごみでは、搬入されるごみの監視を徹底し、不適正なごみの搬入を阻止します。なお、排出禁止物については、情報収集を行い適正な排出先を確保します。
市民・事業者は、地域や事業所の周辺の美化に努めます。市は、パトロールや啓発により、野外焼却や不法投棄を防止します。

《市が実施する施策》

- ①家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保
 - ・適正処理困難物等の、排出先を確保しにくい排出禁止物については、県や他市町村などと連携して、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望していきます。
- ②事業系ごみに対する適正な搬入指導の徹底
 - ・搬入車両に対する検査を今後も継続して実施し、ごみを搬入する車両積載物の適正化を図ります。
 - ・多量排出事業者に提出を義務づけている減量計画書の活用などにより、排出事業所のデータベースを充実し、排出事業所への指導を徹底します。
- ③越境ごみの防止のための他市町村との連携
 - ・他市町村との連携による監視体制を強化し、越境ごみを防止します。

- ④ 野外焼却や不法投棄等の防止
- ・ 市民・事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図ります。
- ⑤ 重点監視地域等での監視の強化
- ・ 重点監視地域の設定とパトロールによる監視を強化するとともに、監視センサーや監視カメラシステムを活用して、不法投棄等の防止を図ります。
 - ・ 土地管理者や地域住民と連携し、不法投棄の防止体制を構築します。
 - ・ 市民等による不法投棄等の連絡網を確立し、不法投棄に対して迅速に対応できるシステムの構築を図ります。

（３）既存施設における適正処理の推進

【基本的考え方】

市は、環境清美工場及び最終処分場において、安定的で環境に配慮した適正な運転管理を継続し、運転管理状況を公表します。

《市が実施する施策》

- ① 既存施設における適正処理の推進
- ・ 既存施設における適正な運転管理を継続します。また、排出事業者への指導・啓発や検査体制の充実により施設への適正処理困難物や有害物等の搬入規制の徹底を図ります。
 - ・ 既存施設の運転データ等を公表します。

（４）循環型社会に対応した施設の整備

【基本的考え方】

市は、循環型社会に対応したごみ焼却施設やリサイクルセンターなどの整備を進めます。市民・事業者は、よりよい施設整備が行われるように、施設整備計画の策定段階から計画づくりに、積極的に参画します。

《市が実施する施策》

- ① ごみ焼却施設の移転
- ・ 既存のごみ焼却施設の老朽化に備え、また、循環型社会の形成にふさわしい施設を整備するため、「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえ、たごみ焼却施設の移転建設を推進します。

- ・ 新規ごみ焼却施設に関しては、環境負荷の低減や、エネルギーの効率的な回収と有効利用を図るための技術を積極的に導入します。
- ② リサイクルセンターの整備
- ・ 既存の施設に代わる施設として、再生資源の中間処理と保管の機能を持つリサイクルセンターを整備します。
 - ・ リサイクルセンターには、ごみ減量・資源循環に関する啓発、体験学習等を行うための市民の学習拠点としての機能を附帯させます。

③ 既存施設の適正管理の継続の実施

- ・ 既存施設の効率的な稼働と周辺環境への影響を未然に防止するため、環境清美工場を適切に維持管理します。
- ④ 環境負荷の少ない施設の調査・研究
- ・ 将来を見据え、生ごみ堆肥化、メタン発酵等の処理技術等を調査・研究し、長期的な導入の可能性を検討します。

（５）最終処分場の確保

【基本的考え方】

市は、市民・事業者との協働によって、焼却や直接埋立をすることの量をできる限り削減し、最終処分場の延命化を図ります。
一方、緊急的に発生する廃棄物の最終処分場については、危機管理上の必要性から、計画的整備を検討します。

《市が実施する施策》

- ① 最終処分量の削減による既存最終処分場の延命
- ・ 発生抑制や中間処理により最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図ります。
 - ・ フェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用します。
- ② 緊急時最終処分場の計画的な整備
- ・ 災害廃棄物等の緊急的に発生する廃棄物にも対応できる緊急時最終処分場の計画的な整備を検討します。

(6) 災害時の廃棄物処理

【基本的考え方】

市は、震災や水害などの発生に備え、災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には計画に沿った対応ができるよう、体制を整備します。

《市が実施する施策》

- ①災害時の廃棄物処理への対応
 - ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画に沿って円滑に対応します。
 - ・国や県の定める災害廃棄物処理の方針に従い、災害発生時の廃棄物処理体制を整備するとともに、他市町村との連携体制の整備を進めます。

基本方向 4 市民・事業者・市の協働
～ みんなで循環型社会の構築 ～

ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化

【基本的考え方】

循環型社会を形成するには、市民や事業者がそれぞれ役割のもとに、ごみの減量と資源循環を進めなければなりません。各々単独の取り組みには限界があります。そのため、市民・事業者が連携するための組織づくりを進め、それぞれの力をより大きなものにする必要があります。市は、関係各主体間のコーディネート役を担い、組織づくりや連携強化が円滑に進むように努めます。

《市が実施する施策》

- ①「ごみ懇談会」や「関西ワンディッシュ協会」との協働による実践・情報発信・呼びかけの推進
 - ・「ごみ懇談会」や「関西ワンディッシュ協会」との協働による環境フェスティバルやもったいない陶器市等のイベントの開催を継続するとともに、市民へ協働の参加を呼びかけていきます。また、アンケート結果（図4-2、図4-3）から「環境フェスティバル」等のイベントを「知らなかった」と回答したのが62%、「今後とも参加しようと思わない」が52%も占めていたことから、今後より一層のイベントのPRを展開し、多くの市民が足を運びたいくなるような魅力あるイベントの開催を検討します。

図4-2 「環境フェスティバル」、
「ならクリーンフェスタ」について

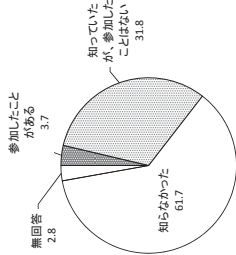
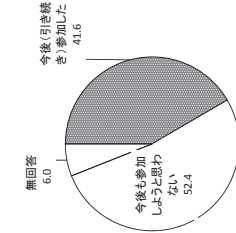


図4-3 「環境フェスティバル」、
「ならクリーンフェスタ」の催しについて



②ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備

- ・地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図ります。

③市民と事業者の連携によるごみの発生抑制

- ・市民と事業者の連携によるレジ袋削減や簡易包装の推進等を図ります。

④環境NPO等との連携と協働

- ・環境学習機会の拡大等により、市民のごみに関する関心を高め、環境やごみ問題に取り組む環境NPO等との連携と協働に努めます。

第5章 計画推進のために

(1) 安全・安心に配慮した秩序ある取り組みの推進

- 「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」や要綱等を適切に運用しながら、一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- 国の法整備の動向や社会動向、ごみ処理技術動向等を踏まえ、条例や要綱等を適宜改正し、適正なごみ処理を推進します。
- ごみ収集時の事故などを防止し、ごみ処理事業の従事者や市民・事業者の安全・安心を守るため、市民・事業者にごみ排出ルールの遵守を求めます。

(2) 廃棄物行政への市民の参画

- 市の廃棄物に関する施策の決定、事業実施の際に、市民参加の機会を増やします。
- 廃棄物行政に関して市民・事業者にとって重要な事項については、市民・事業者が公算などによって検討段階から参画できるようにします。

(3) 市民・事業者・行政の情報の収集と提供

- ごみ処理量や資源化量などについて、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、パンフレット等を通じて市民・事業者へ情報提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有を図ります。

(4) 循環型の社会経済システムについての国・県、産業界への要望と連携

- 環境負荷が減少し、真の循環型社会が形成できるように、拡大生産者責任の確立や容器包装リサイクル法における費用負担の見直し等のよりよい廃棄物処理システムの構築について、全国都市清掃会議などを通じて、国や産業界に対して要請していきます。
- 産業界との自主協定の締結など、循環型社会形成のための具体的な取り組みを、国・県や産業界と連携して推進します。

(5) コスト管理

- 施策や事業の実施にあたっては、経営的視点を持って、より効率的な方法を選択するように、適正なコスト管理を行います。また、経費については、市民・事業者に開示し、コスト情報の透明化を図ります。

29

(6) 民間の経営能力、技術力等の活用

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、より効率的、効果的に施策・事業を推進する手法を検討します。

(7) 計画の進捗状況の把握と評価

- 進捗管理のPDCAサイクルに沿って、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、計画を着実に推進します。
- 計画の進捗状況や点検・評価の結果は広報紙やホームページ等によって市民や事業者に伝えるとともに、奈良市清掃業務審議会へ報告します。

(8) あらゆる人に対するごみ施策のバリアフリー化

- 身体、健康、年齢、国籍等に関わらず、あらゆる人に対して、バリアフリーの観点を持って、ごみ収集についての施策や情報などをわかりやすく提供します。

(9) ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携

- ごみの不適正排出や不法投棄の防止などを県内市町村と共同で実施する奈良モデルプロジェクト事業において、ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携を図り、将来の共通施策・共同事業の実施に向けて、研究等を推進します。
- 災害時に備え、近隣市町村及び遠隔地の同規模の市などと災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制を確保します。
- ごみ処理施設の故障時や事故、改修時の相互支援ができるように、周辺都市との広域的連携の強化を図ります。

30

奈良市一般廃棄物処理基本計画

〈発行〉奈良市環境部環境事業企画課総務課
〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地
電話：0742-71-3001 FAX：0742-71-1621

〈編集協力〉株式会社 地域計画建築研究所
〒600-8007 京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82
電話：075-221-5132 FAX：075-256-1764

平成28年3月30日策定

(平成28年4月14日揭示済)

奈良市告示第269号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成28年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年4月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	13
(6) 最終処分計画	21
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	22
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	22
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	22
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	23
(4) 収集運搬計画	23
(5) 中間処理計画	23

平成28年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、水くず、プラスチック類、ペットボトル類、その他のプラスチック製容器包装等	週2回収集	破砕可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじんは処理物、非鉄人は処理物、非鉄類に選別	焼却灰は埋立(直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立(委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、資源物 大型ごみ 10kg以上の袋に入らない家電品、家具、長尺等	概ね月2回収集(直営・委託) 電話等で申込により回収 ※注3 (直営・委託)	燃物、破砕可ラップ、その他不燃物に選別し、破砕可燃物は焼却(直営)	破砕スラップは再生利用(有価物として売却) その他不燃物は埋立(直営)
埋立ごみ 自治会等からのごみ提出される草木類、土砂類、不法投棄物等	自治会等からのごみ提出により回収(直営・委託)	草木類、土砂類、不法投棄物に選別(委託)	草木類は専門処理業者で再生利用(委託) 土砂類、不法投棄物は埋立(直営)
有害ごみ 大型ごみ収集の際に収集 放射線管、電圧測定等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集(直営・委託)	専用容器に保管(直営)	専門処理業者で再生利用(委託)
プラスチック製容器包装 ガラスびん 食品類、茶色、その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4 ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	週1回収集(直営・委託) 概ね月1回収集(直営・委託)	選別し、梱包(委託) 選別し、保管(直営)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された専用品に事業者で再生利用(委託)
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4 発泡スチロール製食品トレイ 白色、黄色の有色の発泡スチロール製食品用トレイ ※注4	公共施設で拠点回収 又は 公共施設で拠点回収	選別し、保管(委託) 選別し、圧縮(委託) 選別し、圧縮(委託)	再生利用(有価物として売却) 指定法人から委託された再生商品に事業者で再生利用(委託) 再生利用(委託)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	公共施設で拠点回収	保管(委託)	再生利用(委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像機器、音響機器、補助具装着型、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管(委託)	専門処理業者で再生利用(委託)
廃磁器類 リコーズなどによる、陶磁器製食器類	イベント回収	破砕処理(委託)	専門処理業者で再生利用(委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イイ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処
------------	--------	-----

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ	随時収集 (許可業者)	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理	生灰、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)
生ごみ、再生できない紙くず、木くず等			
燃やせないごみ			
木製家具、寝具等	随時収集	生ごみ	生灰、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)
公立学校、保育園給食等の残飯	生ごみ	生ごみ	生灰、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営)
公園ごみ	随時収集	随時収集	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理 (委託)
重た車、自転車等	随時収集	随時収集	家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理 (委託)

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 阿犬、阿強、野生動物等の死体	電話等申込による収集 (直営)		燃やせるごみと同様に処理

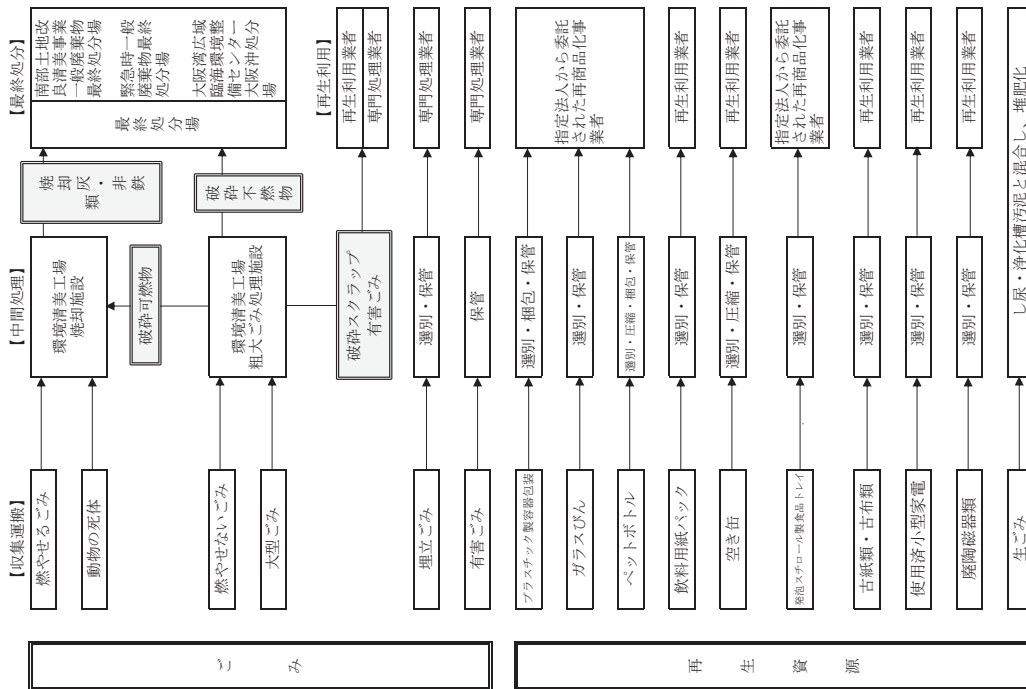
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず²²
- 木くず²³（パレット及び建設業からの木くずを除く）
- 繊維くず²⁴

オ ゴミ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、直接焼却の処理をする。

※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくとする。

イ 許可件数（平成28年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	41
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	3

(1) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空き缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(9) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
地域での資源 循環の推進	インターネット・広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや広報紙を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレットと出し方	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレットと出し方
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配布する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータに基づいて、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を市内の公民館等にて実施する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、環境フェスティバル・ならクリーンフェスティバルの参加者を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることをごみ減量を促進する。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、表彰する。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ有料化実施の検討	他都市情報等の収集を行うとともに、市内ワーキンググループを結成し、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。
	リユース交換会	郷、かば、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心をもち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を、平成27年度より定期的な回収を更に拡大した形で実施する。
地域での資源循環の推進	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼る、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。

区分	取組	具体的な内容
地域での資源 循環の推進	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	古銭類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再利用	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再利用する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者へ委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業者への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E－changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物の資源循環の推進	町内清掃草木の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進のために、工場へ持ち込まれた草木類についても資源化の検討を行う。
	汚泥発酵肥料（畑薬）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設の尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑薬）を製作する。製作した堆肥はイベント等で市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMばかり専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
循環型社会に対応した取組作業の推進	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に使い、センタールの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の目視検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対して、指導等を行う。
	不適正排出の防止	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関するリーフレットを配布し、処理に関するルールの徹底を図る。 市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロール等の防止 や監視センターの設置等を行う。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量					(平成28年度推計値)	
種類	市収集	※注	許可業者収集	直接搬入	合 計	
燃やせるごみ	45,663 t		-	2,404 t	48,067 t	
燃やせないごみ	2,657 t		-	4,244 t	6,901 t	
大型ごみ	2,098 t		-	-	2,098 t	
埋立ごみ	1,927 t		-	-	1,927 t	
有害ごみ	17 t		-	-	17 t	
再生資源	5,634 t		-	1,252 t	6,886 t	
小 計	57,995 t		-	7,901 t	65,896 t	
燃やせるごみ	0 t	32,568 t		3,076 t	35,644 t	
燃やせないごみ	0 t	266 t		123 t	389 t	
事業系生ごみ	144 t		-	-	144 t	
小 計	144 t	32,834 t		3,199 t	36,177 t	
合 計	58,139 t	32,834 t		11,100 t	102,073 t	
動物の死体	1,673 体		-	-	1,673 体	

※注 市収集とは、市の運営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(1) 再生資源収集基地

名 称	リサイクル推進課分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(2) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

区分	取組	具体的な内容
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。
最終処分場の確保	最終処分量の削減に よる既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時の廃棄物処理への対応	災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、計画ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャンペーン等を実施する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ減量・資源減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備 環境フェスティバルならクリーンフェスタ	地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究する。 市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、環境月間である6月に環境フェスティバルを、3月・4月にクリーンフェスタを開催する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出に適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器重商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニツト形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、プラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換える場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引取り場所又は環境清美センター企画総務課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
有害な物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、パインク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、間皿、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指 定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター一般廃棄物に指定されている物	奈良市環境清美センター一般廃棄物に指定されている物 P C B 含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、パインク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、間皿、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指 定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。
また、収集する日時については市長が別に定める。
なお、ステーション収集を行う種類のこみで、ステーション収集の統合を図る。
は、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出に適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。	450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出に適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、450以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
発泡スチロール製食品トレイ	拠点回収とする。	洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画
ア 再生利用量 ※注

種類	再生利用量
プラスチック製容器包装	3,120 t
ガラスびん	1,842 t
ペットボトル	464 t
飲料用紙パック	80 t
空き缶	455 t
発泡スチロール製食品トレイ	1 t
紙類・古布類	899 t
使用済小型家電	5 t
廃陶磁器類	20 t
生ごみ	144 t
小計	7,030 t
破砕スクラップ回収	1,830 t
有害ごみ回収	24 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用	1,000 t
集団資源回収	12,116 t
合計	22,000 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注
次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。
※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設
a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残さを含む）、破砕可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	83,711 t
	破砕可燃物	4,662 t
	合計	88,373 t
残 さ 量	動物の死体	1,673 体
	焼却灰	8,058 t
	ばいじん処理物	2,600 t
	非鉄類	1,800 t
処 分 先	合計	12,458 t
	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 非鉄類：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場	

b 破砕処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t / 5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ (再生資源選別残さを含む)、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量	※ 注	7,290 t
大型ごみ		2,098 t
	有害ごみ	17 t
合計		9,405 t
残 量	破砕可燃物	4,662 t
	破砕不燃物	2,888 t
	破砕スクラップ	1,830 t
	有害ごみ	25 t
合計		9,405 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良局連業事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量	※ 注	1, 000 t
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 草木 (剪定・枝木) 資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良県野田町131
処 理 方 法	チップ化等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	草木 (剪定・枝木)
処 理 量	1,000 t

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処 理 方 法	焼却処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	24 t

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3, 120 t
	選別残さ	1, 080 t
	合計	4, 200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

e ガラスびん保管施設

	名 称	ガラスびん保管施設	
	所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
	処 理 方 法	選別及び屋外保管	
	面 積	48 m ²	
	操 業 形 態	直営	
	処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
	処 理 量 ※ 注	ガラスびん (無色)	910 t
		ガラスびん (茶色)	540 t
ガラスびん (その他の色)		500 t	
処 分 先	合計	1,950 t	
	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設		

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	464 t
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	464 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	80 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	機械選別及び圧縮
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	アルミ缶 220 t スチール缶 235 t 合計 455 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	460 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処 理 量	アルミ缶 220 t スチール缶 235 t 合計 455 t
処 分 先	再生利用業者

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

名 称	発泡スチロール製食品トレイ保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋内保管
面 積	50 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ及びびその残さ
処 理 量 ※ 注	1 t
処 分 先	白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

(9) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t/24h
石庭園グリーン サービス	奈良市機井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・ 1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t/24h
奈良市エコロ ジー事業（協）	奈良市北之庄町23-2	びん、空き缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目 5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目 6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

1 古紙類・古布類保管施設

名称	所在地	面積	処理能力
古紙類・古布類保管施設	奈良市左京五丁目2番地	50 m ²	
処理方法	屋外保管		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類		
処理量	雑誌	137 t	
	ダンボール	382 t	
	古布類	226 t	
	合計	153 t	
処分先	再生利用業者	899 t	

m 使用済小型家電資源化施設

名称	所在地	処理能力
大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処理方法	選別・保管後、再生利用	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処理量		5 t

n 廃陶磁器類資源化施設

名称	所在地	処理能力
藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処理方法	破碎処理後、再生利用	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	リユース陶磁器製食器類	
処理量		20 t

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画 ※注

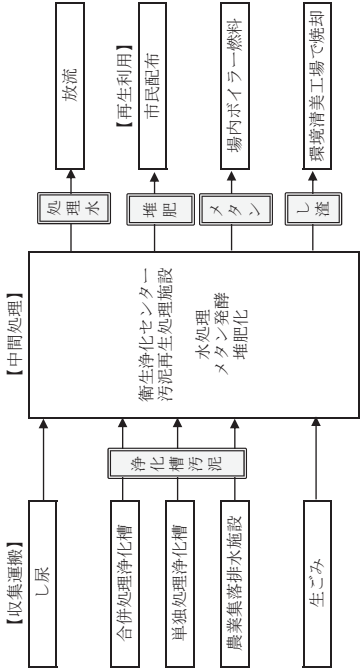
※注 月ヶ瀬・都祁地域では、山辺環境衛生組合にて処理を行うため、月ヶ瀬・都祁地域は含まない。

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

ア 月ヶ瀬・都祁を除く地域の処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	し尿・浄化槽汚泥は 膜分離高負荷脱窒素 処理方式で処理	汚泥は、生ごみと混 合し、堆肥として再 生利用 (直営)
浄化槽汚泥 (デイスボーザー 汚泥を含む)	浄化槽清掃業許可業 者が清掃にあわせて 収集 (許可業者)	し尿は焼却 (直営)	

イ 処理体系



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくとする。

イ 許可件数（平成28年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第二工区）

所在地	敷地面積	埋立面積	埋立容量	操業形態	埋立対象物	処分量
奈良市米谷町1857番地 他	82,920㎡	58,100㎡	747,900㎡	直営	焼却灰、破碎不燃物	8,058 t
					焼却灰	2,888 t
					破碎不燃物	10,946 t
					合計	

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	敷地面積	埋立面積	埋立容量	操業形態	埋立対象物	処分量
奈良市奈良阪町1325番地 他	46,611㎡	27,400㎡	264,403㎡	直営	土砂類、不法投棄物	927 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

所在地	処分場面積	埋立面積	埋立容量	操業形態	埋立対象物	処分量
大阪府此花区北港緑地先	95ha	13,975,000㎡		ばいじん処理物、非鉄類	ばいじん処理物	2,600 t
				非鉄類	非鉄類	1,800 t
				合計		4,400 t
				埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。		

(3) 市民等に対する広報・啓発活動
浄化槽清掃業許可業者をホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

種類	平成26年度(実績値)		平成28年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	4,152 kℓ	0 kℓ	3,789 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	14,245 kℓ	0 kℓ	13,804 kℓ
計	4,152 kℓ	14,245 kℓ	3,789 kℓ	13,804 kℓ
合計	18,397 kℓ		17,593 kℓ	

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

し尿収集基地

名称	株式会社奈良市清美公社
所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収集区域	月ヶ瀬・都祁地域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	し尿

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	脈分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混 合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ/24h
操業形態	生ごみ	3.4t/24h
処理する廃棄物の種類	直営(ただし、運転管理は委託) し尿、浄化槽汚泥、生ごみ	
処理量	し尿	3,789 kℓ
	浄化槽汚泥	13,804 kℓ
残さ	合計	17,593 kℓ
	生ごみ	144 t
堆肥化量	19 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

23

(平成28年 4 月14日揭示済)

奈良市告示第270号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部
を次のように改正する。

平成28年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成28年 4 月15日揭示済)

奈良市告示第271号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第
1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第
2 条の規定により公告します。

平成28年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

都南中学校給食室新築その他工事ほか 8 件（各工事の
工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低
制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のと
おり）

以下省略

(平成28年 4 月15日揭示済)

奈良市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項
の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出
がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告
示します。

平成28年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市須川町 189番地	奈良市須川町 2062番地
代表者の氏名 及 び 住 所	寺田 重量 奈良市須川町 189番地	奥田 博 奈良市須川町 2062番地

2 変更の年月日

平成28年 4 月 1 日

(平成28年 4 月15日揭示済)

奈良市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項
の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の
届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり
告示します。

平成28年 4 月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市都祁白石町 1304番地の46	奈良市都祁白石町 1304番地の47
代表者の氏名 及 び 住 所	安河内 倫晃 奈良市都祁白石町 1304番地の46	北田 勇 奈良市都祁白石町 1304番地の47

2 変更の年月日

平成28年4月1日

(平成28年4月15日揭示済)

奈良市告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	二階堂 孚 奈良市若葉台二丁目 9番7号	藤田 潔 奈良市若葉台二丁目 6番13号

2 変更の年月日

平成28年4月10日

(平成28年4月15日揭示済)

奈良市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	大谷 正利 奈良市和田町 703番地	稲葉 富雄 奈良市和田町 111番地の1

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期 別	発送年月日	納期限
平成25年度市・県民税	第4期分	平成26年2月20日	平成26年2月28日
平成25年度市・県民税	第4期分納期変更分	平成26年3月20日	平成26年3月31日
平成26年度軽自動車税	全期分納期変更分	平成27年3月20日	平成27年3月31日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第1期分納期変更分	平成26年7月18日	平成26年7月31日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成26年8月20日	平成26年9月1日
平成26年度固定資産税・都市計画税	第3期分	平成26年12月19日	平成27年1月5日

2 変更の年月日

平成28年4月1日

(平成28年4月15日揭示済)

奈良市告示第276号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により三条大宮町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	三好 重孝 奈良市三条大宮町 3番17号	奥田 勝巳 奈良市三条大宮町 1番51号

2 変更の年月日

平成28年3月26日

(平成28年4月15日揭示済)

奈良市告示第277号

平成25年度市・県民税第4期分、第4期分納期変更分、平成26年度軽自動車税全期分納期変更分、固定資産税・都市計画税第1期分納期変更分、第2期分、第3期分、第4期分及び平成27年度市・県民税第3期分、第4期分、第4期分納期変更分、軽自動車税全期分納期変更分、固定資産税・都市計画税第1期分納期変更分、第2期分、第3期分、第4期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

平成26年度固定資産税・都市計画税 第 4 期分 平成27年 3 月20日 平成27年 3 月31日
平成27年度市・県民税 第 3 期分 平成27年11月20日 平成27年11月30日
平成27年度市・県民税 第 4 期分 平成28年 2 月19日 平成28年 2 月29日
平成27年度市・県民税 第 4 期分納期変更分 平成28年 3 月18日 平成28年 3 月31日
平成27年度軽自動車税 全期分 平成27年 6 月19日 平成27年 6 月30日
平成27年度軽自動車税 全期分納期変更分 平成28年 3 月18日 平成28年 3 月31日
平成27年度固定資産税・都市計画税 第 1 期分納期変更分

平成27年 6 月19日 平成27年 6 月30日

平成27年度固定資産税・都市計画税 第 2 期分 平成27年 8 月20日 平成27年 8 月31日
平成27年度固定資産税・都市計画税 第 3 期分 平成27年12月18日 平成28年 1 月 4 日
平成27年度固定資産税・都市計画税 第 4 期分 平成28年 3 月18日 平成28年 3 月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成28年 5 月 2 日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成28年 4 月15日揭示済)

奈良市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 4 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
上田乳腺クリニック	奈良県奈良市高天町48 森田ビル 5 階	平成28年 2 月29日
ココカラファインあやめ池薬局	奈良県奈良市あやめ池南六丁目 8 番39号	平成28年 3 月 2 日

(平成28年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年 4 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いのうえこどもファミリー歯科	奈良県奈良市二名三丁目1046番 1	平成28年 3 月 1 日
サン薬局 高の原店	奈良県奈良市右京四丁目14番地24	平成28年 4 月 1 日

(平成28年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年 4 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
馬場崎 正晴		はり・きゅう	平成28年 3 月 4 日
快明治療院	奈良県奈良市三条添川町 7 番13号 シティパレス21三条大宮 P - 2 102号		

(平成28年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 4 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	川崎 眞弘 奈良市五条西二丁目 3 番12号	服部 秀一 奈良市五条西二丁目 17番19号

2 変更の年月日

平成28年 4 月 3 日

(平成28年 4 月18日揭示済)

奈良市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年4月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	定森 泰男 奈良市都祁こぶしが 丘3906番地の10	山田 伸一 奈良市都祁こぶしが 丘3535番地の84

2 変更の年月日

平成28年4月3日

(平成28年4月18日揭示済)

奈良市告示第283号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る 一般廃棄物処理手数料

2 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(平成28年4月19日揭示済)

奈良市告示第284号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年4月17日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年4月19日揭示済)

奈良市告示第285号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年4月19日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年4月19日揭示済)

奈良市告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年4月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年11月25日 奈良市指令整開 第15A-28号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年4月20日 第1521号

公共施設 平成28年4月20日 第719号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町211番2、211番49、217番2及び224番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町180番地

株式会社ソニック 代表取締役 小林 訓子

5 公共施設の種類、位置及び区域**(1) 道路**

奈良市押熊町211番2の一部、211番49の一部、217番2の一部及び224番4の一部

(2) 下水道

奈良市押熊町211番2の一部

(平成28年4月20日揭示済)

奈良市告示第287号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年4月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成28年 4 月21日
3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成28年 4 月21日揭示済)

奈良市告示第288号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。
平成28年 4 月25日
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 業務の概要
- (1) 業務の名称
奈良市生活困窮者等自立支援事業
- (2) 業務の内容
- ①生活困窮者自立相談支援事業
②生活困窮者就労準備支援事業
③被保護者就労支援事業
④被保護者就労準備支援事業
- (3) 業務履行期間
平成28年 7 月 1 日～平成31年 3 月31日
- (4) 事業費の上限（4 事業の総事業費の上限）
平成28年度 43,125千円
(消費税及び地方消費税を含む)
平成29年度 57,500千円
(消費税及び地方消費税を含む)
平成30年度 57,500千円
(消費税及び地方消費税を含む)
ただし、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る減額又は削除があったときは、契約を変更し、又は解除することができるものとする。
以下省略
(平成28年 4 月25日揭示済)

奈良市告示第289号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。
平成28年 4 月25日
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年 4 月25日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ

京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成28年 4 月25日揭示済)

奈良市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により神殿栄町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成28年 4 月25日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	立石 篤男 奈良市神殿町 265番地	立石 篤男 奈良市神殿町 265番地

(代表者の重任)

- 2 変更の年月日
平成28年 4 月 1 日
(平成28年 4 月25日揭示済)

奈良市告示第291号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。
平成28年 4 月26日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 物 件 名 奈良市公用自動車賃貸借
(2) 詳 細 別紙仕様書のとおり
(3) 納入場所 奈良市保健所・教育総合センター
奈良市三条本町13番 1 号
(4) 納入期限 平成28年 7 月 1 日
(5) 担 当 課 保健所・教育総合センター管理課
電話 0742-34-2303

以下省略
(平成28年 4 月26日揭示済)

奈良市告示第292号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。
平成28年 4 月26日
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年 4 月26日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年 4月26日揭示済)

奈良市告示第293号

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 4月22日	河本 庄平	医療法人社団 河本眼科	奈良市富雄北 1 - 3 - 2	眼科 (視覚障害)
平成28年 4月22日	石崎 英介	医療法人 俊英会 石崎眼科医院	奈良市小西町21番地の 2	眼科 (視覚障害)

(平成28年 4月26日揭示済)

奈良市告示第294号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 4月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

一条高等学校プログラミングクラブ向け環境の賃貸
借

(2) 調達する機器

プログラミング環境機器及びソフトウェア 一式

(3) 機器等の設計設定作業

プログラミング環境機器及びアプリ開発環境、アプリ配信用Webサーバー、調達機器のネットワーク接続の設計及び設定等

(4) 機器等の設置作業

機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続作業含む）、機器設置後の動作確認

(5) 導入支援

(6) 保守・サポート

機器等の保守及びサポート

(7) 納入条件

成果物作成等

(8) 保険

(9) その他

以下省略

(平成28年 4月27日揭示済)

奈良市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成28年 4月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年 4月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年12月24日 奈良市指令都整開 第15A - 41号

平成28年 3月29日 奈良市指令都整開

第15A - 41 - 1号

平成28年 4月26日 奈良市指令都整開

第15A - 41 - 2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年 4月27日 第1522号

公共施設 平成28年 4月27日 第720号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神殿町282番 3、283番 1 及び286番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市豊里町42番 6号

山形 強志

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市神殿町282番 3 の一部、283番 1 の一部及び286番の一部

(2) 下水道

奈良市神殿町282番 3 の一部、283番 1 の一部及び286番の一部

(3) 公園

奈良市神殿町286番の一部

(4) 調整池

奈良市神殿町286番の一部

(平成28年 4月27日揭示済)

奈良市告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年 4月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 代表者の変更

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	大浦 清 奈良市秋篠町 575番地の12	吉川 道康 奈良市秋篠町 573番地の15

2 変更の年月日

平成28年 4 月 3 日

(平成28年 4 月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年 4 月28日

奈良市監査委員	中 村 勝三郎
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	山 口 裕 司

学校教育課

監査結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成28年 4 月 6 日

【監査の結果】	【措置の内容】
「近畿中学校総合体育大会派遣補助金」の補助対象経費であるバスケットボールの交通費については、当該競技日程（大和郡山市開催分）が1日だけであるにもかかわらず、2日間として算出され、当該補助金の交付決定金額としていた。適正な事務処理を行われたい。	補助対象団体より近畿中学校総合体育大会終了後に提出された、補助金等実績報告書のバスケットボール競技決算書を確認し、1日のみの交通費にて補助金を確定し、平成28年 3 月 4 日に交付しました。

(平成28年 4 月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第30号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、宿日直窓口収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

宿日直窓口収納業務を委託する者

奈良市芝辻町四丁目 6 - 2

南都ビルサービス株式会社

代表取締役 田畑 晴敏

(委託期間) 平成28年 4 月 1 日～平成28年 5 月31日

(委託場所) 奈良市法華寺町264番地 1 奈良市企業局
(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第31号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成28年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

収納事務	水道料金及び下水道使用料	
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番34号 株式会社ココストア	代表取締役 中平 義人
	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号 国分グローサースチェーン株式会社	代表取締役 横山 敏貴
	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 株式会社サークルKサンクス	代表取締役社長 竹内 修一
	神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ	代表取締役社長 中居 勝利
	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目421番地 株式会社セイコーマート	代表取締役社長 丸谷 智保
	東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン－イレブン・ジャパン	代表取締役社長 井阪 隆一
	東京都千代田区岩本町三丁目10番 1 号 山崎製パン株式会社	代表取締役社長 飯島 延浩

	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 ミニストップ株式会社 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	代表取締役会長 中山 勇 代表取締役社長 目黒 真司 代表取締役社長 宮下 直行 代表取締役会長 玉塚 元一
委託期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	
収納事務	水道料金、下水道使用料及び手数料等	
受託者	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店	支店長 中村 利昭
委託期間	平成28年4月1日から平成32年3月31日まで	

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第32号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。
平成28年4月1日
奈良市公営企業管理者
池田 修
水道メータの計量業務を委託する者
大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店
支店長 中村 利昭
(委託期間) 平成28年4月1日～平成32年3月31日
(委託区域) 奈良市内全域
(平成28年4月1日揭示済)

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。
その関係図書は、平成28年4月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。
平成28年4月1日
奈良市公営企業管理者
池田 修
1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年4月15日
2－1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北一丁目、鳥見町二丁目、藤ノ木台二丁目、中町及び窪之庄町、田中町の各一部
2－2 公共汚水桝設置申請のうち、供用を開始する箇所
奈良市三碓七丁目95番1、三碓七丁目956番1、中町452番4、五条西一丁目1202番484、法華寺町328番3、328番5、328番6、328番7、328番8、328番9、328番10、329番5

奈良市企業局告示第33号

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
富雄元町第2幹線－30	奈良市富雄北一丁目2716番7	奈良市富雄北一丁目2716番6	①
鳥見第3幹線－16	奈良市鳥見町二丁目35番	奈良市鳥見町二丁目1番4	②
杣川幹線－51	奈良市藤ノ木台二丁目508番4	奈良市藤ノ木台二丁目475番1	③
中町幹線－1	奈良市中町455番2	奈良市中町451番1	④
帯解幹線－231	奈良市窪之庄町721番	奈良市田中町630番1	⑤

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成28年4月1日揭示済)

奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。
平成28年4月21日
奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第34号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社ミヨシテック	代表取締役 永谷 顕	大阪府寝屋川市池田中町20番16号	平成28年 4 月12日

(平成28年 4 月21日揭示済)

奈良市企業局告示第35号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年 4 月26日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社ハウスサービス 大和	代表取締役 岡本 義一	奈良市法華寺町1080番地	平成28年 4 月20日

(平成28年 4 月26日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第5号

全 職 員

奈良市警防活動規程を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市警防活動規程

奈良市警防活動規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指令課（第3条）
- 第3章 消防隊の編成（第4条—第8条）
- 第4章 出動（第9条—第14条）
- 第5章 災害現場の活動
 - 第1節 通則（第15条—第21条）
 - 第2節 火災現場の活動（第22条—第26条）
 - 第3節 救助事故現場の活動（第27条—第31条）
- 第6章 報告（第32条）
- 第7章 特別警備計画（第33条・第34条）
- 第8章 非常災害警備計画（第35条—第38条）
- 第9章 非常招集（第39条—第45条）
- 第10章 警防訓練（第46条—第50条）
- 第11章 雑則（第51条—第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、奈良市消防の警防活動について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警防活動 火災その他の災害又は事故が発生した場合の被害を最少限度にとどめるために行う活動及びこ

れに備える態勢をいう。

- (2) 消防隊 指揮支援隊、高度救助隊、特別救助隊、消防小隊、救助小隊、救急小隊及び特設小隊をいう。

- (3) 特別消防対象物 消防上特別の警備を必要とする次に掲げる消防対象物をいう。

ア 正倉院

イ 文化財（建造物に限る。）及び文化財を収蔵する建造物のうち消防局長（以下「局長」という。）が指定したもの

ウ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に定める防火対象物（同表(17)項から(20)項までに定めるものを除く。）のうち局長が指定したもの

エ 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第2条第7項に定める危険物の指定数量の50倍以上を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

- (4) 救助事故 水火災、地震及び交通事故、産業事故その他の不慮の災害又は事故で人命若しくは身体の救出を必要とするものをいう。

- (5) 救急事故 法第2条第9項に規定する救急業務の対象となる事故をいう。

- (6) 非常災害 大火災、地震、洪水、台風その他の災害による非常事態が発生し、特別の警戒防衛を必要とするものをいう。

第2章 指令課

（指令課）

第3条 警防活動に関する通信は、指令課において統括する。

2 指令課においては、消防隊の出動及び配置転換指令、水利の統制、情報の連絡その他の業務を行う。

3 消防通信の運用について必要な事項は、別に定める。

第3章 消防隊の編成

（消防隊等の編成基準）

第4条 消防小隊、救助小隊及び救急小隊は、次に掲げる基準により編成する。ただし、状況によりこの基準によらないことがある。

- (1) 小隊長及び所要の隊員並びに所定の装備をした消防

自動車（救急小隊にあっては救急自動車）をもって編成し、小隊長には消防司令補をもって充てる。小隊長が不在のとき、又は小隊長に事故があるときは、あらかじめ局長が指名する副小隊長がその職務を代行する。

(2) 小隊は、消防車両、装備及び隊員をもって編成し、小隊長には消防司令補をもって充てる。

(3) 中隊は、消防署等に設けた小隊をもって編成し、中隊長には消防司令をもって充てる。

(4) 大隊は、全部隊をもって編成し、大隊長には消防司令長以上の幹部をもって充てる。

(指揮支援隊の編成)

第5条 指揮支援隊は、所定の装備を積載する車両等及び指揮支援隊の隊員をもって編成する。

2 指揮支援隊の編成及び装備等にあつては、別に定める。
(高度救助隊の編成)

第6条 高度救助隊は、特別の救助器具とそれを積載する車両等（救助工作車）及び南消防署の特別救助隊員をもって編成する。

2 高度救助隊の編成及び装備等にあつては、別に定める。
(特別救助隊の編成)

第7条 特別救助隊は、特別の救助器具とそれを積載する車両等（救助工作車）及び中央消防署の特別救助隊員をもって編成する。

2 特別救助隊の編成及び装備等にあつては、別に定める。
(特設小隊の編成)

第8条 特設小隊は、次に掲げる場合に、消防局（以下「局」という。）又は消防署（以下「署」という。）の職員のうちから、あらかじめ局長又は消防署長（以下「署長」という。）が指名した者をもって、第4条に準じて編成するものとする。

(1) 平常時の警備に支障があり、特に必要がある場合

(2) 非常災害又は後発火災の発生のため特に必要がある場合

(3) 火災警戒区域又は消防警戒区域の設定について特に必要がある場合

第4章 出動

(出動の原則)

第9条 出動は出動指令により、配置転換は配置転換指令によりそれぞれ行うことを原則とする。ただし、緊急の場合で出動指令を待つ時間的余裕のないときは、この限りでない。

(出動体制の設定)

第10条 本市の区域を分割して出動地域を別表第1のとおり定める。

2 火災等の態様に応じて出動区分を別表第2のとおり定める。

3 第1項に定める出動地域に対する消防隊の出動及び配置転換は、別に定める出動計画により行う。

4 第2項に定める火災等の態様は、別に定める。

5 指揮支援隊の出動区分の運用は、別に定めるものとする。

(消防隊の出動)

第11条 消防隊は、前条第3項に定めるところにより出動するほか、災害の状況に応じて、その都度指令する隊が出動する。

(応援出動)

第12条 消防隊の本市の区域外への応援出動は、消防相互応援協定等の定めるところによるほか、局長の指示によるものとする。

(残留消防隊)

第13条 局長は、本市の区域内の火災に全消防隊の出動を要する場合においても、後発火災の現場活動、通信連絡その他に遺憾のないよう最小限度の消防隊の残留を予定しておくものとする。

(後発火災)

第14条 第2次火災等の後発火災を覚知したときは、第10条の規定にかかわらず、残留消防隊の出動を指令するとともに、当該火災の場所及び状況を第1次火災現場の最高指揮者に急報しなければならない。

2 前項の通報を受けた最高指揮者は、第1次火災の状況を判断した上、消防小隊の全部又は一部に対し、速やかに後発火災の現場へ再出動するよう指令するものとする。

第5章 災害現場の活動

第1節 通則

(指揮の基準)

第15条 災害現場における最高指揮者は、次の基準によるものとする。

(1) 第1出動の災害現場にあつては、当該区域を管轄する署（以下「所轄署」という。）の中隊長又は小隊長とする。ただし、第1出動に至らない場合で、中隊長及び小隊長がいないときは、先着の副小隊長とする。

(2) 第2出動の災害現場にあつては、所轄署の大隊長又は中隊長とする。ただし、火災の状況等により特に必要と認めるときは、消防危機統制監又は災害対策室長とする。

(3) 第3出動の災害現場にあつては、副局長とする。

2 災害が同時に多発したとき又はその他の事由により、前項の指揮者が災害現場に出動していないときは、当該災害現場にいる最上級指揮者が指揮する。ただし、同級指揮者が2名以上いるときは、先着の指揮者とする。

3 第1項（第3号を除く。）に定める指揮者が指揮する災害現場に上級指揮者が出動し、災害の状況等から判断して特に必要と認めるときは、その者が当該現場の最高指揮者とならなければならない。

4 災害現場に消防課長が出動した場合は、当該災害現場における最高指揮者と連絡を密にし、現場活動全般について指導、助言又は協力を行い、現場活動の円滑適正化を図らなければならない。

(最高指揮者の担当範囲)

第16条 最高指揮者は、災害現場における災害の状況等に応じて、下級指揮者の指揮担当範囲を定めるものとする。
(指揮命令の取扱い)

第17条 災害現場における活動は、原則として直属指揮者の命令により行う。ただし、前条に定めるところにより指揮担当範囲内の指揮を命ぜられた者が指揮を行う場合は、当該指揮者の指揮命令によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、直近の直属指揮者以外の上級指揮者の指揮命令があったときは、努めて自隊の活動目的等を伝達し、これに従うものとする。

3 災害現場の部分的な活動に限り、上級の消防吏員から当該現場の状況変化等に即応させるための指揮命令があったときは、前項に準ずるものとする。
(現場指揮本部の設置等)

第18条 最高指揮者は、災害の状況により、必要があると認めるときは、警防活動を統括するため現場指揮本部を設置する。

2 現場指揮本部には、その所在を表示する標識（別に定める標旗又は標示灯をいう。）を掲げる。

3 現場指揮本部において行う最高指揮者の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害状況及び活動状況の把握
- (2) 活動方針の決定
- (3) 活動の全般指揮
- (4) 無線電話等による指令課及び消防隊との情報連絡
- (5) 消防団、警察機関、市企業局、電力会社及びガス会社等関係のある者に対する連絡又は指導
- (6) 報道関係者等に対する広報
- (7) 必要資器材の確保
- (8) 消防隊の増強及び削減の決定
- (9) 危害防止措置
- (10) 再燃防止措置
- (11) その他必要な事項

(活動妨害等に対する措置)

第19条 消防吏員は、災害現場にある市民等が消防活動の妨害となり、若しくは妨害となるおそれのあるとき、又は現場の状況が危険であると認めるときは、当該現場から退去させるなどの措置をとらなければならない。

(活動に対する市民等の協力)

第20条 消防吏員は、災害現場にある市民等を消防作業に協力させる場合は、延焼拡大による危険が著しいとき、又は人命救助の必要性が急迫しているときで、当該市民等の協力によらなければその危険を排除又は人命救助ができないときに限るものとする。

(資器材の調達等)

第21条 最高指揮者は、災害が長時間にわたる場合又は災害の状況により、資器材、食糧の調達及び補給のため必要な措置を講じなければならない。

第2節 火災現場の活動

(指揮支援隊の活動)

第22条 指揮支援隊は、火災現場において特に次に掲げる事項を配慮して活動しなければならない。

- (1) 最高指揮者の指揮支援
- (2) 消防隊の活動状況の収集

- (3) 活動方針に関する具申
- (4) 安全管理及び現場広報
- (5) 最高指揮者の特命事項の遂行

2 指揮支援隊の活動要領等については、別に定める。
(消防小隊の活動)

第23条 消防小隊は、火災現場において特に次に掲げる事項を配慮して活動しなければならない。

- (1) 人命の救助及び避難誘導
- (2) 他の消防隊との連携
- (3) 無線電話の活用
- (4) 水損の防止
- (5) 消防警戒区域の設定
- (6) 飛火警戒の対策
- (7) 残火整理の徹底
- (8) 現場保存

(高度救助隊等の活動)

第24条 高度救助隊及び特別救助隊並びに救助小隊は、火災現場において人命の救助、避難誘導及び要救助者の救出に重点をおいて活動するとともに、必要がある場合は、消火活動を行わなければならない。

2 前項の活動を行うに当たり、特に次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) 人命検索の徹底
- (2) 要救助者の発見及び救出
- (3) 救助器具の活用
- (4) 財産の保護
- (5) 他の消防隊との連携

(救急小隊の活動)

第25条 救急小隊は、火災現場において特に次に掲げる事項を配慮して活動しなければならない。

- (1) 他の消防隊との連携
- (2) 直ちに搬送できる態勢の確保
- (3) 自隊の所在等の報告及び連絡
- (4) 救急資器材の活用

(特設小隊の活動)

第26条 特設小隊は、火災現場において出動小隊等との連携及び支援並びに消防警戒区域の確保に努めるほか、最高指揮者の指示により活動しなければならない。

第3節 救助事故現場の活動

(指揮支援隊の活動)

第27条 指揮支援隊は、救助事故現場において第22条の規定に準じて活動しなければならない。

(高度救助隊等の活動)

第28条 高度救助隊及び特別救助隊並びに救助小隊は、救助事故現場において第24条第2項の規定に準じて活動を行わなければならない。

(救急小隊の活動)

第29条 救急小隊は、救助事故現場において第25条の規定に準じて活動を行わなければならない。

(消防小隊の活動)

第30条 消防小隊は、救助事故現場において積載資器材等

の装備を活用して救助作業を行うとともに、他の消防隊との連携を密にし、一体的な活動を行わなければならない。

(特設小隊の活動)

第31条 特設小隊は、救助事故現場において第26条の規定に準じて活動を行わなければならない。

第6章 報告

(災害現場の活動報告)

第32条 災害現場活動を行った中隊長、小隊長又は副小隊長は、その活動種別に応じて隊活動記録書(別記第1号様式)等を作成し、所属長に提出しなければならない。ただし、他の所属管内に出動した時は、管轄する署長に対しても提出しなければならない。

2 前項により提出を受けた署長は、当該記録書に基づき、災害出動報告書(別記第2号様式)等を作成しなければならない。

3 署長は、前項により作成した災害出動報告書(別記第2号様式)のうち、次に掲げる事項については、速やかに局長に報告しなければならない。

- (1) 死傷者を伴うもの
- (2) 建物焼損延べ1,000平方メートル以上と推定されるもの
- (3) 新聞等の報道に大きく取り上げられる可能性等社会的に影響度が高いもの
- (4) 職員、団員及び関係者等の人身事故を伴うもの
- (5) その他特に局長が必要と認めるもの

第7章 特別警備計画

(特別警備計画)

第33条 特別警備計画は、次の2種に区分する。

(1) 特別消防対象物警備計画 特別消防対象物に対する消防隊等の活動を統制して効率的な消火活動、人命救助活動及び救急活動を図るため、出動、指揮及び活動等の運用について定める計画

(2) 消防危険地域警備計画 消防危険地域に対する消防隊等の活動を統制して、効率的な消火活動、人命救助活動及び救急活動を図るため、出動、指揮及び活動等の運用について定める計画

(特別警備計画の樹立及び運用)

第34条 署長は、管轄区域内(以下「管内」という。)の特別警備計画を樹立し、その適正な運用を期さなければならない。

2 特別警備計画を樹立し又は変更するときは、局長の承認を得るものとする。

3 署長は、前項により承認を得た特別警備計画の写しを、他の署長へ送付しなければならない。

第8章 非常災害警備計画

(非常災害警備計画の種別)

第35条 非常災害警備計画は、次の4種に区分する。

- (1) 大火災警備計画
- (2) 救助、救急警備計画
- (3) 地震警備計画

(4) 風水害警備計画

(非常災害警備計画の樹立)

第36条 署長は、非常災害に対する防御、救急活動の円滑、適正を図るため、非常災害警備計画を樹立しなければならない。

2 非常災害警備計画を樹立し、又は変更するときは、局長の承認を得るものとする。

(非常災害警備の実施)

第37条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常災害警備を実施するものとし、当該警備の実施及び解除は、局長が発令する。

2 署長は、管内に非常災害が発生し、非常災害警備の実施の発令を待つ時間的余裕のないときは、直ちに当該警備を実施するとともに、その状況を局長に即報しなければならない。

(非常災害警備本部の設置)

第38条 局長は、非常災害警備を行うため必要がある場合は、警備本部を局に設置する。ただし、必要に応じ、その場所を変更することがある。

2 前項の警備本部の名称は、警備種別名を冠して呼称する。

3 警備本部の編成及び業務分担は、おおむね別表第3のとおりとする。

第9章 非常招集

(非常招集の種別)

第39条 非常招集(以下「招集」という。)は、次の3種に区分する。

(1) 全員招集 消防職員(以下「職員」という。)の全員の招集

(2) 半数招集 職員の半数の招集

(3) 一部招集 職員のうち必要な人員の招集

(適用除外職員)

第40条 招集は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 休職中又は停職中の職員

(2) 傷病により療養中の職員

(3) 国外又は県外へ出張又は旅行中の職員(参集可能な職員を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が認めた職員(発令)

第41条 局長は、災害の警備を行うに当たって緊急に消防力を増強する必要があると認めたとき、又は災害の状況により残留車両による出動体制を確保する必要があるときは、職員の招集を発令するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、課長又は署長(以下「所属長」という。)は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で事態が急迫しているときは、局長による招集の例に準じて所属職員を招集することができる。この場合においては、所属長は、直ちに局長に報告しなければならない。

(発令の伝達)

第42条 所属長は、招集が発令された場合(前条第2項の

規定による場合を含む。)は、所属職員に対し電話その他の方法をもって速やかに招集の発令を伝達しなければならない。

(参集)

第43条 職員は、招集の発令を受けたときは速やかに所属の課又は署(参集場所が指定されたときは、当該場所)に参集し、所属長にその旨を報告しなければならない。

2 職員は、招集の発令を受けたときに災害その他の事情のため指定の場所に到着し難いときは、最寄りの署所に参集するものとする。

3 職員は、非常災害が発生するおそれのあるとき又は発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく、努めて参集するものとする。

(参集状況の報告)

第44条 所属長は、招集の発令後30分(通信途絶の場合は、1時間)ごとに部隊編成表及び動員状況報告書(別記第3号様式)を局長に提出しなければならない。

2 所属長は、事後速やかに非常招集報告書(別記第4号様式)を局長に提出しなければならない。

(非常招集計画の樹立及び訓練の実施)

第45条 所属長は、この章の定めるところに従いあらかじめ所属職員の非常招集計画を樹立しておかなければならない。

2 所属長は、非常招集計画を樹立したときその他特に招集の迅速適確を図るため必要があると認めるときは、招集の訓練を行うことができる。この場合において、所属長は、当該訓練を行う3日前までに局長の承認を得なければならない。

第10章 警防訓練

(警防訓練)

第46条 警防訓練は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 特別訓練 局長が実施計画を樹立して行うもの

(2) 通常訓練 署長が実施計画を樹立して行うもの

(警防訓練の種別)

第47条 前条の警防訓練は、業務別に次の3種とする。

(1) 消防訓練 火災防御についての訓練

(2) 救助訓練 救助活動についての訓練

(3) 水防訓練 水災防御についての訓練

(訓練の実施)

第48条 警防訓練の実施区分及び実施方法は、次に定めるところによる。

(1) 実施区分

ア 個別訓練 警防活動の基礎となる体力の練成、動作及び資器材の操作の習熟等を行う訓練

イ 小隊訓練 部隊活動の基礎となる小隊の団結力、規律、士気及び協同動作を向上させるために行う訓練

ウ 総合訓練 部隊活動の円滑適正を図るために行う訓練

(2) 実施方法

ア 基本訓練 消防操法等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練

イ 計画訓練 水火災等を想定し消火活動、人命救助活動についての概括的な活動要領を示して行う訓練

ウ 随意訓練 訓練を実施する者又は訓練の指導を行うおうとする者が、その目的に応じ随意に行う訓練

2 署長は、管内の災害要因の予測に基づき火災等を想定して行う現地運用訓練(実際に消防隊等を運用して行う訓練をいう。)又は図上運用訓練(図上により消防隊等を運用して行う訓練をいう。)により計画的に小隊訓練及び総合訓練を行うよう配慮しなければならない。

3 署長は、前項の現地運用訓練を行うときは、局長に報告するとともに、関係署長に連絡するものとする。

(合同訓練)

第49条 署長は、管内において自衛消防隊等を有する事業所又は警防対策上特に必要と認める区域(以下「事業所等」という。)があるときは、消防隊等と事業所等とが有機的な防御活動を行うため、他の関係機関を含め、合同して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練の実施に関し必要な事項は別に定める。

(警防訓練結果報告)

第50条 特別訓練又は通常訓練を実施したときは、特別訓練にあつては消防課長が、通常訓練にあつては署長が訓練結果報告書を作成し、局長に提出しなければならない。

2 署長は、前項の訓練結果報告を有効に活用しなければならない。

第11章 雑則

(即報事項)

第51条 所属長は、災害現場活動等において次に掲げる事項が発生したときは、電話その他の方法により局長に即報しなければならない。

(1) 交通事故を起こしたとき。

(2) 隊員が死傷したとき。

(3) 隊員以外で災害に伴う死傷者があつたとき。

(4) 消防機械、消防通信施設等の故障により活動に支障が生じたとき。

(5) その他即報を要すると認める重要事項が発生したとき。

(通行障害等)

第52条 局長及び署長は、通行障害、水利故障、火災と紛らわしい火等特に警防活動上支障のある事象を発見し、又は通知を受けたときは、関係のある消防隊への連絡その他必要な措置を行うものとする。

(火災防御検討会等)

第53条 署長は、災害現場活動を行ったときは、事後の活動に資するため必要があると認めるものについて当該災害発生後速やかに、当該活動を行った者その他関係者の出席を求めて、次に定める検討会を開催し、災害現場活動の適否その他について討議を行うものとする。

(1) 火災防御検討会 火災防御活動を主体とした検討会

(2) 救助活動検討会 救助活動を主体とした検討会

(施行細目)

第54条 この規程について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

地 域 名	地 域
特 別 地 域	川上町、雑司町、手貝町、今小路町、今在家町
市 街 地 地 域	市域のうち特別地域及び東部地域を除いた地域
東 部 地 域	横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、杣ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生疏里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、荻町、都祁馬場町

別表第2（第10条関係）

出 動 区 分

出動区分		内 容	出 動 隊 数				
			消防小隊 指揮支援 隊	高 度 救助隊 特 別 救助隊 等	救助小隊	救急小隊	計
火災 出動	第1 出動	火災を覚知（火災と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの	2～7 (8)	0～1		0～2	2～9 (10)
	第2 出動	1 特別消防対象物における火災に対し出動するもの 2 火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第1出動では鎮圧しがたく、現場の最高指揮者からの要請により出動するもの 3 気象状況、地理的条件その他の状況から、火災が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合に発出するもの	4～9	0～1	0～1	0～2	4～11 (12)
	第3 出動	第2出動に相当する火災が更に拡大し、又はそのおそれがあり現場の最高指揮者からの要請により出動するもの	8～10	0～1	0～1	0～2	8～13
救助 出動	第1 出動	救助事故の覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に発出するもの	0～3		1	1	2～5
	第2 出動	1 特殊救助事故に対し出動するもの 2 第1出動では救助しがたく現場の最高指揮者からの要請により出動するもの	0～3	1	1	1	3～6
救急 出動		救急事故の覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出場するもの				1	1
特命 出動		1 災害現場からの要請によるほか、災害種別、災害場所等により特に指定する隊及び小隊を出動させるもの 2 消防局長又は現場の最高指揮者の特命により出動するもの	必 要 隊 数				
警戒 出動	第1 出動	1 火災と紛らわしい通報の受信又は怪煙の発見により、調査及び警戒の必要がある場合に発出するもの	2～3	0～1		0～1	2～4
	第2 出動	2 災害の発生が予測され、特に警戒の必要があると認められる場合に発出するもの 3 異臭・毒劇物漏洩に対し出動するもの	3	2		2	7
応援 出動		消防相互応援協定に基づく要請又は消防局長の指示により出動するもの	必 要 隊 数				

備考 1 自署管内の出動は、南消防署にあっては「救助小隊」を「高度救助隊」と、中央消防署にあっては「救助小隊」を「特別救助隊」と読み替える。
2 () 内の数字は出動形態による増強出動の場合

別表第3（第38条関係）

本部長	副本部長	各班及び班長	班 員	業 務 分 担
消防局長	副 局 長 消防危機 統制監 室 長	庶 務 班 保 全 班 総 務 課 長	総務課員	1 本部の総合調整及び指示命令の伝達に関する事 2 消防団に関する事 3 応援機関等に関する事 4 職員の健康状態の掌握及び安全管理に関する事 5 その他総務課所掌事務に関する事
		予 防 班 予 防 課 長	予防課員	1 被害状況の調査及び収集に関する事 2 広報及び報道機関への対応に関する事 3 警報の発令に関する事 4 その他予防課所掌事務に関する事
		通 信 班 指 令 課 長	指令課員	1 情報の収集及び連絡に関する事 2 各班との連絡調整に関する事 3 職員の動員に関する事 4 その他指令課所掌事務に関する事
		警 防 救 助 班 消 防 課 長	消防課員	1 警防活動及び救助活動の運用並びに統制に関する事 2 資器材（救急資器材を除く。）の確保及び補給に関する事 3 避難の指示及び警戒区域に関する事 4 その他消防課所掌事務に関する事
		救 急 班 救 急 課 長	救急課員	1 救急活動の運用及び統制に関する事 2 救急資器材の確保及び補給に関する事 3 その他救急課の所掌事務に関する事
		消 防 第 1 班 中央消防署長 消 防 第 2 班 南 消 防 署 長 消 防 第 3 班 西 消 防 署 長 消 防 第 4 班 北 消 防 署 長 消 防 第 5 班 東 消 防 署 長	各 署 員	1 災害現場における消防活動に関する事 2 避難の指揮及び誘導に関する事 3 被害状況の調査及び収集（予防班と協力）に関する事 4 現場における広報に関する事 5 その他署所掌事務に関する事

別記
第 1 号様式（第32条関係）

隊 活 動 記 録 書					
消防署 奈良消					
災 害 種 別		災害種別詳細		救助事故種別	
出 動 車 両	奈良消		隊 区 分		
覚 知 日 時			受 令 場 所		
出 動 区 分			救助活動有無		
時 間 経 過	出 動 時 分		引 揚		
	現 場 到 着		帰 署		
	救 助 開 始		現場到着所要時間		
	救 助 終 了				
距 離 経 過	出動～現着	km			
出 動 人 員	階 級	氏 名	階 級	氏 名	
現 場 到 着 時 の 状 況					
活 動 概 要					
使 用 資 機 材					
資 機 材 名		数 量	資 機 材 名		数 量
使 用 水 利	水利種別	水利コード	放水開始	放水停止	
	ホ ー ス 口 数	ポンプ圧力	消火栓放水量	その他放水水量	
	口	Mpa	m3	m3	
備 考					

第2号様式（第32条関係）

災 害 出 動 報 告 書										
奈良市消防局長						平成 年 月 日 消防署長				
災 害 種 別			災害種別詳細				救助事故種別			
発 生 場 所										
発 生 日 時				頃	救 助 開 始					
覚 知 日 時						救 助 終 了				
鎮 圧 日 時						救助活動有無				
鎮 火 日 時						覚 知 方 法				
第 1 出 動			第 2 出 動			第 3 出 動				
	台	人		台	人		台	人		
	台	人		台	人		台	人		
	台	人		台	人		台	人		
	台	人		台	人		台	人		
	台	人		台	人		台	人		
	台	人		台	人		台	人		
計	台	人	計	台	人	計	台	人		
特 命 出 動				そ の 他						
	台	人				台	人			
	台	人				台	人			
	台	人				台	人			
	台	人				台	人			
	台	人				台	人			
	台	人				台	人			
	台	人				台	人			
計	台	人		計		台	人			
出 動 人 員	消 防 吏 員			消 防 団 員			合 計			
	人			人			人			
放水開始日時					放水停止日時					
放 水 時 間					総 放 水 量		m3			
気 象 状 況	風 向				風 速	m/s	雨 量	0 mm		
	天 候				気 温	℃	湿 度	%		
	警 報 注 意 報									
消 防 ・ 指 揮 活 動 情 報										
事 故 概 要										
備 考										

死 傷 者 数			男 性		女 性		
	死亡		人		人		
	重症		人		人		
	中症		人		人		
	軽症		人		人		
地 域 建 物 の 状 況							
用 途 地 域				防 火 地 域			
防 火 対 象 物 区 分							
救 助 状 況							
隊 別 出 動 (活 動) 人 員	専任救助隊員	(人)	消 防 隊 員	(人)	消 防 団 員	(人)	
	兼任救助隊員	(人)	救 急 隊 員	(人)	計	(人)	
その他の機関 の出動人員 状 況	警察	人	水防団	人	その他の公的機関	人	
	海上保安庁	人	電力会社	人	事業主体	人	
	日本赤十字社	人	ガス事業者	人	民間	人	
	自衛隊	人	水道事業者	人			
	合 計					人	
被 救 助 者	人	内訳	男性	人	女性	人	
		死亡	人	重症	人	中等症	人
事 故 概 要							
活 動 概 要							
そ の 他							
備 考							

第3号様式（第44条関係）

部隊編成表及び動員状況報告書

(報告者) 署(課)

(警戒配備) 月 日 時 分現在

署所別	部隊編成状況						動員参集人員	備考		
	①当日の編成			②増強部隊			日勤者・非番者等			
	隊	隊数	人数	隊	隊数	人数	人			
合計										
		隊	人		隊	人	人			
本署	消防隊									
	救助隊									
	救急隊									
	その他の部隊									
分署	消防隊									
	救助隊									
	救急隊									
	その他の部隊									
分署	消防隊									
	救助隊									
	救急隊									
	その他の部隊									
動員内訳	合計			内訳	管理職	一般職	署所別	本署	分署	分署
	日勤者	非番者	週休者	休暇者	職務免除	その他	備考			
参集不能者	合計	旅行	長欠	病気	その他	備考				

※ 再任用職員は、その他の部隊の人数欄へ入力すること。

第 4 号様式（第44条関係）

非 常 招 集 報 告 書			
奈良市消防局長			
報告者 印			
招 集 種 別			
発 令 日 時			
発 令 目 的			
招 集 者 氏 名			
階 級	氏 名	階 級	氏 名
		計	名

(平成28年4月1日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第6号

全職員

奈良市救急活動規程を次のように定める。

平成28年4月1日

奈良市消防局長 酒井孝師

奈良市救急活動規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 救急隊の編成（第3条・第4条）
- 第3章 救急活動（第5条－第22条）
- 第4章 報告（第23条・第24条）
- 第5章 雑則（第25条－第27条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく救急業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務 法第2条第9項に規定する業務をいう。
- (2) 救急活動 救急業務を行うための活動又は医師等を搬送する活動をいう。
- (3) 救急事故 法及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象となる事故等をいう。
- (4) 救急現場 救急業務の対象となる傷病者のある場所をいう。
- (5) ドクターカー 患者監視装置等の医療機器を搭載し、医師等が同乗し出場する救急自動車をいう。
- (6) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所をいう。
- (7) 医療保護施設 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行うことを目的とする施設をいう。
- (8) 転院搬送 現に医療機関の管理下にある傷病者を当該医療機関の医師が医療上の理由により、医師の病状管理のもとに緊急に他の医療機関に搬送する必要があると認め、救急要請をした場合をいう。

第2章 救急隊の編成

(救急隊等の編成基準)

第3条 救急隊は、救急自動車1台及び救急隊長以下3人以上の救急隊員をもって編成する。

- 2 救急隊の小隊長は救急隊長（以下「隊長」という。）とし、消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。ただし、医師が同乗する場合は隊長を消防士長とすることができる。

- 3 消防長が特に認める場合は、前2項の規定にかかわら

ず、救急隊を編成できるものとする。

(救急隊員の資格)

第4条 救急隊員は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第3条に規定する救急救命士の免許を受けている者（以下「救急救命士」という。）又は令第44条第3項各号に該当する者とする。

第3章 救急活動

(救急活動)

第5条 救急隊は、現場到着と同時に必要に応じて応急処置等を施し、医療機関に傷病者（救護を要する傷病者をいう。以下同じ。）を搬送しなければならない。ただし、当該傷病者又はその関係者の希望による場合、その他やむを得ない場合は、その他の医療機関等に搬送し、又は傷病の程度により応急処置等のみにとどめることができる。

(救急救命士の活動)

第6条 救急救命士は、この規程に定めるところによるほか、別に定めるところにより救急活動を行わなければならない。

(ドクターカーの運用)

第7条 ドクターカーの運用にあつては別に定める。

(傷病者の取扱い)

第8条 救急隊は、救急事故による傷病者を次に掲げるところにより取扱うものとする。

- (1) 傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。
- (2) 傷病者を搬送することが傷病の程度を悪化させ、又は生命に重大な影響を及ぼすと認められるときは、医師の診断を依頼し、その結果によりこれを搬送し、又は搬送しないものとする。
- (3) 救急現場到着時において傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

2 前項第2号の規定により医師の診断を依頼しようとするときは、あらかじめ指令課に連絡し、隊長自ら又は指令課から依頼するものとする。

(関係者の同乗)

第9条 隊長は、傷病者の搬送に当たり、当該傷病者の看護等が必要があるときは、医師、看護師、警察官、保護者等関係者の同乗を求めるものとする。

(傷病者の引継ぎ)

第10条 隊長は、傷病者を医療機関等に引継ぎするときは、当該医療機関の医師に救護時の傷病状況その他必要事項を連絡するとともに、傷病者搬送票（別記第1号様式）により当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるものとする。

(現場保存等)

第11条 隊長は、傷病の原因に犯罪の疑いがあると認めたときは、速やかにこの旨を警察官に連絡するとともに、現場の保存及び証拠の保存に努めなければならない。

(要保護者等の取扱い)

第12条 隊長は、傷病者が生活保護法に定める被保護者若しくは要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める中国残留邦人等支援給付を受ける者と判断したときは、やむを得ない場合のほか、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）による医療保護施設又は医療機関等に搬送し、直ちにこの旨を傷病者搬送票（別記第1号様式）に必要事項を記載し所属長を経て局長に報告するものとする。

2 局長は、前項の報告を受けた場合は、要保護傷病者等送院通知書（別記第2号様式）を、生活保護法第19条各項に定める機関に送付するものとする。

（関係先への連絡）

第13条 隊長は、傷病者の傷病の状況等により必要があると認めるときは、関係行政機関、傷病者の家族等に連絡するよう努めるものとする。

（医療機関等との連絡）

第14条 局長は、医療機関等と救急業務の実施について常に緊密な連絡を取り、救急業務の円滑な遂行を図るものとする。

（救急事故種別及び救護種別の分類）

第15条 救急事故種別の分類については、別表第1に定めるところによるものとする。

2 救護種別の分類については、別表第2に定めるところによるものとする。

（消毒の実施）

第16条 救急隊は、救急自動車及び積載資器材等について、次に掲げる区分により消毒を実施しなければならない。

(1) 使用後消毒 使用後随時

(2) 定期消毒 毎月1回

2 前項の規定による消毒を効果的に行うための実施要領については、別に定めるところによる。

（感染防止対策）

第17条 隊員は、傷病者の応急処置等に際しては、ゴム手袋等を着装し、血液等に直接触れないよう措置を講ずるとともに、消毒薬液等を活用して傷病者及び隊員自身の感染防止に努めなければならない。

2 隊長は、救急活動により救急隊員に血液等による汚染が発生した場合、血液等による救急隊員汚染状況報告書（別記第3号様式）に必要事項を記載し所属長を経て局長に報告するものとする。

3 救急隊は救急活動により生じた血液、吐物等の付着した廃棄物を適正に処理しなければならない。

（法定伝染病患者等の取扱い）

第18条 隊長は、法定伝染病若しくはその疑いのある傷病者又はウイルス性感染症の傷病者を搬送した場合は、隊員、救急自動車及び積載資器材の汚染に留意し直ちに所定の消毒を行い、この旨を血液等による救急隊員汚染状

況報告書（別記第3号様式）に必要事項を記載し所属長を経て局長に報告するとともに当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

（救急資器材）

第19条 救急自動車には、次に掲げる救急資器材を備えるものとする。

(1) 応急処置等に必要な救急資器材で別表第3に掲げるもの

(2) 通信、救出等に必要な救急資器材で別表第4に掲げるもの

2 救急自動車には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、別表第5に掲げる救急資器材を備えるものとする。

3 救急資器材は常に点検を行い、機能の保持に努めなければならない。

（救急訓練）

第20条 局長又は所属長は、救急事案及び集団災害に対する現場活動に係る知識及び技術の向上を図るため、救急訓練を定期的実施するものとする。

（救急隊員の技能維持）

第21条 局長又は所属長は、救急隊員の行う応急処置等に関する知識及び技能等の維持向上を図るものとする。

（市民に対する応急手当の普及啓発）

第22条 局長は、市民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

第4章 報告

（救急出場報告）

第23条 救急活動を行った隊長は、救急出場報告書（別記第4号様式）を作成し、速やかに所属長に提出しなければならない。

2 前項により提出を受けた所属長は、当該報告書に基づき救急日報（別記第5号様式）を作成し、速やかに局長に提出しなければならない。

（救急搬送証明）

第24条 局長又は所属長は、救急搬送に関する証明を救急搬送証明書交付申請書（別記第6号様式）により申請があった場合、救急搬送証明書（別記第7号様式）を交付するものとする。

2 救急搬送証明書の申請者は、救急搬送を受けた本人又は家族とする。ただし、委任を受けたものが委任状を申請書と併せて提出したときは、この限りでない。

3 申請者がやむを得ない理由により交付申請書を直接提出できない場合は、郵送によることができるものとする。なお、郵送による場合は、申請者の住所及び氏名を記載し、必要となる切手を貼付した返信用封筒及び交付申請書を提出させ、記載事項等を確認した後、申請者に証明書を送付することとする。

4 証明書の発行者は、当該傷病者を搬送した救急隊が所属する局長又は署長とする。

5 救急搬送証明書を交付した場合は、発行部数を明らかにし、その写しを保存するものとする。

第5章 雑則

(即報事項)

第25条 所属長は、奈良市警防活動規程第51条に掲げる即報事項が発生したときは、電話その他の方法により局長に即報しなければならない。

(救急活動検討会)

第26条 局長及び所属長は、災害現場活動を行ったときは、事後の活動に資するため必要があると認めるものについて当該災害発生後速やかに、当該活動を行った者その他

関係者の出席を求めて、救急活動検討会を開催し、災害現場活動の適否その他について討議を行うものとする。

(施行細目)

第27条 この規程について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

事 故 種 別 表

事 故 種 別	事 項
火 災 事 故	火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
自 然 災 害 事 故	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、雪崩、地すべりその他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。
水 難 事 故	水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
交 通 事 故	全ての交通機関相互の衝突及び接触若しくは単一の事故又は歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
労 働 災 害 事 故	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
運 動 競 技 事 故	運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故（観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷した者を含み、競技場内の混乱による事故等を除く。）をいう。
一 般 負 傷	他に分類されない不慮の事故をいう。
加 害	故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。
自 損 行 為	故意に自分自身に傷害を加えた事故をいう。
急 病	疾病によるもので救急業務として行ったものをいう。
転 院 搬 送	現に医療機関に収容されている者を当該医療機関から他の医療機関に搬送するものをいう。
医 師 搬 送	医師を救急現場等へ搬送するものをいう。（看護師及び助産師を含む。）
資 器 材 等 輸 送	救急現場等へ救急資器材及び医療資器材を輸送するものをいう。
そ の 他	転院搬送、医師、看護師搬送、医療資器材等の輸送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち、各種別の救急事故に分類不能のもの及び誤報、いたずら等で救急事故等の不明なものを含む。）をいう。

別表第2（第15条関係）

救 護 種 別 表

救護種別	事 項
傷病者搬送	依頼搬送 傷病者又はその関係者の依頼による特定の医療機関への搬送をいう。
	選択搬送 事故発生場所の直近であって、傷病者の傷病内容に適応する救急医療機関への搬送をいう。
不搬送	不救護 傷病者を医療機関へ搬送しなかったものをいう。 (傷病者なし、拒否、酷酔、死亡、誤報、いたずら等)
	現場処置 救急現場で応急処置を行い、傷病者を医療機関等へ搬送しなかったものをいう。

別表第 3 (第19条関係)

救 急 資 器 材

分 類	品 名
観 察 用 資 器 材	患 者 監 視 装 置 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 血 検 心 電 イ 心 体 温 ト 聴 診 計 器
呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材	気 道 確 保 用 資 器 材 吸 引 器 一 喉 頭 入 器 一 酸 素 吸 入 器 一 自 動 式 人 工 呼 吸 器 一 自 動 体 外 式 除 細 動 式 手 動 式 人 工 呼 吸 器 一 マ ギ ー ル 鉗 子
創 傷 等 保 護 用 資 器 材	固 定 用 資 器 材 創 傷 保 護 用 資 器 材
保 温 ・ 搬 送 用 資 器 材	雨 ス ク ー プ ス ト レ ッ チ ャ 担 バ ッ ク ボ ー 保 温 用 毛 布
感 染 防 止 ・ 消 毒 用 資 器 材	感 染 防 止 用 資 器 材 消 毒 用 資 器 材
そ の 他 の 資 器 材	ト リ ア ー ジ タ ッ グ 膿 は ピ ン セ ッ 盆 分 娩 用 資 器 材 冷 却 用 資 器 材

別表第 4 (第19条関係)

救 急 資 器 材

分 類	品 名
通 信 用 資 器 材	車 載 無 線 機
救 出 用 資 器 材	救 命 浮 環 救 万 命 綱 万 能 斧
そ の 他 の 資 器 材	保 救 安 帽 急 急 急 ば ん 警 中 電 笛 懐 電 灯
その他必要と認められる資器材	

別表第5（第19条関係）

救急資器材

分類	品名
観察用資器材	血糖値測定器
呼吸・循環管理用資器材	呼吸二酸化炭素測定器具 シヨックパ 自動式心マッサー 心肺蘇生用背板 特定行為用資器材 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡
通信用資器材	携帯電 情報通信用 心電図伝送等送受信機 端末器
その他の資器材	在宅療法継続用資器材 リンドグカッタ

別記

第1号様式（第10条、第12条関係）

傷病者搬送票

		出場番号		
収容年月日時刻		年 月 日 時 分		
発生場所		町		
傷病者	氏名 年齢 性別	歳 男・女		
救急小隊名		奈良市 消防署 本署・分署 救急小隊 小隊長		
医師 記 載 欄	医療機関名 及び医師名			
	診断名 〔初診による〕 〔診断で可〕			
	診療科目			
	程度	〔軽（入院不要）・中（入院要）・重（入院三週間以上）・死〕		
備考				要保護者 (該当者のみ囲む)

第2号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市消防長

要保護傷病者等送院通知書

次の要保護傷病者等についてよろしくお願いします。

覚 知 日 時	年 月 日 時 分
出 場 場 所	奈良市 町 丁目 番地 番 号
収 容 医 療 機 関	奈良市 町 丁目 番地 番 号
住 所	
氏 名 ・ 性 別 ・ 職 業	男 ・ 女
年 齢 ・ 生 年 月 日	推定 歳 年 月 日生
事 故 種 別	
摘 要	上記の傷病者は、金銭の所持が無く、また適当な 保護者がいないため、要保護傷病者と推定し、 市保護課（ 氏に電話連絡済） に通知するもの。
備 考	

第3号様式（第17条関係）

血液等による救急隊員汚染状況報告書

発 生 日 時					
出 場 場 所					
救急隊長	階 級		隊 員	階 級	
	氏 名			氏 名	
	生 年 月 日	(年齢 歳)		生 年 月 日	(年齢 歳)
	拝 命 年 月 日			拝 命 年 月 日	
機 関 員	階 級		隊 員	階 級	
	氏 名			氏 名	
	生 年 月 日	(年齢 歳)		生 年 月 日	(年齢 歳)
	拝 命 年 月 日			拝 命 年 月 日	
隊 員	階 級		隊 員	階 級	
	氏 名			氏 名	
	生 年 月 日	(年齢 歳)		生 年 月 日	(年齢 歳)
	拝 命 年 月 日			拝 命 年 月 日	
傷 病 者	住 所				
	氏 名				
	傷 病 名				
	傷 病 状 態				
救急活動状況	覚 知 日 時				
	活 動 概 要				
	搬 送 先				
	担 当 医 師				
汚 染 状 況					
医 師 の 指 示 指 導 事 項					
感 染 源 保 有 者 と 判 明 し た 経 緯					
救 急 隊 員 の 汚 染 防 止 措 置					
救 急 隊 員 の 活 動 後 消 毒 状 況					
救 急 隊 員 の 健 康 状 態 そ の 他					

第4号様式（第23条関係）

救急出場報告書

署 所		入 電 日 時	年 月 日 時 分 秒		
事 故 種 別		覚 知 日 時	年 月 日 時 分 秒 曜日		
救 急 小 隊		覚 知 方 法		不・救護区分	
出 動 場 所					
発 生 場 所					
受 令 場 所			天 候		
活 動	経 過		病 院 搬 送 (転 送) 経 過		
出 動	年 月 日 時 分 秒		1		
現 場 到 着	年 月 日 時 分 秒		到 着 時 分 秒 出 発 時 分 秒		
傷 病 者 接 触	年 月 日 時 分 秒		2		
車 内 収 容	年 月 日 時 分 秒		到 着 時 分 秒 出 発 時 分 秒		
現 場 出 発	年 月 日 時 分 秒		3		
病 院 到 着	年 月 日 時 分 秒		到 着 時 分 秒 出 発 時 分 秒		
医 師 引 継	年 月 日 時 分 秒		4		
引 揚	年 月 日 時 分 秒		到 着 時 分 秒 出 発 時 分 秒		
帰 署	年 月 日 時 分 秒		5		
搬 送 人 員	男 人 女 人		到 着 時 分 秒 出 発 時 分 秒		
現 場 処 置 人 員	男 人 女 人				
応 急 手 当 指 導		後 方 支 援		転院元医療機関	
所 要 時 間	走 行 距 離				
覚 知 ～ 現 着	時間 分 秒		出 動 ～ 現 場	Km	
現 着 ～ 搬 送	時間 分 秒		現 場 ～ 病 院	Km	
出 動 ～ 帰 署	時間 分 秒		出 動 ～ 帰 署	Km	
所 要 時 間	時間 分 秒		特 殊 事 案		
事 故 概 要					
他 隊 連 携			他隊搬送人員	男 人 女 人	
連 携 隊					
トクターカー等要請	医師出動要請		搬送医師数		人
活動上の障害					
障害内容					
出 動 隊 員 / 資 格					
小隊長名					
機関員名					
隊員名					
隊員名					
隊員名					
隊員名					
作 成 者					

救 急 出 場 報 告 書

署 所		出 動 番 号		傷病者番号	
事故種別(傷病者)		生 年 月 日		年 月 日	歳
フリガナ				性別	
氏 名				傷病程度	
住 所					
居 住 区 分		職 業		不搬送理由	
受 傷 形 態			発 生 場 所 区 分		
収 容 医 療 機 関			発 生 箇 所 区 分		
救急隊判断緊急度		交渉回数	回	発 生 階	階
科 目			医 師 名		
選 定 者			選 定 理 由		
疾 病 分 類			既 往 症		
病 院 交 渉 経 過 / 受 入 不 能 理 由					
1	11				
2	12				
3	13				
4	14				
5	15				
6	16				
7	17				
8	18				
9	19				
10	20				
観 察 1		時	時 分		
意識 :	歩		表情 :		
顔色 :	呼 吸		呼吸回数 :		回 / 分
脈拍 :	脈 拍 回		SpO2 :		%
血压 :	/ mmHg	血压測定時	時 分	体温 :	℃
瞳孔(右) :	瞳 孔		出血部位 :		
瞳孔直径(右) :	mm	瞳 孔 直 径	mm	出血量 :	CC
四肢等 :	皮 膚				
呼吸音 :	心		その他 :		
観 察 2		時	時 分		
意識 :	歩		表情 :		
顔色 :	呼 吸		呼吸回数 :		回 / 分
脈拍 :	脈 拍 回		SpO2 :		%
血压 :	/ mmHg	血压測定時	時 分	体温 :	℃
瞳孔(右) :	瞳 孔		出血部位 :		
瞳孔直径(右) :	mm	瞳 孔 直 径	mm	出血量 :	CC
四肢等 :	皮 膚				
呼吸音 :	心		その他 :		
応急救置					
使用資器材					
現場到着時及び傷病者の状況等					
車内への収容 1				車内への収容 2	
同乗者 1		同乗者 2		同乗者 3	
救急隊応急救置なし理由					

第5号様式（第23条関係）

救 急 日 報

期間 年 月 日 時 分 秒～ 年 月 日 時 分 秒

番号	事 故 種 別	覚知時間 帰署時間	出動（事故発生） 場 所	氏 名・性 別 生年月日・年齢	傷病名 ・程度	収 容 医療機関	事故概要	隊名	備考
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					
		: : : :		年 月 日 歳					

第 6 号様式（第24条関係）

救急搬送証明書交付申請書

年 月 日

奈良市消防局長
(奈良市 消 防 署 長)

申請者

住所

氏名

電話

代理人

印

住 所			
氏 名			
覚 知 日 時	年 月 日	時 分	
発 生 場 所			
提 出 先		部 数	通
目 的			

- ※ 提出先欄は、当書類を提出される関係先の名称を記入してください。
- ※ 本人が確認できる書類を提示してください。
- ※ 本人以外が提出する場合、本人の署名捺印入りの委任状を提出してください。

第7号様式（第24条関係）

救急搬送証明書

住	所			
氏	名			
生	年	月	日	性別
救急事故の覚知日時		年 月 日 時 分		
搬送先の到着時分		年 月 日 時 分		
出	場	場	所	奈良市
収容医療機関等名				

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

奈良市消防長

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第7号

全 職 員

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市火災調査規程の一部を改正する訓令

奈良市火災調査規程（平成11年奈良市消防局長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「消防隊員及び調査員」を「調査員及び調査に従事する者（以下「調査員等」という。）」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「調査員」を「調査員等」に改める。

第14条から第22条までの規定中「調査員」を「調査員等」に改める。

第24条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第26条及び第28条中「調査員」を「調査員等」に改める。

第29条を次のように改める。

（報告）

第29条 署の調査員等は、前条の調査書類を作成したのち、火災調査報告書（別記第13号様式）を添付し、速やかに署長に報告しなければならない。ただし、局長が別に定める火災については、調査書類の一部を簡略化することができる。

2 前項の規定にかかわらず、大規模火災等で局長が特に必要と認めるものにあっては、局長に報告するものとする。

3 署長は、毎月の火災調査書類の作成状況を局長に報告しなければならない。

第30条第1項中「調査員」を「調査員等」に改める。

第34条第1項中「調査員」を「調査員等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、大規模火災等で局長が特に必要と認めるものにあっては、局長に報告するものとする。

別記第5号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(平成28年 4 月 1 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第44号

平成28年 4 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年 4 月 5 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成28年 4 月12日（火）

午後2時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

（1）第70回奈良市民体育大会の開催について
議事

議案第1号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の解任及び任命について

議案第2号 平成28年度学校施設開放運営協議会委員及び管理指導員の委嘱について

その他

（1）奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 3月～4月

（2）平成28年度4月教員人事異動総括について

(平成28年 4 月 5 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第8号

平成28年 6 月 2 日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成28年 6 月 3 日から平成28年 6 月 7 日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成28年 4 月28日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成28年 4 月28日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第9号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成28年 6 月 3 日から平成28年 6 月 7 日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成28年 4 月28日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成28年 4 月28日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成28年4月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年4月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 中 田 武 文

- 1 日時
平成28年4月14日（木） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（3月専決処理分）
 - (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (6) 知事許可について（3月許可分）

（平成28年4月7日揭示済）